

西宮市地域福祉計画

第4期（令和4～令和10年度）

令和4年3月

西宮市

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置づけと期間..... | 2 |
| 3 計画の策定体制..... | 5 |
| 4 地域福祉計画と「持続可能な開発目標（SDGs）」..... | 6 |
| 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 | 7 |
| 1 統計データ等からみる西宮市の現状..... | 7 |
| 2 西宮市地域福祉計画（第3期）の取組評価..... | 11 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 14 |
| 1 計画の基本理念..... | 14 |
| 2 計画の基本目標..... | 15 |
| 3 施策体系..... | 16 |
| 4 計画の重点施策..... | 17 |
| 5 地域福祉の圏域の整理..... | 20 |
| 第4章 施策の展開 | 21 |
| 基本目標1 みんなで育ちあう地域づくり..... | 21 |
| 基本目標2 誰もがつながり活躍できる場づくり..... | 30 |
| 基本目標3 総合的な相談支援体制づくり..... | 34 |
| 第5章 計画の推進に向けて | 43 |
| 1 計画の推進..... | 43 |
| 2 計画の進行管理・点検..... | 43 |
| 資料編 | 44 |
| 1 統計データ詳細..... | 44 |
| 2 アンケート調査結果等の詳細..... | 69 |
| 3 計画の策定経過..... | 88 |
| 4 西宮市地域福祉計画策定委員会..... | 89 |
| 5 西宮市地域福祉推進検討会議..... | 93 |
| 6 用語解説..... | 95 |

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年わが国では、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴う単身世帯の増加や核家族化の進行、雇用環境の変化による非正規労働者の増加等、社会状況が大きく変化しています。そして、ICTの急速な進化等、生活環境の変化に伴う個人の価値観やライフスタイルの多様化、世代間の意識の違いにより、地域のつながりは希薄化し、地域社会の脆弱化につながっています。加えて、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人とのつながりづくりが一層困難な状況となりました。

本市においても、少子高齢化や世帯人員の減少による高齢者だけの世帯の増加と核家族化の進行が見られる中、従来の家族機能は低下し、地域のつながりも希薄化しています。この結果、地域では子育てや介護の悩み、子供や障害のある人、高齢者に対する虐待等の従来からある福祉課題に加え、ひきこもりや支援拒否等による社会からの孤立、高齢の親が無職の子供を支える「8050 問題」、本来は大人が担う家事や介護等を日常的に子供が行う「ヤングケアラー」等、これまでのような福祉の分野別支援では対応が困難な複合化・複雑化した福祉課題が生じています。

これらの福祉課題に対応するためには、公的サービスの提供だけでなく、住民相互の支えあい機能を強化し、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、行政と地域住民や地域の多様な主体とが協働して課題の解決に取り組む包括的な支援体制を構築することで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を実現する必要があります。

本市では、平成 17 年 3 月に「西宮市地域福祉計画」を策定し、その後も市民の新たなニーズを踏まえ、平成 22 年 3 月に第 2 期、平成 28 年 3 月に第 3 期と計画を改定しました。第 3 期計画では「みんながつながり 支えあい 共に生きるまち 西宮」を基本理念とし、その実現に向けて多様な人々が連携して支えあうまちづくりを推進してきました。

また、西宮市社会福祉協議会においては地域福祉推進計画を策定し、地域福祉を推進するための様々な事業を実施する中で、市内に 35 ある地区社会福祉協議会において、地域住民が主体的に交流や見守り・支援活動等の小地域福祉活動が展開されるよう取り組まれています。

このような国や本市の動向を踏まえ、今回策定する「西宮市地域福祉計画（第 4 期）」（以下、「本計画」という）は、地域共生社会の実現に向けた本市の取り組みと、分野を超えた連携のさらなる推進を図るため策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

(1) 地域福祉計画とは

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域共生社会の実現に向けて、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や、推進に向けた基本的な方向を定める行政の計画です。

社会福祉法は平成29年6月に一部が改正され、これまで任意とされていた市町村及び都道府県地域福祉(推進)計画の策定が努力義務とされるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられました。加えて、国や地方公共団体の責務として、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)の整備に努めなければならないとされました。

さらに、令和2年6月の同法改正により、市町村は地域福祉計画において包括的な支援体制の整備に関する事項を定めることが努力義務とされました。

社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

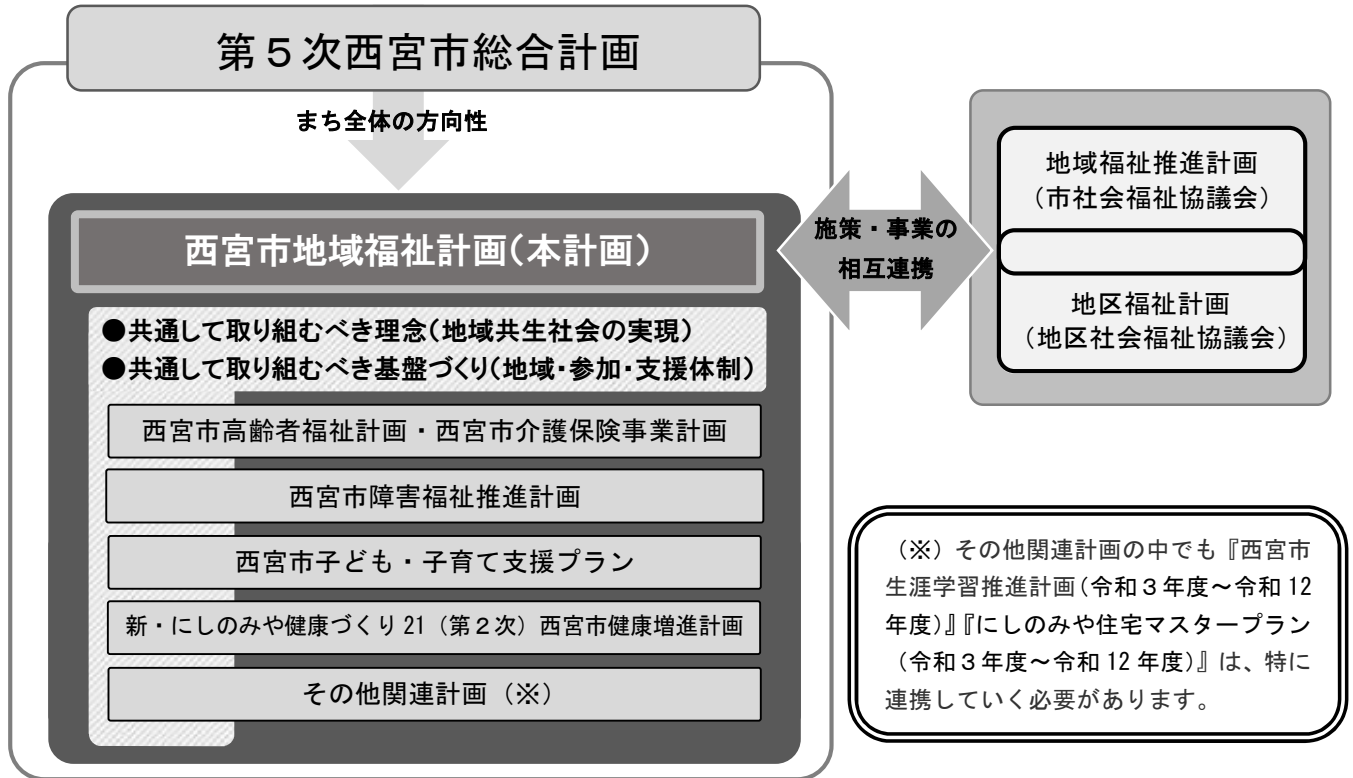
五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は「第5次西宮市総合計画」を上位計画とし、地域福祉を推進するための部門別計画です。また、社会福祉法において地域福祉計画は高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられています。これらのことから、本計画は、福祉の分野別計画やその他関連計画において共通して取り組むべき事項（理念・基盤）を定めるとともに、西宮市社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画とも整合・連携を図り、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。



(3) 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和10年度までの7年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、令和7年度に中間評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | ... |
|----------------------------|----------|-------------|------|-----|-----|----------|-----|-----|------|-----|
| 第5次西宮市総合計画 | 基本計画【前期】 | | 基本構想 | | | 基本計画【後期】 | | | ... | |
| 西宮市地域福祉計画 | 第3期 | 中間評価 第4期 | | | | | | | ... | |
| 西宮市高齢者福祉計画・ 西宮市介護保険事業計画 | → | | → | | | → | | | ... | |
| 西宮市障害福祉推進計画 | → | | → | | | → | | | ... | |
| 西宮市子ども・子育て支援プラン | → | | → | | | → | | | ... | |

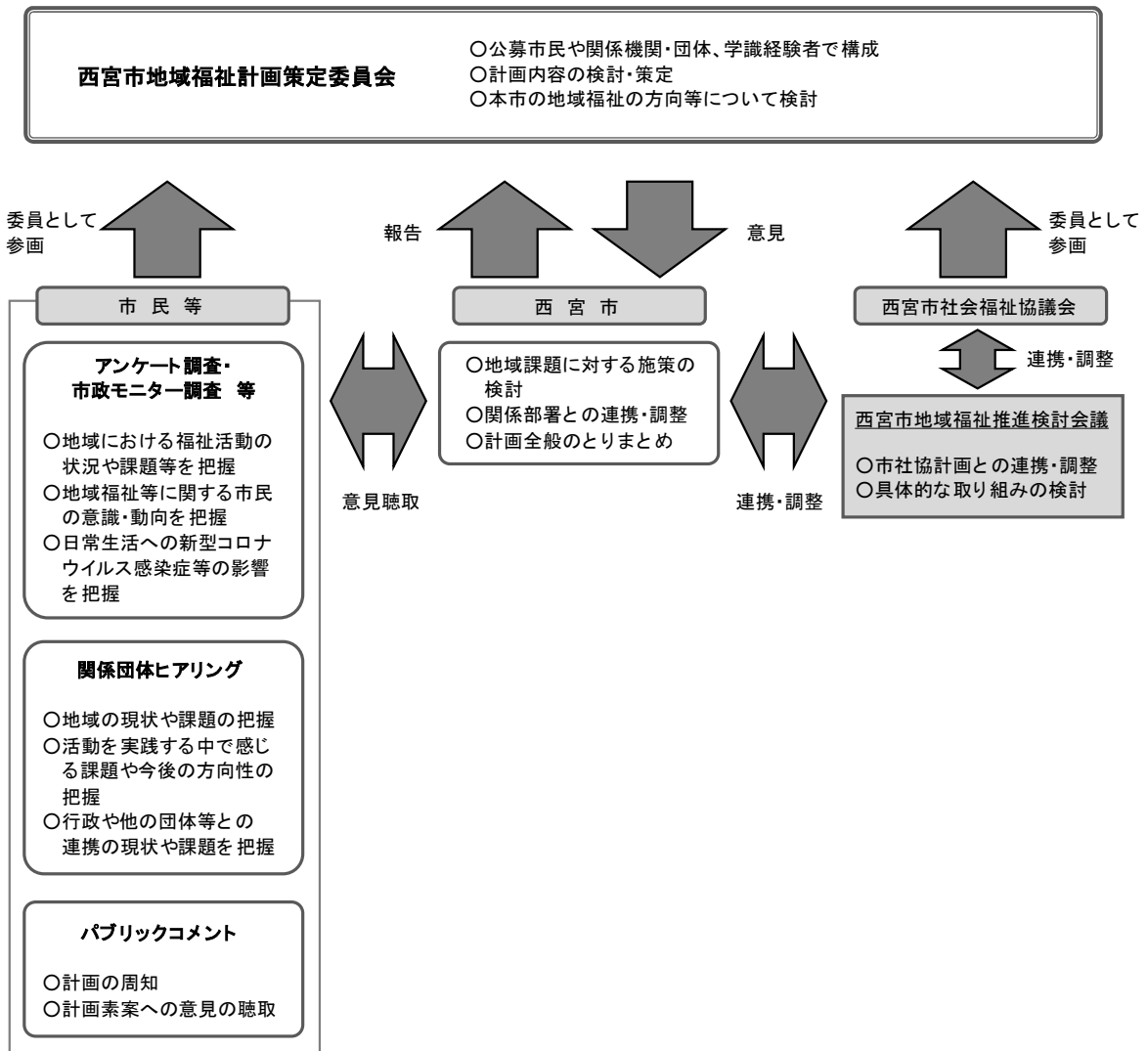
3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民代表や関係機関・団体の代表、学識経験者によって構成される「西宮市地域福祉計画策定委員会」において、地域福祉を取り巻く現状・課題の整理や計画内容に関する検討を進めました。

また、西宮市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会における活動状況や課題等の把握・検討を行うとともに、「西宮市地域福祉推進検討会議」において、地域福祉に関わる市の関係部署と社会福祉協議会が共に計画内容の検討や施策・事業の協議を行いました。

さらに、市民を対象としたアンケート調査や市政モニター調査を通じ、地域福祉の意識・動向を把握するとともに、関係団体ヒアリング等を通じて、地域の関係者・関係団体や専門機関等の意識・動向、ニーズ、連携の課題等の把握に努めました。

なお、計画素案の段階において、計画に市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。



4 地域福祉計画と「持続可能な開発目標(SDGs)」

平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。SDGs (Sustainable Development Goals) では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

本市では、第5次西宮市総合計画の各施策分野にSDGsの目指す17のゴールを関連づけることにより、SDGsの達成に向けた取り組みを一体的に推進しています。

本計画においては、特に以下に掲げるSDGsの8つの目標達成に寄与することが期待されています。



資料：国際連合広報センター

【本計画における取り組みとSDGsの対応】



生活困窮世帯やひとり親世帯等、経済的に困窮している世帯への支援の実施



全ての人々が健康的な生活を確保するための医療・福祉体制の整備



全ての人々が生涯を通じて質の高い教育を受けられる環境を整備し、生きる力を育む



性別等に関わらず、誰もが地域社会に参画できる環境の整備



平等な社会参画のための支援と多文化共生社会実現のための支援の実施



支えあい、助けあいの促進、防災・防犯等の充実を通じた安全で安心して暮らせる地域の実現



差別の解消や虐待の防止等を通じた、全ての人への人権の保障



行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データ等からみる西宮市の現状

統計や各種調査から本市の現状を整理しました。

まとめの見方…(統): 統計、(ア): アンケート調査結果、(ヒ): ヒアリング調査結果

※統計や各調査結果の詳細は資料編を参照

▼ 人口減少期に入っています。また、国や県よりも緩やかですが、今後も確実に少子高齢化が進行します。

(統) 本市の総人口は緩やかに減少しており、令和2年時点では484,204人となっています。今後も減少が続き、次第に減少幅が大きくなることが予想されています。

【P.44 参照】

(統) 本市の出生数は減少しており、平成30年以降は4,000人を下回っています。

【P.45 参照】

(統) 本市の老年人口(65歳以上)の割合は、令和7年時点では国や県よりも低いものの、令和22年時点では国とほとんど同じ数値になることが予想されています。

平成28年には約2.7人の現役世代(15~64歳)で1人の高齢者を支えていましたが、令和22年には約1.6人の現役世代で1人の高齢者を支える時代になることが予想されています。【P.44~45 参照】

▼ 世帯の規模が縮小しており、これまでのように家族だけで支えあうことは困難です。

(統) 本市の世帯数は増加しており、令和2年時点で224,016世帯となっています。一方で、1世帯あたりの人員数は減少しており、令和2年時点で2.16人となっています。

【P.46 参照】

(統) 本市の単独世帯の割合は一貫して増加しており、令和2年時点では36.3%となっています。【P.46 参照】

(統) 本市の高齢者世帯のうち一人暮らし高齢者と高齢者夫婦世帯が占める割合が増加しており、令和2年時点で70.3%と国や県よりも高くなっています。高齢者のみの世帯が今後も増加すると予想されています。【P.47 参照】

▼ 地域で実施されている通いの場や社会参加等の取り組みを継続して推進し、居場所づくりを充実する必要があります。

(統) つどい場やふれあい・いきいきサロン、認知症カフェ等、様々な「居場所」が地域に存在しています。【P.67 参照】

(統) 西宮いきいき体操やスポーツクラブ21、宮水学園といった個人の健康維持や趣味活動を通じたつながりづくりが地域で展開されています。【P.67~68 参照】

▼ 地域の関係性が希薄化しており、困った時にお互いに助けあい、支えあえる環境をつくる必要があります。

- ア 隣近所とのつながりについて、内容によっては困った時に相談し、助けあえる関係を理想とする人が多くなっています。【P.70 参照】
- ア ほとんど近所づきあいがいない人が約 20%となっており、20 代では 30%を超えています。【P.71 参照】
- ア 住民同士の助けあい・支えあいを推進するため、住民同士の助けあい・支えあい活動の場の整備を求める人が多くなっています。【P.73 参照】
- ア 地域とのつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えていると感じている市窓口・相談支援機関が多くなっています。【P.78 参照】

▼ 地域活動等の担い手が減少しており、新たな担い手を確保する必要があります。

- 統 民生委員・児童委員に欠員が生じています。また、世帯数の増加に伴い、民生委員・児童委員 1 人あたりの担当世帯数が増加しています。【P.63 参照】
- 統 阪神淡路大震災等を契機としてボランティアに登録している個人・グループの数が増加しましたが、近年は減少しています。【P.64 参照】
- 統 自治会や老人クラブ、子ども会といった地縁団体が減少傾向にあり、加入者も徐々に減少しています。【P.62~63 参照】
- 統 従来の地縁団体とは異なる活動主体（NPO 法人）が設立され、様々な活動が行われています。【P.64 参照】
- 統 民間企業の社会・地域貢献活動や、福祉に対する関心を高めるための取り組みが実施されています。【P.65 参照】
- ア 地域活動やボランティアに参加したことがない人の割合が 40%を超えています。また、若い世代を中心に地域活動やボランティアに参加したことがない人が多くなっています。【P.74 参照】
- ア 地域活動やボランティアを推進するために必要な取り組みとして、活動に関する情報の収集・発信、気軽に参加・体験できる場や機会の提供を求める人が多くなっています。【P.75 参照】
- ア コロナ禍で地域活動のための外出機会が減少した人が 30%を超えています。【P.84 参照】

▼ 既存の制度では対応できない課題を抱える人・世帯が増加しており、誰一人取り残さない支援を推進する必要があります。

- ア 市窓口・相談支援機関の多くが、既存の制度では対応できない個人や世帯、分野をまたぐ複合的な福祉課題を抱える世帯や個人が増加していると感じています。
【P.78 参照】
- ア 制度の狭間や複合多問題といった福祉問題に関する相談を受けたことがある市窓口・相談支援機関が 90%を超えています。【P.79 参照】
- ヒ 複合的な問題を抱えている世帯は地域とつながっていないことがほとんどであり、大事になってから表面化するケースが多いという意見が出ています。【P.85 参照】
- ヒ 複合的な問題について、相談者個人の問題として捉えるのではなく、世帯の問題として掘り下げなければ、表面的な把握で終わってしまうという意見が出ています。
【P.85 参照】

▼ どんな悩みを抱えている人にも適切な支援が届くように、相談を漏らすことなく受け止める体制をつくり、それぞれの生活課題に迅速に対応していくことが必要です。

- ア 市民が悩みごとを相談する相手は、家族や親族が 70.5%、西宮市の公的な相談窓口が 51.8%となっています。【P.77 参照】
- ア 相談者へ支援する際、他の課や相談支援機関等とスムーズに連携できていると感じている市窓口は 30.4%、相談支援機関は 47.8%となっています。【P.80 参照】
- ヒ 相談支援機関からは、つながりのない部署との連携が難しいと感じることがあるという意見が出ています。【P.86 参照】
- ヒ 連携や対応がうまくいっているケースを分析し、フィードバックする必要があるという意見が出ています。【P.86 参照】

▼ 新型コロナウイルス感染症等の影響で生活困窮に陥る恐れのある人が増えており、安心して暮らし続けられるための支援や環境づくりが必要です。

- 統 生活保護を受給している世帯の約 50%を高齢者世帯が占めており、次いで傷病・障害者世帯、母子世帯となっています。【P.50 参照】
- 統 令和元年度から令和2年度にかけて、生活困窮の相談件数や住居確保給付金の支給件数が大きく増加しています。【P.51 参照】
- 統 新型コロナウイルス特例貸付の利用者数は、緊急小口資金・総合支援基金共に 3,000 人を超えています。【P.51 参照】
- ア コロナ禍での悩みごとについて、誰（どこ）にも相談するつもりがない人は約 50%、誰（どこ）に相談すればよいかわからない人は約 20%となっています。【P.83 参照】

▼ 相対的貧困世帯やヤングケアラー、8050 問題等の課題を抱える人が一定いると考えられ、実態を把握するとともに、包括的に支援をしていく体制を構築する必要があります。

- 統 平成28年度調査では、小学5年生のいる世帯の6.9%、中学2年生のいる世帯の6.7%が相対的貧困世帯に該当しています。【P.52参照】
- 統 令和元年度から令和2年度にかけて、母子父子寡婦福祉資金の貸付件数と貸付額が大きく増加しています。【P.53 参照】
- 統 就学奨励金支給者は令和2年度時点では小学校で 3,110 人、中学校で 1,756 人となっています。【P.54 参照】
- 統 厚労省、文科省の調査をもとに本市のヤングケアラーの人数を推計すると、令和2年度時点で中学2年生では 264 人、高校2年生では 166 人のヤングケアラーがいると考えられます。【P.61 参照】
- 統 内閣府の調査をもとに本市の 40～64 歳のひきこもりの人数を推計すると、平成 30 年度時点で約 2,500 人が該当すると考えられます。【P.61 参照】

▼ DVや虐待、消費生活相談等が増加しており、一人ひとりの尊厳が守られ、自分らしい生活を送るための権利擁護支援の体制強化・環境づくりに取り組む必要があります。

- 統 平成 29 年度以降、児童虐待の相談件数が増加しており、令和元年度以降は 1,000 件前後で推移しています。【P.57 参照】
- 統 DV の相談件数が増加しており、令和元年度以降は約 700 件で推移しています。【P.57 参照】
- 統 消費生活相談件数が増加しており、令和2年度時点で 5,365 件となっています。【P.58 参照】
- 統 権利擁護支援センターの新規相談件数が増加しており、令和2年度時点で 533 件となっています。【P.58 参照】
- 統 平成 30 年以降、成年後見制度利用者は約 1,000 人で推移しています。また、その多くが後見類型での利用です。【P.60 参照】

2 西宮市地域福祉計画(第3期)の取組評価

平成 28 年 3 月策定の「西宮市地域福祉計画」では、基本理念「みんながつながり 支えあい 共に生きるまち 西宮」を実現するため、「地域福祉を推進するための基盤づくり」「誰もが安心して暮らすことができる相談・支援体制づくり」「地域福祉の推進を支えるための仕組み・環境づくり」の 3 つの基本目標のもと、地域福祉の推進に努めてきました。

以下に、主な取り組みの進捗状況や課題を整理しました。

※基本目標ごとに進捗状況を把握するための参考データを記載し、計画の初年度である平成 28 年度の実績と直近の令和 2 年度の数値を記載しています。なお、令和 2 年度の実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている可能性があるため、令和元年度を併記しています。

基本目標 1 地域福祉を推進するための基盤づくり

施策の方向

- (1) 市民主体の地域福祉活動の促進
- (2) 地域福祉に関する意識醸成と人材の発掘・育成

取組内容の成果（◇）と課題（◆）

◇地区社会福祉協議会の小地域福祉活動や当事者組織の活動、多様な主体による福祉活動の促進・支援に努めました。

- ▶ 生活支援コーディネーターによる相談支援件数参照

◇つどい場や子育て地域サロン、認知症カフェ等の多様な「居場所」が立ち上がっており、様々な住民が集まることができる居場所づくりが積極的に進められました。

- ▶ 「居場所」の数参照

◆小地域福祉活動等では、地域福祉に関わる活動者や参加者の固定化・高齢化が見られます。

◆人権やお互いの違いについての理解を促進する取り組みが行われていますが、関係性の希薄化や価値観の多様化が進む中、お互いに認めあい、支えあう関係づくりができる意識の醸成に向けた取り組みを継続して推進する必要があります。

【基本目標 1 の取組内容の評価と課題に関する参考データ】

| 項目 | 平成 28 年度末 (基準値) | 令和元年度末 | 令和 2 年度末 (現状値) |
|-----------------------|--------------------|--------|-------------------|
| 生活支援コーディネーターによる相談支援件数 | 47 件 | 91 件 | 76 件 |
| 「居場所」の数 | 158 箇所 | 200 箇所 | 202 箇所 |

基本目標2 誰もが安心して暮らすことができる相談・支援体制づくり

施策の方向

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスに関する情報提供の充実と質の向上
- (3) 権利擁護の推進

取組内容の成果（◇）と課題（◆）

◇支援を必要とする人や家族が身近な地域で相談でき、適切な支援につながるよう、平成31年4月より相談窓口を増設し、機能の充実を図りました。

- ▶ 生活困窮者自立相談窓口 相談件数参照

◇権利擁護支援体制の構築に向け、研修会やフォーラムを通じた普及啓発、虐待対応や成年後見制度等、権利擁護に関する支援に取り組みました。

- ▶ 権利擁護支援センター 新規相談件数参照

◆複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える人や世帯が増加する中、課題を抱えたまま潜在化している人や世帯の早期発見等、分野を横断して総合的に支援していくためのネットワークづくりが不十分です。

◆虐待や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深め、必要な時に適切な支援につながる体制づくりをより一層推進する必要があります。

【基本目標2の取組内容の評価と課題に関する参考データ】

| 項目 | 平成28年度末 (基準値) | 令和元年度末 | 令和2年度末 (現状値) |
|----------------------|------------------|--------|-----------------|
| 生活困窮者自立相談窓口 相談件数 | 316件 | 537件 | 4,210件 |
| 権利擁護支援センター 新規相談件数 | 363件 | 517件 | 533件 |

基本目標3 地域福祉の推進を支えるための仕組み・環境づくり

施策の方向

- (1) 重層的な地域福祉の協働ネットワークの構築
- (2) 安心・安全なまちづくり

取組内容の成果（◇）と課題（◆）

◇地域住民や様々な活動団体が地域のニーズ把握や課題の解決に向けて協議、協働する地区ネットワーク会議が実施され、地域のつながりづくりが促進されました。

- ▶ 地区ネットワーク会議 設置地区数・開催数参照

◇緊急時の備えとしてかかりつけ医等の情報を記載して保管しておく「あんしんキット」を地域住民が主体となって配布することをきっかけとしてニーズ把握をするなど、地域住民相互の見守り体制が広がりました。

- ▶ あんしんキット 配布地区数・配布数参照

◆地域住民が主体となった見守りや支えあい活動をはじめとするネットワークは各地域で展開されていますが、地域活動者の高齢化や人口減少に伴う担い手不足は今後より深刻となっていくと見られます。

◆各福祉分野でのネットワークづくりは進んでいるものの、分野横断的なネットワークの構築は不十分です。

【基本目標3の取組内容の評価と課題に関する参考データ】

| 項目 | 平成28年度末 (基準値) | 令和元年度末 | 令和2年度末 (現状値) |
|-------------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 地区ネットワーク会議 設置地区数・開催数 | 19 地区 75 回 | 19 地区 79 回 | 22 地区 33 回 |
| あんしんキット 配布地区数・配布数 | 20 地区 8,149 本 | 25 地区 10,812 本 | 25 地区 11,181 本 |

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

わが国では、急速な少子高齢化社会を迎えるとともに核家族化の進行等により、単身世帯や高齢者世帯の増加が進んでいます。また、地域コミュニティの希薄化や価値観・ライフスタイルの多様化により、生活課題が複雑化しています。

本市でも人口減少が続いており、1世帯あたりの人員数が減少しています。単身世帯や高齢者だけの世帯の増加が続いていく中で、これまでのように家族だけの支えあいで安心して暮らせる環境を維持することが困難になってきています。また、既存の制度の枠組みでは対応できない課題を抱える人・世帯が増加しており、課題を抱え込んだまま地域社会から孤立してしまうケースの増加が危惧されています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けていくためには、行政や関係機関、市民をはじめとする多様な主体が協力し、知恵と力を発揮しながら、協働を通じて、一人ひとりが役割を持って地域づくりに取り組み、地域共生社会を実現することが必要です。

以上のことから、本計画ではこれまで本市で実践してきた取り組みを継承し、さらなる深化・推進を図るため、第3期計画で掲げた基本理念を発展させ、「みんながつながり 支えあい 誰一人として取り残すことなく 共に生きるまち 西宮」とし、西宮市で暮らす誰もがつながり、お互いに尊重し、支えあい、共に生きるまちの実現を目指します。

基本理念

みんながつながり 支えあい 誰一人として取り残すことなく
共に生きるまち 西宮

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 みんなで育ちあう地域づくり

地域福祉を推進していくためには、地域で暮らす個人や活動する企業、NPO法人、社会福祉法人等の多様な主体が地域について考え、協働で地域づくりに取り組んでいく必要があります。そのためには、一人ひとりが地域や福祉、人権について正しく理解し、地域における自分の役割を認識しながら、お互いを理解し、認めあい、支えあえる地域であることが大前提となります。

本市の地域福祉のさらなる推進に向け、多様な主体による活動を積極的に促進・支援していきます。また、市民一人ひとりの社会的包摂の意識醸成を推進するとともに、地域福祉活動に関わる多様な人づくりに取り組み、「みんなで育ちあう地域づくり」を推進します。

基本目標2 誰もがつながり活躍できる場づくり

地域には若者や高齢者、障害のある人、子育て中の人等、様々な住民が暮らしています。世代やその人の背景に関係なく人と出会い、つながりを持つことで日頃から声をかけあい、気にかける関係づくりが地域福祉の推進につながります。

本市の地域福祉のさらなる推進に向け、身近な生活圏域で住民同士が出会い、気軽に参加できる場づくりの促進・支援に取り組めます。また、これまでの「支え手」「受け手」という一方の関係性ではなく、一人ひとりが地域を構成する一員として役割を持ち活躍できる、「誰もがつながり活躍できる場づくり」を推進します。

基本目標3 総合的な相談支援体制づくり

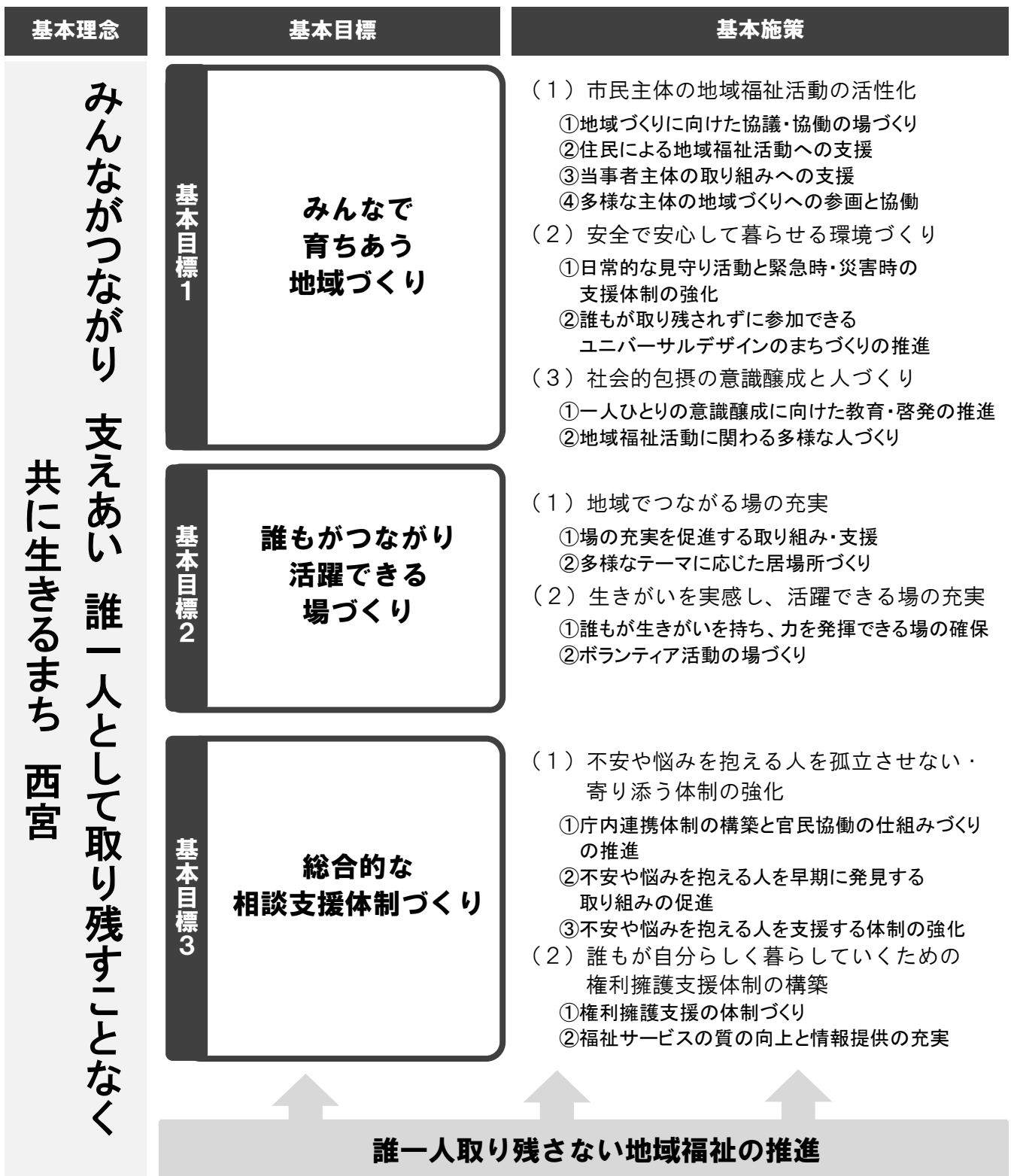
不安や悩みを抱えていても、何らかの理由で人に相談できなかつたり、不安や悩みを抱えていることに気づいていなかったりする人が地域で生活している場合があります。発見が遅くなれば不安や悩みは大きな生活課題となり、解決が一層困難な状況に陥ります。また、少子高齢化や価値観の多様化による関係性の希薄化を背景に、個人や世帯が抱える悩みや不安が複雑化し、1つの機関では対応困難なケースも増加しています。

このような現状に的確に対応するため、不安や悩みを抱える人が早期に発見され、必要な支援につながる仕組みづくりと、複雑化・多様化する生活課題に関係機関が連携して対応できるネットワークの構築に取り組み、「総合的な相談支援体制づくり」を推進します。

「主体」の使い方について

本計画では、市民活動等を自発的に行う個人や自治会等の地縁組織、NPO法人や社会福祉法人、ボランティア団体等の地域活動者や組織を表す言葉として使用しています。

3 施策体系



4 計画の重点施策

本計画では、「参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり」と「権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進」を柱として、相互に重なりあいながら本市における包括的な支援体制の構築を総合的に推進します。

(1) 参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり

近年、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進み、日々の生活において地域住民同士の関係性が希薄化しています。そのため、悩みごとや困りごとを相談できずに孤立したり、異変に気づかれることなく課題が深刻化してしまう事態が発生しています。

そういった問題を解決し、誰一人取り残さない地域を実現するためには、地域に存在する課題を把握し、解決に向けた仕組みづくりを話しあう場が必要です。

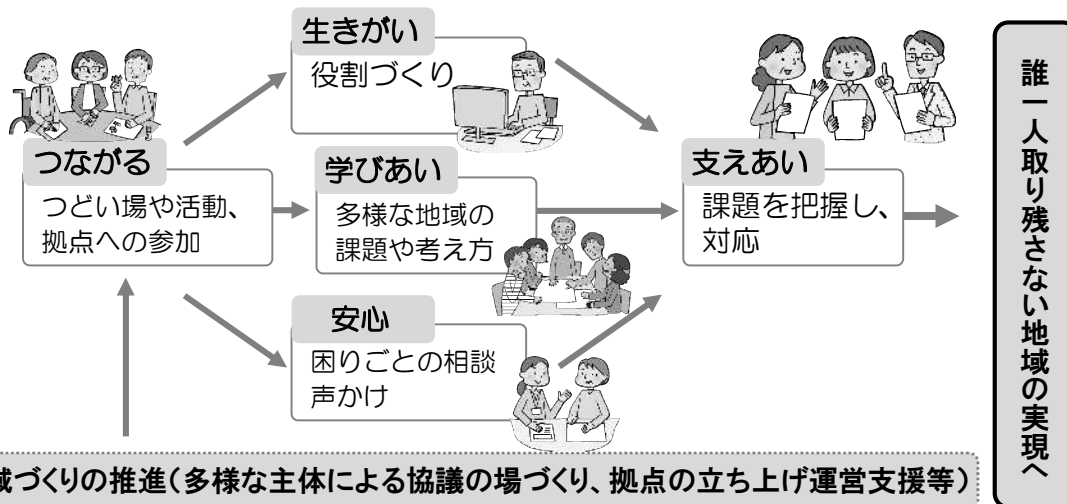
本市では、地域住民を中心に社会福祉法人や民間企業、NPO法人・協同組合等の多様な主体が地域生活課題の解決に向けて参画・協働できる体制づくりを進めるとともに、地域づくりに向けた協議の場づくりを推進することを目指します。

「地域住民」という記載について

「地域住民」とは、年齢や性別、障害の有無、国籍等に関係なく、地域で生活する全ての人の総称です。

■参画・協働を通じて支えあう仕組みのイメージ

拠点や活動の場を交流の機会だけでなく、課題の把握・対応、社会参加につなぐ仕組みとして機能させることで、誰一人取り残さない地域の実現を目指します。

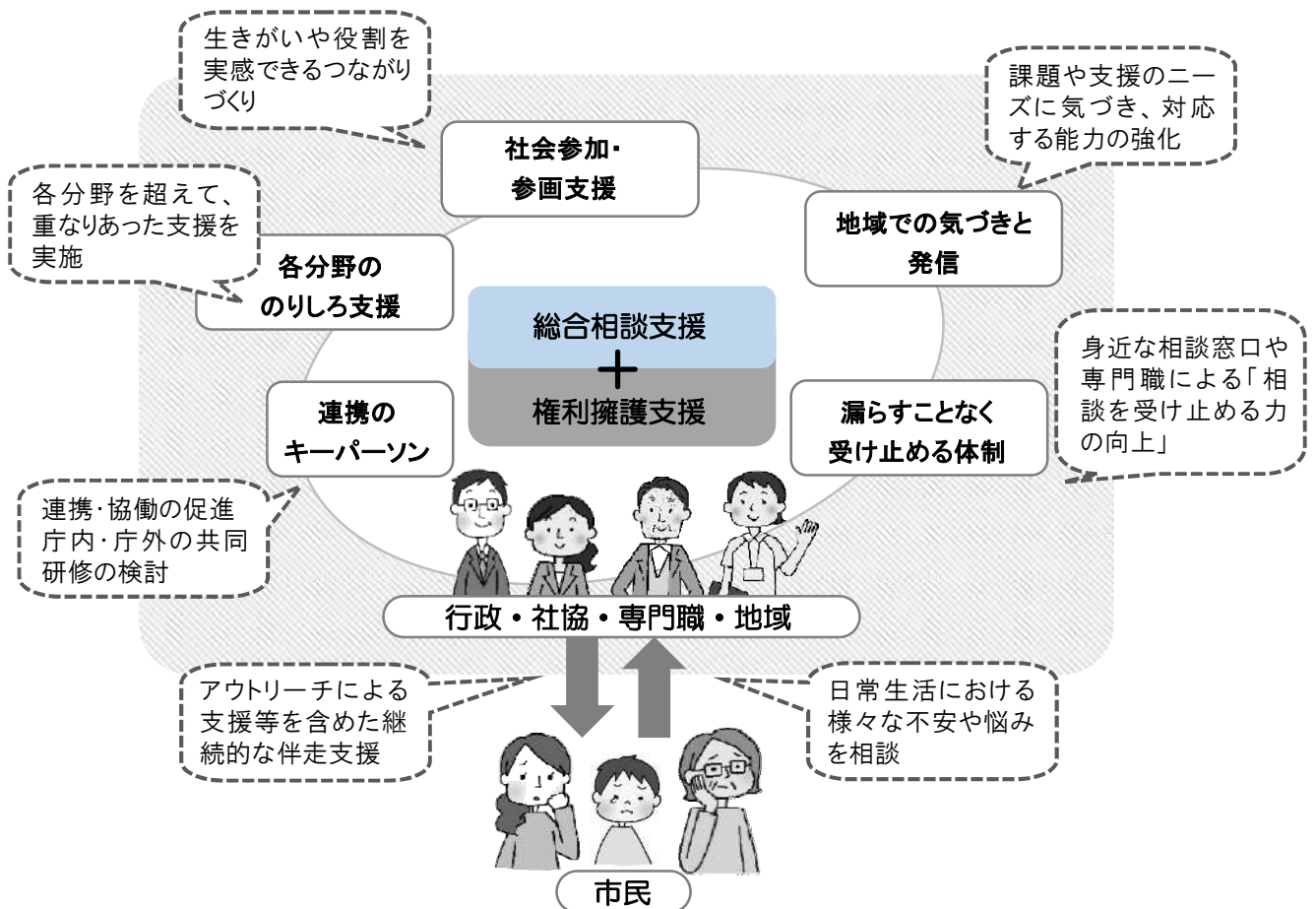


(2) 権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進

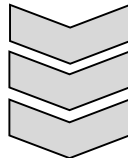
権利擁護支援とは、何らかの事情によって自分の意思や考えを他者に伝えることができない、あるいは伝え方が弱い、日常的に不利な立場に置かれている人が、本来持っている権利を活かして地域の中で自身が希望する生活を送れるよう支援する活動です。また、権利擁護は誰かの力を借りて守ってもらうことだけでなく、本人が主体的に地域の中で生活するために、自身が持つ力や支援を活用する力を高めることです。そのため、権利擁護のあり方や支援方法は権利擁護を必要とする人それぞれで異なり、例えば成年後見制度の利用は、その人の権利擁護が達成されるまでの1つの手法に過ぎません。

総合相談支援体制とは、権利擁護を必要とする人を地域の中で早期に発見し、漏らすことなく受け止め、本人の思いに寄り添い、本人が持つ力を発揮し、地域で自身が希望する生活を送れるよう支援する体制です。本市では、権利擁護支援を基盤とした総合相談支援体制の一体的な推進を目指します。

■権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進のイメージ



本計画で、包括的な支援体制の構築を総合的に推進するための柱として掲げる「参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり」と「権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進」において、下記の内容については特に注力して取り組む「重点施策」として位置づけ、本市における包括的な支援体制の構築を推進します。

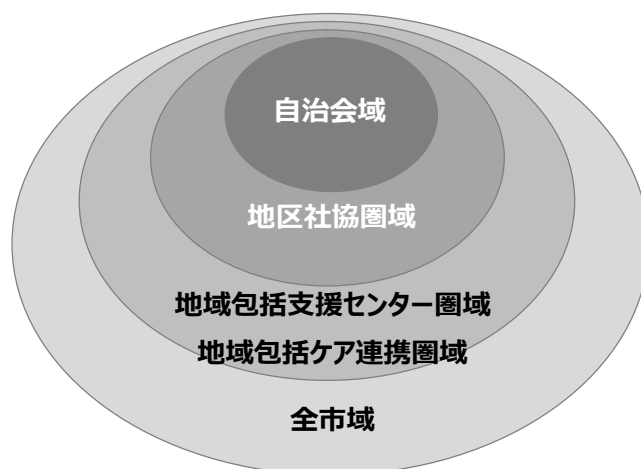


重点的に取り組む内容

- 地域づくりの基盤拠点づくり（共生型地域交流拠点）
…………… 基本目標 1－（1）－① <P. 22>
- 社会福祉法人による社会公益活動
…………… 基本目標 1－（1）－④ <P. 24>
- 民間企業等による社会・地域貢献
…………… 基本目標 1－（1）－④ <P. 24>
- NPO法人・協同組合等団体との協働
…………… 基本目標 1－（1）－④ <P. 24>
- 生活支援コーディネーターによる立ち上げ・活動支援
…………… 基本目標 2－（1）－① <P. 31>
- 分野横断的な連携体制の推進
…………… 基本目標 3－（1）－① <P. 35>
- 官民協働の仕組みづくりの推進
…………… 基本目標 3－（1）－① <P. 35>
- 市役所内の連携と地域ネットワークの協働
…………… 基本目標 3－（1）－② <P. 36>
- 高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能の充実
…………… 基本目標 3－（2）－① <P. 40>

5 地域福祉の圏域の整理

西宮市では、次の通り圏域を設定するとともに、各圏域の役割や取り組むべき施策を整理することで、地域福祉の推進に向けた重層的なネットワークの構築を目指します。



重層的なネットワークの構成イメージ

■西宮市における地域福祉の圏域

| 圏域（圏域数） | 施策・取組例 |
|---|--|
| ・自治会域 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民や自治会による見守り、気のかけあい ・西宮いきいき体操 ・身近な地域でのつどい場活動 |
| ・地区社協圏域（36 圏域） | <ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会による各種サロン等の交流活動 ・地区ネットワーク会議の実施 ・共生型地域交流拠点 |
| ・地域包括支援センター圏域 （15 圏域） ※地域包括ケア連携圏域 （5 圏域） | <ul style="list-style-type: none"> ・各分野（高齢・障害・子供・生活困窮等）の専門機関の連携体制構築 ・企業や社会福祉法人等との協働 |
| ・全市域 | <ul style="list-style-type: none"> ・全市的な地域生活課題に対応する制度等の施策化 |

※地域包括ケア連携圏域

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、在宅医療と介護の連携や、高齢者あんしん窓口の連携による取組を効果的・効率的に推進していくために、15の地域包括支援センター圏域を中央、鳴尾、瓦木、甲東・甲陽園、北部の5つの区域に分けて設定する圏域です。

複数の日常生活圏域を統合することによるスケールメリットを活かして、1つの日常生活圏域では取り組むことが難しい地域づくり等を展開していく圏域となります。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 みんなで育ちあう地域づくり

課題

- 少子高齢化や世帯人員の減少を背景に、家族機能が脆弱化しています。
- 個人の価値観やライフスタイルの多様化等により地域への帰属意識が希薄化しています。このことから、従来の地縁型コミュニティ活動の担い手・参加者が減少し、これまで通りの地域活動の継続が難しい状況になりつつあります。
- 地域活動者の高齢化・固定化による地域活動の担い手不足が課題となっており、新たな担い手の確保と育成が必要です。今後、人口減少社会が本格的に到来する中、市民一人ひとりの地域づくりへの意識を醸成し、関心を高めることが重要です。
- 地域では企業や社会福祉法人、NPO法人、協同組合等の多様な主体が活動を展開しています。個人や地縁型での活動では限界がある中で、行政や市民、福祉専門職等とこれらの多様な主体が協働し、一緒になって地域づくりを行っていく必要があります。

▼関連するデータ

| | |
|----------------------|---|
| 統計データ | <ul style="list-style-type: none">○自治会の加入率や、老人クラブ・子ども会の加入者数は減少傾向にある。○世帯数の増加により、民生委員の定数は増加しているが、欠員が発生している。○平成10年のNPO法制定以降、市内でも多くのNPO法人が設立され、それぞれの想いを持って活動している。○高齢者の見守り事業登録企業数は増加傾向にあり、令和2年度で118件となっている。 |
| 市民アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none">○隣近所との理想とするつながりについて、約50%の人が「なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困った時に相談し、助けあえる関係」と回答している。○今後、地域で起こる問題に対しては、約60%の人が「行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい」と考えている。○地域で助けあえる人がいればよかったと感じる場面として、「災害や犯罪被害にあった時」「地域の情報がほしい時」と回答した人の割合が高くなっている。 |
| 社会福祉法人アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none">○地域住民を対象とした活動支援や講座実施といった地域貢献活動に取り組んだ結果、地域住民と協働した取り組みができるようになった。 |

(1)市民主体の地域福祉活動の活性化

取組の方針

高齢世帯の増加や核家族化等による家族機能の低下が懸念される中、地域で暮らす個人や団体、事業者等が集い、地域について考え、それぞれの地域特性に応じた取り組みを進めるための拠点が必要です。

また、当事者組織やNPO法人等のテーマ型コミュニティ、社会福祉法人・企業といった新たな活動主体による取り組みを促進することで、多様な活動主体による地域課題の解決に向けた協働のネットワークづくりに努めます。

① 地域づくりに向けた協議・協働の場づくり

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|----------------------------------|--|
| 1 | 地区ネットワーク会議の実施 | <p>○地区社協圏域において、地域づくりや地域課題の解決に向けて、地域の諸団体、企業や社会福祉法人、NPO法人等の多様な個人や団体につながり、顔の見える関係をつくる地域のプラットフォームとして「地区ネットワーク会議」の普及と実施を進めます。</p> <p>○地区福祉計画の策定や取り組みについて、地域住民の主体性が発揮されるよう、西宮市社会福祉協議会と連携し、支援を行います。</p> |
| 2 | 【重点】 地域づくりの基盤拠点づくり（共生型地域交流拠点） | <p>○拠点での活動を通じて収集したニーズや課題について、拠点運営委員会で解決方法を検討し、参加者や専門機関、関係団体等と連携し、解決に向けた取り組みを実施できるように体制構築に向けた支援を行います。</p> |

◆◆◆ 地域住民主体による常設の居場所づくり～共生型地域交流拠点～ ◆◆◆

共生型地域交流拠点は、年齢や心身の状況等によって参加者を分け隔てることなく、誰もが参加することができる地域福祉活動の展開を目的とした、常設の交流拠点です。

また、単なる交流の場に留まらず、参加者のニーズに応じた様々な活動の展開を推進していきます。

<共生型地域交流拠点として考えられる機能整理>

| | 機能 | 機能を果たすための取り組み | 各拠点での活動事例 |
|---|-------|--------------------------------------|---|
| ① | つながり | 地域の誰もが参加できる居場所 | カフェ、野菜販売、マルシェ等イベント |
| | | 世代や地域課題に合わせた集まり | 子供の不登校に悩む親と子の居場所 カフェ座談会(若い世代の参加) |
| | | 多様な個人や団体との連携・新たな取り組み | まちの見守り隊(近隣店舗の見守り体制)、 飲食店と連携した夕食会・配食 |
| ② | 生きがい | 新しい活動者の参画、参加者・スタッフ一人ひとりの個性や得意なことの発揮 | 手作り・絵画等の展示、参加者による手芸の活動、大学生によるスマホ教室 |
| | | 生きづらさを抱える当事者等の役割づくり | 障害者就労体験の受け入れ ボランティアの受け入れ |
| ③ | あんしん | 生活の困りごと相談(会話の中でのつぶやき拾い)/専門職との連携 | 拠点運営者(スタッフ)の会話・対応、地域包括支援センターや障害者総合相談センター等と連携したケース対応 |
| | | 暮らしの中での気にかけてあい/声かけ | コロナ禍でのお便り、お誘い隊 |
| ④ | 支えあい | 拠点から把握した生活課題への対応 | よろず屋 |
| ⑤ | 地域づくり | 拠点をきっかけとした地域のつながりづくり、多様な個人や団体のネットワーク | お散歩スタンプラリー、運営委員会の開催 |

② 住民による地域福祉活動への支援

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|----------------------------|---|
| 1 | 地区社会福祉協議会における小地域福祉活動に対する支援 | <p>○地域の特性に応じて、住民の主体的な活動を支援します。</p> <p>○地区ボランティアセンターを中心とした見守り・支援活動について、住民からのニーズキャッチ機能や相談機能等の強化及び、活動に関わる人材の確保・育成を促進します。</p> <p>○西宮市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の紹介や広報の効果的な実施に関する検討・取り組みを行います。</p> |
| 2 | 民生委員・児童委員の活動支援 | <p>○民生委員・児童委員が身近な相談者として必要な知識を得られるよう、また、役割の明確化を進めるため、研修会の実施や福祉等の情報提供に取り組みます。</p> <p>○民生委員・児童委員の活動の見直しや、住民等への広報活動の強化、地域の他団体との連携等を促進することで活動しやすい環境づくりに努めるとともに、欠員区域の解消を図ります。</p> |

③ 当事者主体の取り組みへの支援

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|-------------------|---|
| 1 | 当事者・当事者組織の活動等への支援 | <p>○障害のある人や認知症の人、介護者や若年層のひきこもりの家族等の生きづらさを抱える当事者が、体験を分かちあい、共に支えあいながら、情報交換や交流、課題解決に向けた取り組み等の主体的な活動を行えるよう支援します。</p> |
| 2 | 当事者と地域をつなぐ取り組み | <p>○当事者と地域住民がつながり、地域における暮らしを本人、家族、地域で共有できる機会づくりとして、当事者家族と地域住民との地区懇談会の開催等を行います。住民間の交流から、同じ地域で生活する市民の一員としての役割づくりや場づくりを進めます。</p> |

④ 多様な主体の地域づくりへの参画と協働

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|-------------------------------|--|
| 1 | 地縁団体等の地域活動への参加の促進 | ○自治会や老人クラブ等の地域活動を担う組織の役割や活動の周知を行うとともに、様々な地域活動への参加を促進します。 |
| 2 | 【重点】 社会福祉法人による社会 公益活動 | ○社会福祉法人等との連携を強化し、地域交流スペースを認知症カフェや西宮いきいき体操で活用するなど、地域のニーズに合った福祉サービスを提供する拠点の整備・活用を支援します。 ○市内の社会福祉法人が分野を超えてつながり、情報交換や事業の協働実施に取り組むとともに、制度の狭間にある課題や複合的課題へのきめ細やかな対応が可能な体制の構築を推進します。 |
| 3 | 【重点】 民間企業等による社会・ 地域貢献 | ○市内の民間企業をはじめとした関係機関が協力し、日常業務で市民の異変に気づいた時に、福祉相談窓口に連絡し、関係機関と連携の上、支援を要する人の早期支援につなげることを目的とした見守り事業を進めます。また、高齢者や障害のある人、子育て世帯等、気がかりな方々への見守りに携わる人材や場の充実及び見守りの推進に努めます。 ○西宮市社会福祉協議会と連携し、地域生活課題の解決に向けた取り組みに民間企業等が参画しやすい環境づくりと、地域と民間企業等が協働できる仕組みづくりに努めます。 |
| 4 | 【重点】 NPO法人・協同組合等 団体との協働 | ○地域福祉の推進を目的とした活動を行うNPO法人・協同組合等団体との連携を強化し、地域生活課題の解決に向けた取り組みの協議・協働を推進します。 |
| 5 | コミュニティ・スクールの 推進 | ○「地域とともにある学校づくり」に向け、目指すべき教育のビジョンを学校・保護者・地域が共有し、目標の実現に向けて連携・協働していくコミュニティ・スクールを推進します。 |

(2)安全で安心して暮らせる環境づくり

取組の方針

住み慣れた地域で誰もが安心して生活を送るために、身近な地域で異変に気づくことができる市民の主体的な見守り活動と、緊急事態に備えた取り組みを推進していきます。加えて大規模な災害が近年多発していることから、地域での防災・減災の取り組みを進めます。

そして、誰一人取り残されずに地域に参加する機会が保障されるよう、公共や民間の施設、公共交通機関のバリアフリー化やコミュニティ交通の取り組みといったハード面の整備と、適切な方法で情報を提供する情報のバリアフリー化を進めます。

① 日常的な見守り活動と緊急時・災害時の支援体制の強化

| No. | 取 組 み | 内 容 |
|-----|-------------------|---|
| 1 | 市民の主体的な見守り支援活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域で異変に気づいたり、困りごとを解決できる支えあいが促進されるよう、市民相互の見守り活動を促進します。 ○民生委員・児童委員の日常的な相談支援活動や訪問活動等を通じて状況の把握や情報を提供するとともに、必要に応じて関係機関に連絡を取るなどの対応を行います。 |
| 2 | 防犯意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> ○街頭防犯キャンペーンや「防犯講演会」等を通じて啓発を行うとともに、市政ニュースやホームページ等の広報媒体を積極的に活用し、家庭、地域、職場等における防犯意識の高揚に努めます。 ○地域における防犯活動について、防犯協会の支部・分会（自治会等）と協働しながら、地域における防犯意識の高揚を目的とした広報活動や防犯パトロールを行います。 |
| 3 | 緊急事態に備えた取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○70歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯を中心に、民生委員・児童委員が年に1回、状況を把握するために訪問します。把握した緊急連絡先や身体状況等の情報は、日頃の見守り活動のほか、緊急時における支援に活用します。（高齢者実態把握調査） ○障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、平常時や緊急時における生活不安の解消を目指し、緊急連絡先やかかりつけ医等の情報を本人の申請により登録し、民生委員・児童委員と市の福祉・消防部局等が情報を共有します。（障害者地域安心ネットワーク事業） ○かかりつけの医療機関等を記載して保管しておき、緊急時に救急隊等が情報を入手し、迅速な対応につなげるためのキット（あんしんキット）を西宮市社会福祉協議会や自治会等を通じて希望者に配布できるよう方法を見直します。また、あんしんキットの配布を、ニーズの把握や地区内の見守りを広げる機会として活用します。 |

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|------------|---|
| 4 | 防災・減災の取り組み | <p>○高齢者や障害のある人等について、災害時のリスクや身近な支援者の有無等、個々の状況に応じた最適な避難方法等をあらかじめ計画する「個別避難計画」づくりを進め、地域の支援を必要とする部分を明確にしていきます。</p> <p>○災害が起きた時に支援を必要とする人に対して、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、近所の人等、地域が連携して支援を行う「地域避難支援制度」の取り組みを進めます。</p> <p>○学校等の避難所に福祉避難スペースを設けるとともに、災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定の締結、福祉避難所の指定を推進します。</p> <p>○福祉サービス事業所等に災害時に利用者等の安否確認に協力してもらえるような仕組みづくりを検討します。また、障害者団体、家族会、患者会等、災害時要援護者に関係する当事者団体からも情報が得られるよう努めます。</p> |

② 誰もが取り残されずに参加できるユニバーサルデザインのまちづくりの推進

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|----------------------|---|
| 1 | 兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいた整備 | ○不特定多数の市民が利用する公共及び民間の建築物、道路、公園等の施設や住宅については、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいた整備を進めます。 |
| 2 | わかりやすく適切な情報提供の推進 | ○情報バリアフリーの視点から、高齢者や障害のある人、外国人住民に配慮した情報発信の方法を検討します。 |
| 3 | 歩道の段差解消等の推進 | ○高齢者や身体障害のある人等が安全に安心して通行できる道路環境（主に歩行者空間）の整備・改良を行います。 |
| 4 | 公共交通機関のバリアフリー化 | <p>○超低床ノンステップバスを導入する路線バス事業者に対し、国・県・市が協調して支援し、高齢者、障害のある人等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ります。</p> <p>○鉄道事業者が駅舎にエレベーター等を設置する際に市が事業費の一部を負担することで、バリアフリー化を促進します。</p> |
| 5 | コミュニティ交通に関する取り組み | ○生活移動手段の確保を目的として、地域住民が主体的に取り組む乗合交通（コミュニティ交通）に対し、その取組熟度に応じた支援を行います。 |

(3)社会的包摂の意識醸成と人づくり

取組の方針

市民一人ひとりが年齢や性別、障害の有無、国籍、人種、習慣等の違いを尊重し、認めあい、つながりあう「世代間共生・多文化共生」が実現できるよう、学校教育や社会教育等の様々な場や機会を通じて、継続的な福祉教育や啓発を進めます。

そして、様々な人が地域福祉に関心を持ち、地域活動の担い手になれるよう、地域福祉人材の育成に取り組みます。

① 一人ひとりの意識醸成に向けた教育・啓発の推進

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|--------------------------------|---|
| 1 | 学校と地域における福祉教育・福祉学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な学習の時間や、教科・道徳・特別活動等、学校における教育活動の中で、さらなる福祉教育の推進に努めます。 ○学校における福祉教育の取り組みが進むように、人権教育担当者会や地区別研修会を行うとともに、福祉教育に活用できるよう、継続して人権・平和作文集の編集・配布を行います。 ○西宮市社会福祉協議会との連携を強化し、子供世代からの福祉学習や当事者が主体となる福祉学習を充実します。 ○公民館講座や市民対象講座、出前講座をはじめ、社会福祉法人等による地域住民を対象とした学習・研修会等、様々な機会を通じた福祉教育・福祉学習を推進します。 |
| 2 | 「第2次西宮市人権教育啓発に関する基本計画」に基づく取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○人権関連事業等の広報・周知等に努めるほか、人権啓発事業を推進します。 |
| 3 | 障害に関する市民理解の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○様々な機会を活用し、障害や合理的配慮への理解を深めるための周知・啓発に努め、障害を理由とした差別や障害のある人の生きづらさの解消を図ります。 ○様々な障害の特性や障害のある人が困っていること、必要な配慮を学び、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく「あいサポート運動」を推進します。 ○周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」の普及に取り組みます。 ○障害のある人自身の自己実現や権利を行使する力を高め、当事者自らが自身の意見や考えを発信できるよう、相談支援を推進します。 ○障害のある人の地域移行支援を推進していくため、ピアサポーターの活用等により、関係機関と連携して研修会を開催するほか、行事やイベントを通じて相互理解を深めるなど、障害のある人が地域に定着できる環境づくりを推進します。 |

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|----------------|---|
| 4 | 認知症に関する市民理解の促進 | <p>○認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する正しい理解を促進し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」とその講師役「キャラバンメイト」の養成を進め、継続的に認知症サポーターを養成する体制づくりを強化します。</p> <p>○認知症に関する啓発パンフレットの配布を行うなど、情報提供を積極的に行い、認知症になっても安心して暮らし続けられる環境づくりを推進します。</p> <p>○認知症の状態に応じて利用できるサービスや支援をわかりやすく紹介した「認知症ケアパス」を作成し、支援関係者はもとより市民全体へのさらなる普及を図ります。</p> |

◆◆◆ 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは ◆◆◆

社会的包摂とは、社会的に弱い立場にある人々を含む市民一人ひとりが、排除や孤独・孤立の状態から脱し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支えあう考え方のことをいいます。

この考え方は、1980年代から1990年代にかけてヨーロッパで普及した概念です。第二次世界大戦後、人々の生活保障は福祉国家の拡大によって追求されてきましたが、1970年代以降の低成長期において、失業と不安定雇用の拡大に伴って、若年者や移民等が福祉国家の基本的な諸制度（失業保険、健康保険等）から漏れ落ち、様々な不利な条件が重なって生活の基礎的なニーズが欠如するとともに社会的な参加やつながりも絶たれるという「新たな貧困」が拡大しました。

このように、問題が複合的に重なりあい、社会の諸活動への参加が阻まれ、社会の周縁部に押しやられている状態、あるいはその動態を「社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）」と規定し、これに対応して、社会的排除により社会から孤立した人々の社会参加を促し、保障する諸政策を貫く理念として「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」が用いられるようになりました。

※平成30年版厚生労働白書 一部改編

② 地域福祉活動に関わる多様な人づくり

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|-------------------------|--|
| 1 | 生活支援コーディネーターによる人材の発掘・育成 | ○西宮市社会福祉協議会地区担当者との連携により、地域の様々な活動を把握する中で人材の発掘を行い、既存の地域福祉活動との結びつけや、新たな地域福祉活動に向けた人材育成に取り組めます。 |
| 2 | 地域福祉活動やボランティア活動の促進 | ○地域福祉活動やボランティア活動等、地域を支える担い手の確保・育成について、西宮市社会福祉協議会ボランティアセンターや大学交流協議会等と連携し、情報発信や参加方法、ネットワークの構築、活動支援、その後のフォロー等、きめ細やかな対応を図ります。 ○興味・関心のある活動に参加できるよう、広報やSNS等、多様な媒体により地域活動やボランティア活動に関する情報発信に努めます。 ○地域福祉活動やボランティア活動に対する理解・関心が深まるよう、多様化しているニーズに対応した講座や研修等の実施及び情報提供を行います。 |

◆◆◆ 生活支援コーディネーターの担う役割 ◆◆◆

生活支援コーディネーターは、地域課題の解決に向けた活動や生活支援サービスの充実と、地域住民の社会参加を目指し、多様な主体による様々な取り組みのコーディネートを担い、地域での一体的な活動を推進するため、西宮市社会福祉協議会地区担当者と連携し、以下のような取り組みを行っています。

(1) 地域資源の開発

- ・地域に不足するサービス・支援の創出
- ・サービス・支援の担い手の養成
- ・元気な高齢者等が担い手として活動する場の確保

(2) ネットワーク構築

- ・関係者間の情報共有
- ・サービス提供主体間の連携の体制づくり

(3) ニーズと取り組みのマッチング

- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
- ・サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング

基本目標2 誰もがつながり活躍できる場づくり

課題

- 地域活動やボランティア活動に参加したことがある人の割合が、若年層になるにつれて低くなっています。
- ライフスタイルの変化等の理由により、時間的な余裕がなく、地域活動に参加できない人が多数います。また、地域でどのような活動が行われているかわからない、参加の方法がわからないという声も多く挙げられており、活動の情報発信等に取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の参集型の取り組みを中止する事態が発生しており、活動形態の見直しが求められています。

▼関連するデータ

| | |
|------------------|--|
| 統計データ | <ul style="list-style-type: none">○地区ボランティアの登録者数は減少傾向にあり、令和2年度時点で1,737人となっている。○主な居場所の取り組み箇所数は増加傾向にあり、令和2年度時点で202箇所となっている。○西宮いきいき体操の活動者数は新型コロナウイルスの影響により令和2年度に減少したものの、活動グループ数は増加しており、令和2年度時点で250団体となっている。 |
| 市民アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none">○地域活動やボランティアに参加したことがない人の割合は41.9%で、特に20代～30代の若年層で高くなっている。○地域活動やボランティアを推進するために必要な取り組みとして、「活動に関する情報の収集・発信」「気軽にボランティアや市民活動に参加・体験できる場や機会の提供」と回答した人の割合が高くなっている。 |
| 市政モニター調査 | <ul style="list-style-type: none">○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の困りごとについて55.9%の人が「人との会話の減少」と回答している。○コロナ禍でのコミュニケーションの方法について、電話やSNS、ネット会議システムを活用する機会が増加している。 |

(1)地域でつながる場の充実

取組の方針

地域で孤立することなく住民同士がつながり、気かけあう関係づくりを推進するためには、これまで取り組まれてきた居場所の活動支援に加えて、新たに地域に関わる個人やグループ、団体が主体となって活動に関われるように支援を行う必要があります。

また、活動内容に関しても、認知症や介護予防等、多様なテーマに応じた取り組みの立ち上げ支援を行い、活動に関する情報の収集・発信を推進することで、地域福祉活動の活性化につなげます。

① 場の充実を促進する取り組み・支援

| No. | 取 組 み | 内 容 |
|-----|----------------------------------|--|
| 1 | 【重点】 生活支援コーディネーターによる立ち上げ・活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○これまで地域福祉に関わってきた人と共に、新たに関わる人や団体も主体となって生活支援等に取り組むことができる仕組みづくりを社会福祉協議会の地区担当者と連携して推進します。 ○交流の場に参加したことがない人が参加できるよう、情報発信を行うとともに、継続的に参加できるような内容や周知方法を検討します。 ○ICTやSNSを活用した交流や会議の機会を充実し、新しい生活様式に即した取り組みを促進します。 |
| 2 | 地域のつどい場づくりへの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○個人の住宅や空き家等を活用し、住民同士がより身近で気軽に集まることができる「つどい場」が多くの地域で開設されるよう、運営面の相談支援や施設整備面の相談・補助、実践者の情報交換等の取り組みの支援を行います。 ○地域のつどい場の周知啓発に努め、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。 ○自治会等が集会施設を整備する際に助成を行い、地域の活動の拠点づくりを促進します。 |
| 3 | 小地域福祉活動におけるサロンや交流事業への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○小地域福祉活動の「ふれあい・いきいきサロン」や「子育て地域サロン」をはじめ、各種交流事業等の実施・継続、参加しやすい環境づくりに向けた支援を進めます。 |
| 4 | 資源情報検索システムの運用 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の様々な場や取り組みについて、インターネット上で情報を発信できるシステムの運用を行います。 |

② 多様なテーマに応じた居場所づくり

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|---------------------------|--|
| 1 | 認知症カフェの開設及び運営支援 | ○認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が気軽につどい、情報交換や交流ができる場として、身近な地域における「認知症カフェ」の開設・運営を支援します。 |
| 2 | 西宮いきいき体操の取り組み | ○高齢者向けの「西宮いきいき体操」に身近な地域で自主的に取り組むことにより、健康づくり、仲間づくり、地域づくりにつながるよう支援します。 |
| 3 | 子供や子育て世代に向けた取り組み | ○子供たちの豊かな育ちを支えるために、学校施設等を活用して、自由な遊び場や学びの場を提供します。校区の状況やニーズに応じて実施形態を変えつつ、地域人材を活用することにより、地域における子供たちの居場所の充実を図ります。また、放課後子供教室事業とのすみ分けも考慮しながら、両事業の効果的な実施を目指します。(子供の居場所づくり事業) ○地域住民と子供たちとの交流を図ることを目的に、各地区青少年愛護協議会が核となり、地域の教育力を活かした様々な体験活動等を社会教育施設や学校施設を活用して実施します。(放課後子供教室事業) ○子育て家庭(特に0～2歳の子供とその保護者)が気軽につどい、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる常設の場として、子育て総合センターや児童館・児童センター、大学、保育所等において「子育てひろば」を実施します。(地域子育て支援拠点事業) |
| 4 | 【再掲】 当事者・当事者組織の活動等への支援 | ○障害のある人や認知症の人、介護者や若年層のひきこもりの家族等の生きづらさを抱える当事者が、体験を分かちあい、共に支えあいながら、情報交換や交流、課題解決に向けた取り組み等の主体的な活動を行えるよう支援します。 |

(2)生きがいを実感し、活躍できる場の充実

取組の方針

これまでの地域福祉活動で見られた「支え手」「受け手」という一方向の関係性から、住民一人ひとりが本来持っている力を活かし、役割を持って活躍できる双方向の関係性の構築を推進するための居場所づくりを推進します。

① 誰もが生きがいを持ち、力を発揮できる場の確保

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|--------------------|--|
| 1 | 共生型地域交流拠点の開設・運営の促進 | ○高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことを目的として、地域住民が主体となり、社会福祉法人等と協働で活動する「共生型地域交流拠点」を地域の拠点として位置づけ、介護保険制度を活用して設置・運営を促進します。 |
| 2 | 住民同士が支えあう環境づくり | ○公的な制度では応えきれない支援が必要な高齢者に対して、60歳以上の高齢者がサポーターとなり援助活動を実施し、高齢者の自立生活の支援を行います。(シニアサポート事業) ○子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人が会員となって、地域の中で子供を預け、預かりあい、育児の援助活動を行います。(ファミリーサポート事業) |

② ボランティア活動の場づくり

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|----------------------------|---|
| 1 | 【再掲】 地域福祉活動やボランティア活動の促進 | ○地域福祉活動やボランティア活動等、地域を支える担い手の確保・育成について、西宮市社会福祉協議会ボランティアセンターや大学交流協議会等と連携し、情報発信や参加方法、ネットワークの構築、活動支援、その後のフォロー等、きめ細やかな対応を図ります。 ○興味・関心のある活動に参加できるよう、広報やSNS等、多様な媒体により、地域活動やボランティア活動に関する情報発信に努めます。 ○地域福祉活動やボランティア活動に対する理解・関心が深まるよう、多様化しているニーズに対応した講座や研修等の実施及び情報提供を行います。 |

基本目標3 総合的な相談支援体制づくり

課題

- これまでの福祉の分野別支援では対応できない「制度の狭間の課題」や1つの機関では対応が困難な「複合的な課題」といった解決困難な課題が増加しています。1つの福祉分野や機関では対応困難な課題に対しては、関係機関が連携し、ネットワークで対応する総合相談支援体制の構築が必要不可欠です。
- 悩みや不安を抱えて生活していても、不安や悩みを外部に発信する方法を知らなかったり、力が失われている市民が存在しています。また、不安や悩みを抱えていることに、自分自身では気づいていない場合も考えられます。
- 高齢者人口の増加に伴う認知症高齢者の増加や、障害のある人の地域生活への移行等により、地域において権利擁護支援ニーズが今後一層高まってきます。

▼関連するデータ

| | |
|------------------------|---|
| 統計データ | <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の利用者は概ね 1,000 人程度で推移している。利用者の類型は後見類型が 70%超となっている。 ○日常生活に支障を来すような認知症状が見られる高齢者は令和 2 年度時点で 10,761 人となっており、市内の高齢者のうち、およそ 10 人に 1 人の割合で推移している。 ○生活困窮に関する相談件数は増加傾向にある。さらに令和 2 年度は前年を大きく上回り 4,210 件の相談があった。 |
| 市民アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉、介護、子育て等に関して困った時の相談相手として、約 70%が「家族や親族」と回答し、約 50%が「西宮市の公的な相談窓口」と回答している。 |
| 市窓口・相談機関アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○世帯全体への支援が必要なケースが増加している。 ○地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増加している。 ○他課や相談支援機関・施設との連携状況について、市窓口・相談支援機関共にスムーズに連携できていると感じていないと回答している。 |
| 市政モニター調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍での悩みごとの相談相手として、約 50%が「誰にも相談するつもりがない」と回答し、約 20%が「誰に相談すればよいかわからない人」と回答している。 |
| ヒアリング | <ul style="list-style-type: none"> ○複合的な問題を抱えている世帯は地域から孤立していることが多く、大事になってから問題が表面化する事例が多い。 ○介護・障害といった異なるアプローチで同じ対象・世帯を別々に支援する場合、他の支援機関との情報共有が難しく、動きがわかりづらい。 |

(1)不安や悩みを抱える人を孤立させない・寄り添う体制の強化

取組の方針

不安や悩みを抱える人が地域の中で孤立しないよう、身近な地域で異変が発見され、適切な支援につなげられる早期発見の仕組みづくりを促進します。また、福祉課題が認識されな
いまま見過ごされることがないように、福祉部局以外の窓口との連携強化や地域とのネットワ
ークの構築に努めます。

そして、不安や悩みを抱える人が安心して地域で生活できるよう、支援体制を強化すると
ともに、「制度の狭間の課題」や「複合的な課題」の解決に向けたネットワークによる総合
相談支援体制の構築を進めます。

① 庁内連携体制の構築と官民協働の仕組みづくりの推進

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|----------------------------|---|
| 1 | 市役所内の連携と研修 | <ul style="list-style-type: none"> ○市の高齢福祉・障害福祉等の相談窓口の関係部署に福祉連携担当者を配置し、担当者を中心に各部署間の連携強化を図ります。 ○福祉部局以外においても、支援を要する人の早期発見が行え、必要な支援に結びつけることができるよう職員向けの研修を行います。 |
| 2 | 【重点】 分野横断的な連携体制の 推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢・障害・子供・生活困窮等の専門機関が相談内容に応じて、連携し、適切な支援を行える体制を構築します。 ○制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人や世帯について、市の担当部局や各専門相談窓口、関係機関が連携して迅速な対応が行える体制づくりを進めます。 ○市の担当部局や各分野の関係機関等で構築されているネットワーク、住民主体の活動等から把握された課題を集約、協議する場を設けます。 |
| 3 | 【重点】 官民協働の仕組みづくり の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○制度の狭間の課題や複合的な課題について、漏らすことなく対応できる仕組みづくりを目的とした官民協働の協議の場の設置を、西宮市社会福祉協議会と協働で進めます。 |

② 不安や悩みを抱える人を早期に発見する取り組みの促進

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|---------------------------------|---|
| 1 | 【再掲】 市民の主体的な 見守り支援活動の推進 | <p>○身近な地域で異変に気づいたり、困りごとを解決できる支えあいが促進されるよう、市民相互の見守り活動を促進します。</p> <p>○民生委員・児童委員の日常的な相談支援活動や訪問活動等を通じて状況の把握や情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関に連絡を取るなどの対応を行います。</p> |
| 2 | 相談窓口機能の充実 | <p>○高齢者や障害のある人、子供・子育て、ひきこもり等の地域生活を送る上での様々な課題について、支援を必要とする人や家族等が身近な地域で気軽に相談ができるよう、地域に密着した相談窓口の周知を行うとともに、受け止め、漏らさない相談支援機能の充実に努めます。</p> <p>○窓口間の意見交換や情報・課題の共有を行うことでさらなる相談支援機能の充実が図られるよう、関係機関等とのネットワークづくりを進めます。</p> |
| 3 | 【重点】 市役所内の連携と 地域ネットワークの協働 | <p>○国民健康保険、税務、水道局等の直接福祉に携わらない部局において業務の中で市民の異変や課題に気づいた際に、必要に応じて福祉部局の担当窓口につなぐことができるよう分野を超えた連携体制の構築に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、自治会及び各種相談窓口等のネットワークを活用し、早期発見の仕組みづくりを進めます。</p> |

③ 不安や悩みを抱える人を支援する体制の強化

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|---------------------------|--|
| 1 | 生活困窮者自立支援法に基づく支援 | <p>○生活に不安や困難を抱えている人が相談できる窓口を設置し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。(自立相談支援事業)</p> <p>○離職等又はやむを得ない休業等により住居を失った人、又は失うおそれの高い人に対し、就労に向けた活動をすること等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就労に向けた支援を行います。(住居確保給付金制度)</p> <p>○「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」等、直ちに就労が困難な人に6カ月から1年の間、プログラムに沿って、基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。(就労準備支援事業)</p> <p>○生活困窮世帯等の子供の将来が経済的な理由によって左右されることのないよう、学習習慣を身につけるとともに学習に対する意欲を向上させ、自立した生活を送れることを目指して支援を行います。(学習支援事業)</p> <p>○直ちに一般就労をすることが難しい人のために、事業者がその人に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)を行う場合、申請に基づき認定します。(就労訓練事業)</p> |
| 2 | 社会福祉協議会の相談窓口との連携 | <p>○一定の条件を満たしている低所得の世帯に対して低利又は無利子の貸付を行う「生活福祉資金貸付制度」や、判断能力の十分でない高齢者や障害のある人に対して日常金銭管理や適切な福祉サービスが利用できるよう援助する「日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)」等の社会福祉協議会の相談窓口と密接な連携を取りながら、相談者の自立の促進を図ります。</p> |
| 3 | ハローワークその他機関による就労支援との連携 | <p>○早期の一般就労が可能な人に対しては、ハローワークとの連携により就労支援を実施します。</p> <p>○西宮若者サポートステーションや西宮市中高年しごと相談室との適切な役割分担のもと、各々の専門性を発揮した支援を行います。</p> |
| 4 | 就労体験・ボランティア体験の場・地域交流の場の活用 | <p>○企業やNPO法人、社会福祉協議会、地域住民等と連携し、一般就労が困難な人が就労体験やボランティア体験等の社会参加ができる場づくりを進めます。</p> <p>○身近な地域の人との交流の場となる、サロンやつどい場等を活用し、支援を必要とする人の早期発見や見守りを推進します。</p> |

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|--------------------|---|
| 5 | ひきこもり等に関する支援の充実 | <p>○ひきこもり等、社会的に孤立した状態にある人が社会とのつながりを取り戻せるよう、当事者の状況に合わせた支援を行います。</p> <p>○ひきこもりの当事者を支える家族からの相談に応じるとともに、「ひきこもり青年の家族交流会」をはじめとした家族支援施策の情報提供に努めます。</p> |
| 6 | 子供の貧困対策に関する取り組みの推進 | <p>○子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、経済的に困窮しているケースが多いうかがえるひとり親家庭等に対し、様々な相談に応じ、関係機関と連携を図りながら支援を行います。</p> <p>○生活困窮世帯等の子供の将来が経済的な理由によって左右されることのないよう、学習習慣を身につけるとともに学習に対する意欲を向上させ、自立した生活を送れることを目指して支援を行います。(学習支援事業)【再掲】</p> <p>○子供の貧困対策計画における課題解決に向けた取り組み等を踏まえ、各所管課や関係機関による連絡調整会議を設置するなど、市としての体制づくりに取り組みます。</p> |
| 7 | 消費生活相談窓口の充実 | <p>○消費生活センターを拠点に、悪質な訪問販売や電話勧誘、インターネット関連の消費者トラブル等、複雑・多様な相談に、消費生活専門相談員が対応し、高齢者や障害のある人等、消費者自身では対応困難な個別事案の被害救済や解決に向けてのあっせんや助言を行います。</p> <p>○消費生活センターの消費生活相談から被害情報の早期把握を行うとともに、兵庫県立消費生活総合センター、消費者庁、国民生活センターからの最新の注意喚起情報、見守り情報等を提供し、消費者被害・トラブルや製品事故の未然防止に努めます。</p> |
| 8 | 住宅の確保に関する支援と連携 | <p>○高齢者、障害のある人、外国人、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な人(住宅確保要配慮者)に対し、住宅の確保に必要な情報提供や支援を行う「民間賃貸住宅すみかえサポート相談窓口」の取り組みについて関係部署、団体の連携強化を図ります。</p> <p>○市内の不動産店と連携し、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅への入居を希望する際に住まい探しに協力できる市内不動産店を登録する「民間賃貸住宅すみかえサポート協力店」の取り組みを推進します。</p> |

◆◆◆ 総合相談支援体制とは ◆◆◆

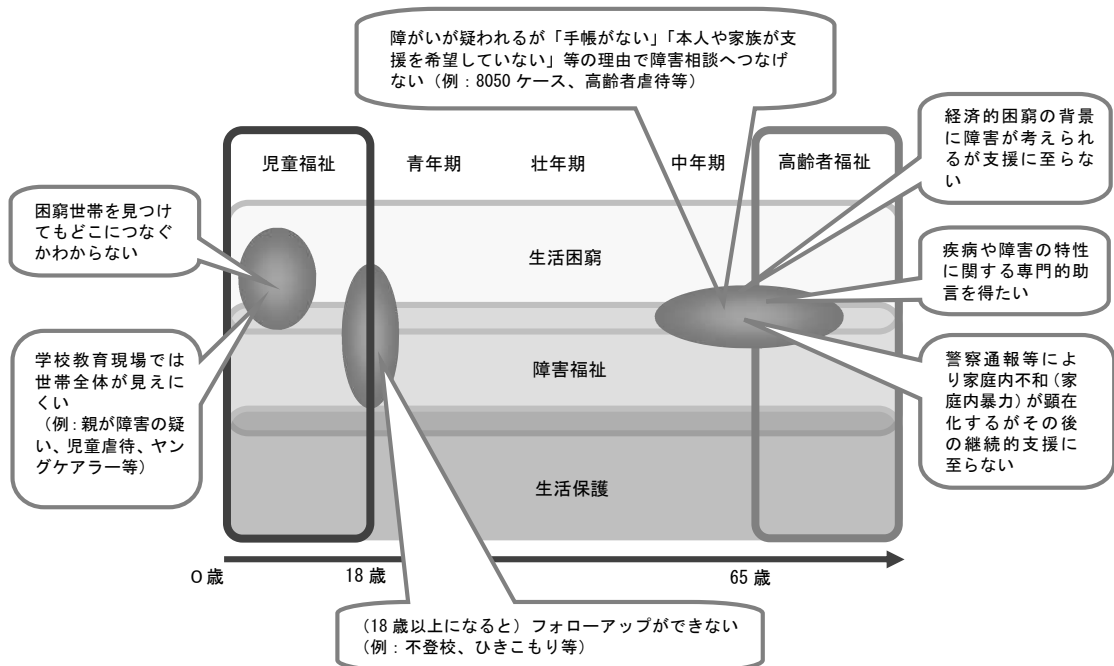
「少子高齢化や核家族化に伴う高齢世帯・単身世帯の増加」「雇用環境や価値観・ライフスタイルの変化」「地域の関係性の希薄化」等の社会構造の変化に伴い、これまでの福祉の分野別支援では対応できない「制度の狭間」、一つの機関では支援困難な「複合多問題」、当事者が支援機関等の関わりを望まない「支援拒否」等、複合化・複雑化した課題が増加しています。これらの課題に対しては、従来の福祉の分野別支援ではなく、分野を超えた総合的な相談支援に取り組む必要があります。

総合相談支援体制は、当事者の属性や課題に関わらず幅広く相談を受け止め、寄り添うことで関係を築く「受け止め、漏らさない相談支援」が必要です。また、課題が複合化・複雑化する背景には、社会的孤立等による社会とのつながりが希薄化していることから、「受け止め、漏らさない相談支援」を実施するには「潜在的に埋もれているニーズを顕在化させる」取り組みや、積極的にアウトリーチしていく相談体制が重要となります。併せて、当事者が社会とのつながりを回復できるよう支援していくことも重要となります。アウトリーチの体制については、行政のケースワーカーや民生委員・児童委員、専門職、社会福祉協議会のワーカー、社会福祉施設等の職員等と緊密な連携を図ることが不可欠です。また、個別の相談に対して課題解決する事後的な対応だけではなく、対応する課題の蓄積から要因を分析・把握し、問題の発生を未然に防ぐ予防的アプローチの視点を持つことも求められます。

なお、総合的相談支援体制の構築は、地域住民の身近な圏域で、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりと一体的に推進していくことが重要です。

■制度や分野の狭間で生じている課題（イメージ）

- ・個人や世帯が直面する生活問題は複合化・複雑化しており、児童、障害、高齢等の個別の制度・サービスでは問題解決に至らない対象者や世帯が増加
- ・複合化・複雑化した問題を抱えた世帯は、生活問題が顕在化しにくく、地域からは孤立しがち
- ・相談支援の実践機関は、「連携・協働する機関や専門職を見つけれない」、「支援する手だてが見つけれない」等によって“抱え込み”や“行き詰まり”が生じ支援が停滞



「地域福祉計画と包括的な支援体制づくり推進セミナー」関西学院大学 藤井博志教授資料を加工して作成

(2)誰もが自分らしく暮らしていくための権利擁護支援体制の構築

取組の方針

誰もが尊厳を保ち、人としての権利を阻害されることなく地域でその人らしく主体的な生活ができるよう、権利擁護に関する啓発に取り組むとともに、権利擁護支援を必要とする人に対しては、その人を中心とした「支援の輪」を地域や行政、関係機関等が一体となって形成し、意思決定支援ができる権利擁護支援の体制づくりを進めます。

また、福祉サービスの質の向上に向けて、事業者や関係団体と連携した研修等の開催や第三者評価の活用を促進するとともに、積極的な情報提供を行い、安心して福祉サービスが利用できる取り組みを進めます。

① 権利擁護支援の体制づくり

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|--|---|
| 1 | 権利擁護支援システム 推進委員会の開催 | ○高齢者・障害のある人の権利擁護支援の推進に関する提言及び提案、権利擁護支援システムの改善、高齢者・障害者権利擁護支援センターの役割について検討するため、「西宮市権利擁護支援システム推進委員会」を開催し、さらなる権利擁護支援システムの構築に努めます。 |
| 2 | 【重点】 高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能の充実 | ○高齢者・障害者権利擁護支援センターにおいて、権利擁護に関する専門相談・支援や成年後見制度利用支援、後見活動支援、成年後見制度普及啓発・研修等の機能の充実に努めます。 ○高齢者・障害者権利擁護支援センターの公平・中立な運営を図るため、「西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会」を開催します。 |
| 3 | 権利擁護の支援に向けた 人づくりと活動環境の整備 | ○地域で権利擁護支援を必要とする市民ニーズの増加に対応するため、権利擁護支援者養成講座を開催し、修了者に対して「市民後見人」や「権利擁護推進員」「生活支援員」「後見活動支援員」「介護相談員」「運営推進会議委員」の活動を目的とした権利擁護支援者人材バンクへの登録を促進し、市民による支えあいの仕組みづくりを進めます。 ○弁護士や司法書士等の専門職に対して、「権利擁護支援協力専門職」として権利擁護支援者人材バンクへの登録を依頼し、権利擁護支援者の活動時の支援及び権利擁護支援センターと連携した支援体制が構築できるよう努めます。 |

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|---|---|
| 4 | 虐待やDVに関する相談支援体制の充実 | <p>○高齢者や障害のある人、子供に対する虐待の未然防止や早期発見に向け、市、高齢者あんしん窓口、障害者総合相談支援センターにのみや等において、相談や通報、届け出に対応します。</p> <p>○虐待やDVの未然防止、早期発見・早期対応に向け、民生委員・児童委員、教育機関、支援機関、警察等の関係機関同士の連携を強化し、専門的な支援につなげる体制の構築に取り組みます。</p> |
| 5 | 虐待防止に関する市民理解の促進 | <p>○虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解を促進するとともに、虐待を見聞きした場合の通報義務等、虐待防止や早期発見・早期支援のために市民一人ひとりができることについて、積極的かつ効果的な啓発を進めます。</p> |
| 6 | 要保護児童対策協議会の開催 | <p>○虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換と要保護児童等に対する支援内容の協議・検討を行う「要保護児童対策協議会」において、関係機関による組織的、効率的な対応を図ります。</p> |
| 7 | 差別解消に向けた取り組みの推進 | <p>○広く市民の差別解消に関する理解の向上を図るため、フォーラムの開催や市政ニュース、市のホームページ、リーフレット等を活用して広報に取り組みます。</p> <p>○障害のある人等からの相談に適切に対応するため、相談窓口の周知、課題解決に向けた相談支援、窓口職員の対応力の向上に努めます。</p> <p>○差別解消に向けたさらなる取り組みを進めるために、西宮市権利擁護支援システム推進委員会の中で「西宮市障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、事例の収集と検討を行います。また、西宮市地域自立支援協議会との連携により、差別解消意識のさらなる深化に向けた取り組みの検討と、関係機関とのネットワーク（相互協力）の構築を進めます。</p> |
| 8 | 成年後見制度・日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の周知と利用支援 | <p>○認知症の人や知的・精神障害のある人等が、適切な段階で成年後見制度や日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を利用できるよう、高齢者・障害者権利擁護支援センターや西宮市社会福祉協議会等と連携し、利用支援や普及啓発を進めます。</p> <p>○成年後見制度の利用が困難な認知症の人や知的・精神障害のある人等に対して、審判の申し立て等の支援を行う成年後見制度利用支援事業を実施します。</p> |

② 福祉サービスの質の向上と情報提供の充実

| No. | 取 り 組 み | 内 容 |
|-----|------------------------------|--|
| 1 | 福祉サービスの質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業者や関係団体と連携した研修・セミナー等の開催や事業所説明会等を通じた情報提供等により、サービス提供従事者の資質向上を図ります。 ○国・県による事業者の第三者評価等の動向を踏まえ、サービス提供事業者による評価・情報公表の取り組みが進むように、事業者に対する実地指導等を通じて働きかけを行います。 ○介護保険の地域密着型サービス事業者が地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の確保を目的とする運営推進会議等において会議の円滑な実施を支援するとともに、事業運営の透明性確保に努めます。 ○特別養護老人ホーム等に介護相談員を派遣し、施設利用者の相談に応じて、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、施設が第三者の訪問を受け入れることを促進し、介護サービスの質の向上を図ります。 ○市の相談窓口において苦情解決が図られるように関係団体と連携しながら対応を行うほか、各サービス事業者が設置する苦情相談窓口を契約時に利用者へ周知するよう事業者に対して働きかけます。 |
| 2 | 多様な媒体・機会等を活用した福祉サービスに関する情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害のある人・子育て中の人等を対象とした各福祉サービスについて、利用方法や施設情報等を掲載したパンフレットや利用の手引き等を発行し、サービスを必要とする人・家族や関係者に配布します。高齢者や障害のある人等に配慮した、わかりやすい情報提供となるよう努めます。 ○ホームページを積極的に活用して情報提供を行います。なお、ホームページを利用する人が年齢や障害の有無等に関係なく、提供されている情報にアクセスし、利用できるよう、わかりやすいホームページを作成します。 ○市政ニュースや地域情報誌「宮っ子」等の広報媒体と共に、出前講座等の多様な機会を積極的に活用し、福祉サービスに関する情報提供を進めます。 ○地区ネットワーク会議等の協議の場を通じて、情報の届きにくい人にも配慮し、必要な人に必要な情報が伝わりやすい環境づくりを進めます。 ○地域の身近な相談窓口において、福祉サービス・制度等に関するきめ細かな情報提供を目指します。 ○民生委員・児童委員が身近な相談者として必要な知識を得て地域において福祉サービス・制度等に関するきめ細かな情報提供が行えるように支援を進めます。 |

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

(1) 市・市民・事業者等の協働による推進

計画を推進していくためには、西宮市と西宮市民、地域づくりに関わる多様な主体の協働が必要不可欠となります。

市民一人ひとりをはじめ、団体・組織に対して、本計画の周知・普及を積極的に進めつつ、連携・協働を図りながら、本計画の施策・事業を展開していきます。

(2) 西宮市社会福祉協議会との連携

「西宮市地域福祉推進検討会議」等を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的として組織されている西宮市社会福祉協議会との連携を強化し、具体的な課題の検討や取り組みの推進を図ります。

(3) 庁内での連携

本計画が掲げる基本理念を実現するには、多岐にわたる分野の施策・事業を一体的に推進していく必要があります。そのため、地域福祉に関わる課題等を庁内関係部署で共有するとともに、課題解決に向けて、「西宮市地域福祉推進検討会議」等を通じて、分野を横断した連携を図ります。また、福祉の分野別計画や関係諸計画の推進・見直し時には本計画との整合性を確保しつつ、各計画の施策・事業を推進します。

(4) 包括的な支援体制の構築に向けて

本計画が掲げる包括的な支援体制を構築するためには、多様な主体の参画・協働による地域づくりとともに、多機関が協働した分野横断的な取り組みと、それを可能にする庁内連携の推進が必要不可欠です。取り組みの進捗状況を定期的に評価・検証しながら、更新していく仕組みを整備することで、包括的な支援体制の構築を着実に推進します。

2 計画の進行管理・点検

市民代表や関係機関・団体の代表、学識経験者によって構成される「西宮市地域福祉計画策定委員会」において、国や兵庫県の動向を踏まえつつ、計画の実施状況の点検や課題整理、解決方策、評価の方法やあり方等の検討を進めます。なお、計画の進行管理・点検については、PDCAサイクルに基づいて実施します。

資料編

資料編

1 統計データ詳細

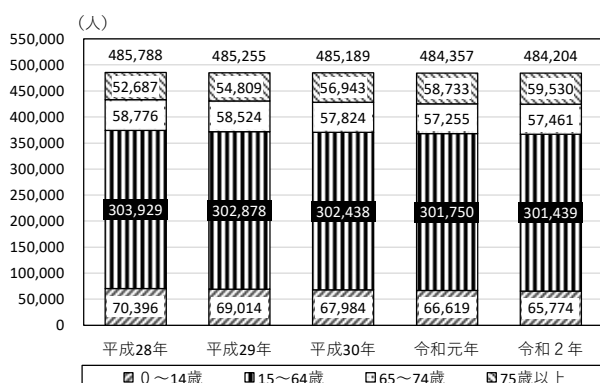
(1) 人口の状況

① 総人口の推移と将来推計

本市の総人口は緩やかに減少しており、令和2年時点で484,204人となっています。年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。今後は人口が緩やかに減少し、次第に減少幅が大きくなると見込んでいます。

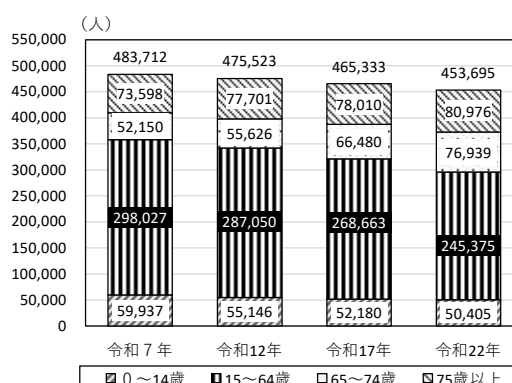
年齢三区分別人口については、本市の老年人口比率は、令和7年時点では全国や兵庫県よりも数値が低くなっているものの、令和22年には全国とほぼ同じ数値で推移する見込みとなっています。

【総人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

【総人口の将来推計】



資料：第5次西宮市総合計画

【年齢三区分別人口の総人口に占める割合の推移と比較】

| | | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|--------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口 比率 (0～14歳) | 西宮市 | 12.4% | 11.6% | 11.2% | 11.1% |
| | 兵庫県 | 11.5% | 11.0% | 10.6% | 10.5% |
| | 全国 | 11.5% | 11.1% | 10.8% | 10.8% |
| 生産年齢 人口比率 (15～64歳) | 西宮市 | 61.6% | 60.4% | 57.7% | 54.1% |
| | 兵庫県 | 57.7% | 56.8% | 55.1% | 52.1% |
| | 全国 | 58.5% | 57.7% | 56.4% | 53.9% |
| 老年人口 比率 (65歳以上) | 西宮市 | 26.0% | 28.0% | 31.1% | 34.8% |
| | 兵庫県 | 30.8% | 32.3% | 34.3% | 37.3% |
| | 全国 | 30.0% | 31.2% | 32.8% | 35.3% |

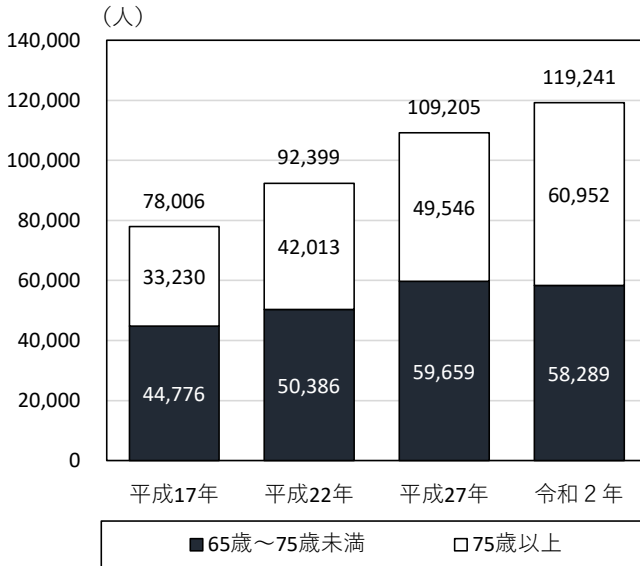
資料：第5次西宮市総合計画

国立社会保障・人口問題研究所（将来推計人口）

②高齢者人口と高齢化率の推移

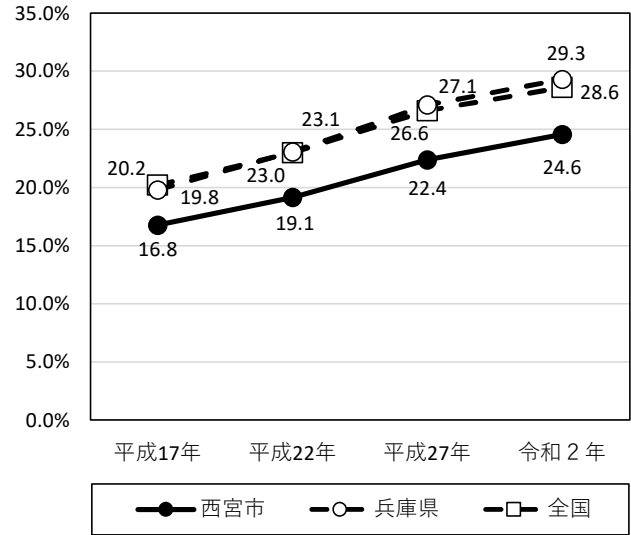
高齢者人口(65歳以上)は増加しており、令和2年時点で119,241人になっています。また、高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は、全国、兵庫県と比較して低く推移しているものの、一貫して上昇しています。

【高齢者人口の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【高齢化率の推移と比較】



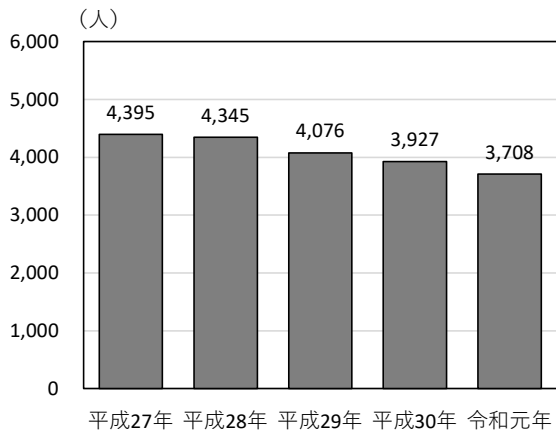
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③出生数及び子供の人口の推移

出生数は減少傾向にあり、令和元年時点で3,708人となり、4,000人を下回っています。

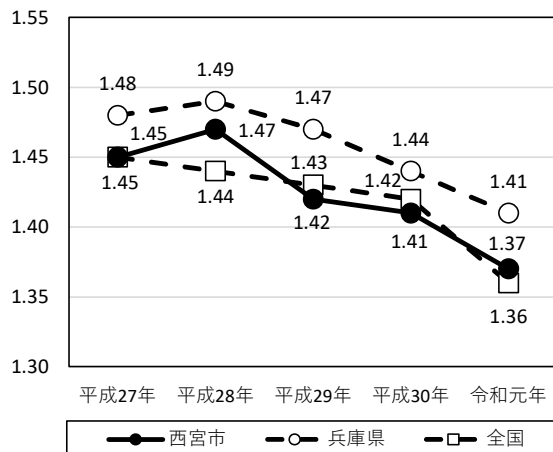
1人の女性が一生の間に生む子供の数を示す合計特殊出生率は、兵庫県を下回っています。また、平成29年から平成30年にかけて全国を下回って推移しているものの、令和元年時点では全国を上回り1.37となっています。

【出生数の推移】



資料：人口動態統計

【合計特殊出生率の推移と比較】



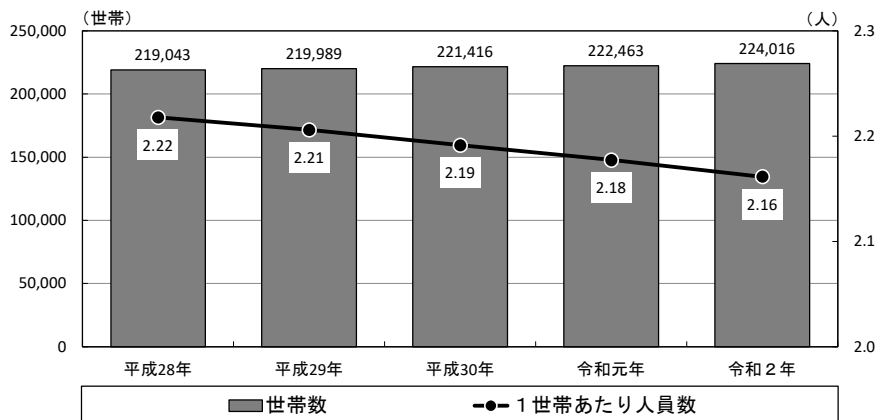
資料：人口動態統計

(2) 世帯の状況

①世帯数の推移

本市の世帯数は増加しており、令和2年時点で224,016世帯となっていますが、1世帯あたり人員数は減少しており、令和2年時点で2.16人となっています。

【世帯数、1世帯あたりの人員数の推移】



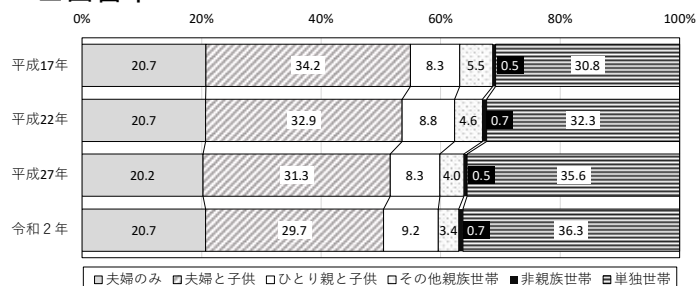
資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

②家族類型の推移

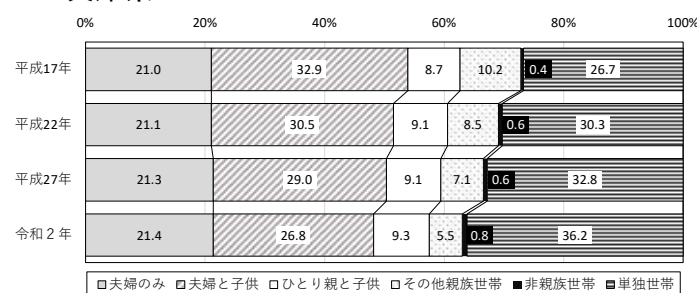
一般世帯の家族類型別構成比をみると、平成17年以降は、西宮市、兵庫県、全国で単独世帯が増加しており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。令和2年時点では、全国、兵庫県より、西宮市の方が、夫婦と子供の割合が高くなっています。

【一般世帯の家族類型別構成比の推移と比較】

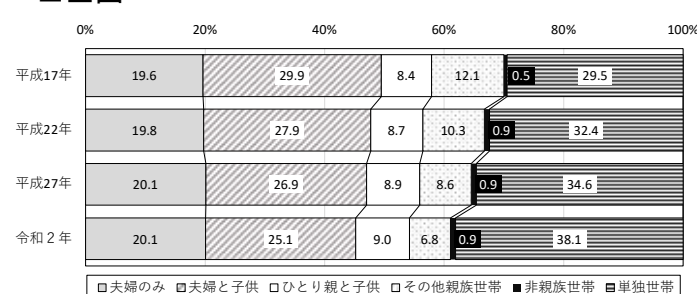
■西宮市



■兵庫県



■全国



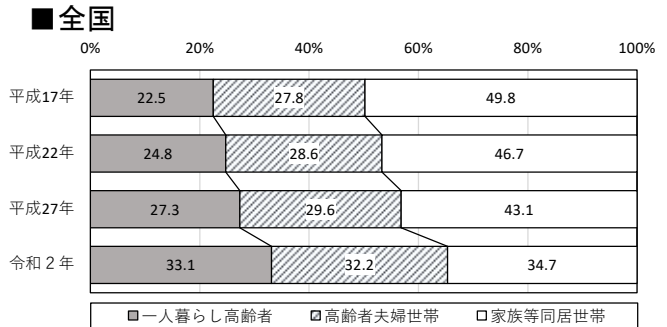
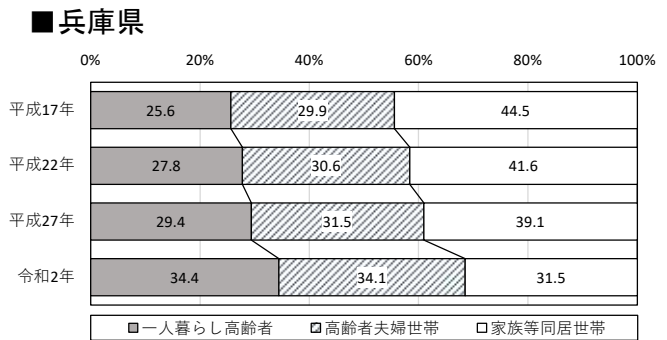
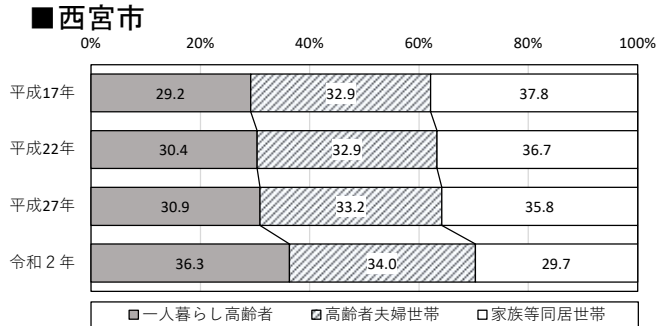
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③高齢者のいる世帯の状況

全国、兵庫県、西宮市共に、高齢者のいる世帯に占める一人暮らし高齢者世帯の割合が増加しています。また、高齢者夫婦世帯の割合も緩やかに増加しています。

兵庫県、西宮市共に、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦世帯の割合は、令和2年時点で高齢者のいる世帯の約7割を占めています。また、令和2年時点では、全国、兵庫県より、西宮市の方が、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦世帯の割合が高くなっています。

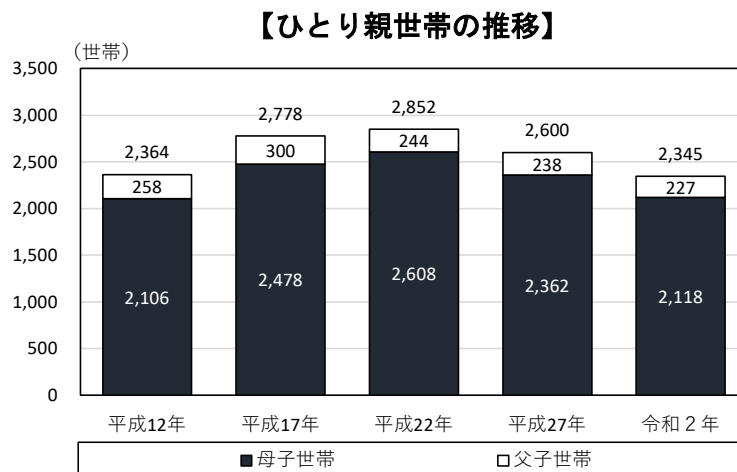
【高齢者のいる世帯の類型別構成比の推移と比較】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ひとり親世帯の状況

父子世帯は平成17年まで、母子世帯は平成22年まで増加した後、減少しています。また、総世帯におけるひとり親世帯の割合は1.5%前後で推移しています。



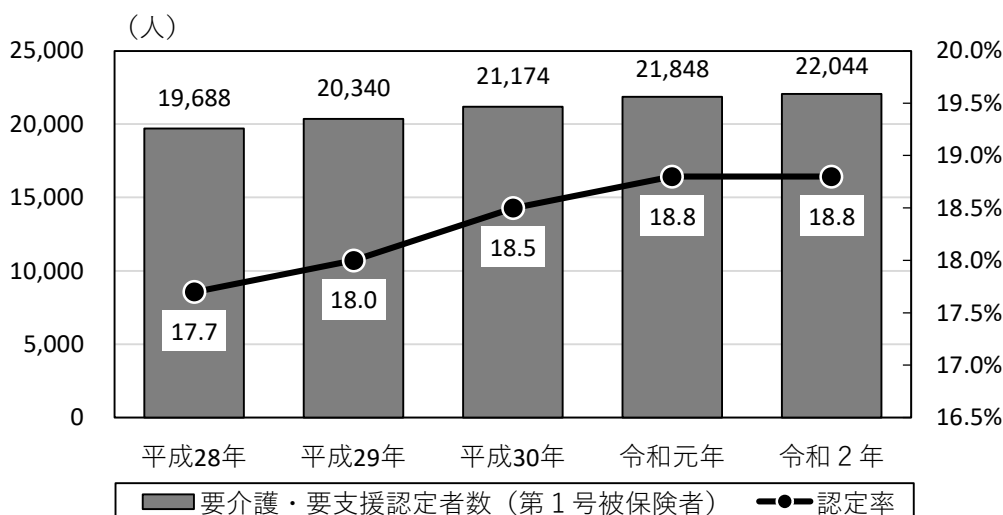
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 介護保険・障害者手帳等に関する状況

①介護保険の要介護・要支援認定に関わる動向

介護保険の要介護・要支援認定者数は増加しており、令和2年時点で22,044人となっています。また、認定率（第1号被保険者における要介護・要支援認定者の割合）も概ね増加傾向にあり、令和2年時点で18.8%となっています。

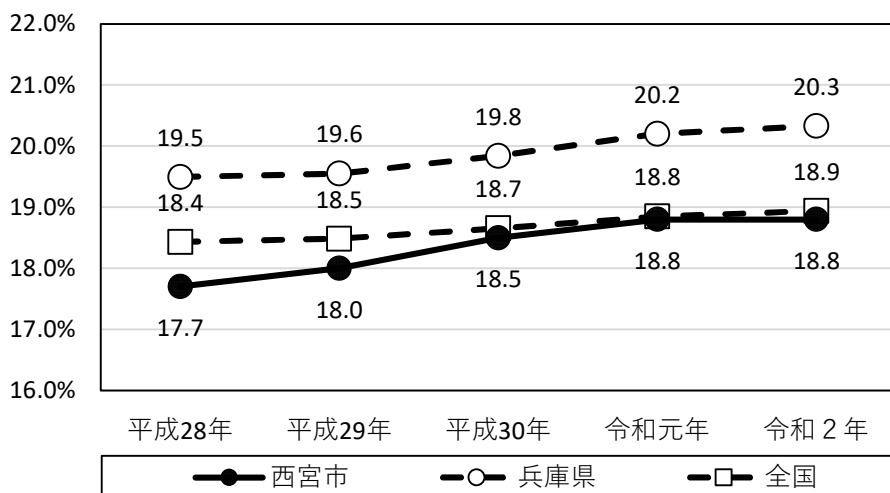
【要介護・要支援認定者数と認定率の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

全国、兵庫県、西宮市の経年比較について、平成28年から平成29年にかけて、全国、兵庫県よりも西宮市の方が低く推移していたものの、平成30年では全国との差が縮まり、それ以降は、全国とほぼ同じ数値で推移しています。

【要介護・要支援認定率の推移と比較】

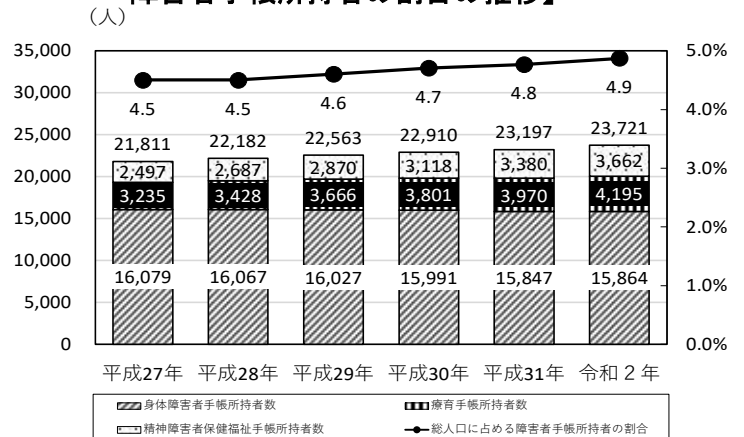


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

②障害に関わる動向

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者数は増加しており、総数は令和2年で23,721人となっています。また、平成27年から令和2年までの総人口に占める障害者手帳所持者の割合は0.4ポイント増加しています。

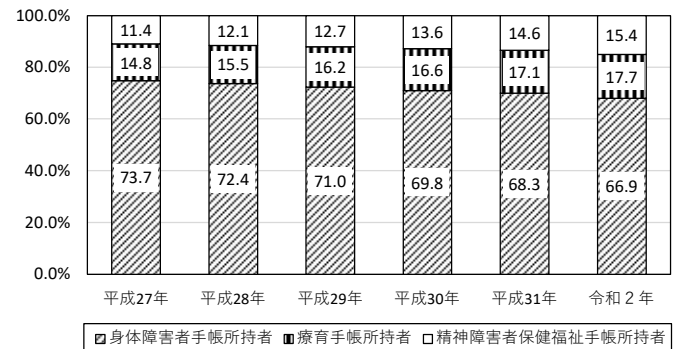
【障害者手帳所持者数と総人口に占める障害者手帳所持者の割合の推移】



資料：手帳所持者数は障害福祉課（各年4月1日現在）
総人口は西宮市推計人口（各年4月1日現在）

障害者手帳所持者の構成比をみると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加し続けています。

【障害者手帳所持者の構成比の推移】

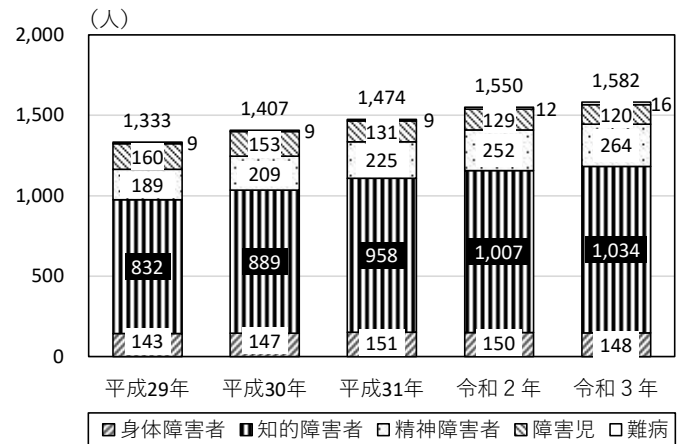


資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

移動支援支給決定人数は増加傾向で推移しており、令和3年時点で1,582人となっています。

ほとんどの項目が概ね増加傾向で推移していますが、障害児のみ減少傾向で推移しています。

【移動支援事業の利用者数の推移】



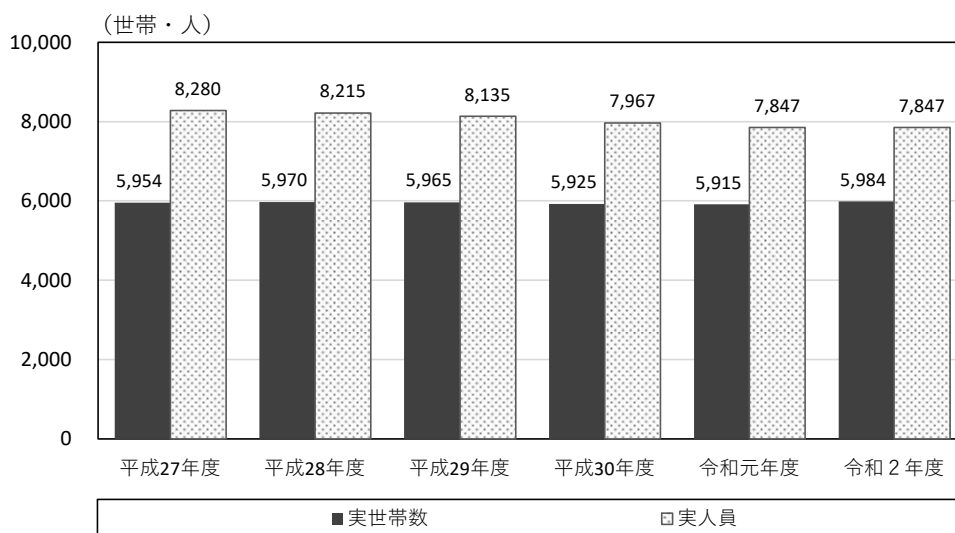
資料：「西宮の福祉」（各年2月末時点）

(4) 生活保護・生活困窮者等の状況

①生活保護の状況

生活保護の実世帯数は平成28年度から令和元年度まで、実人員は平成27年度から令和元年度まで減少傾向となっています。令和2年度末時点では実世帯数が5,984世帯、実人員が7,847人となっています。

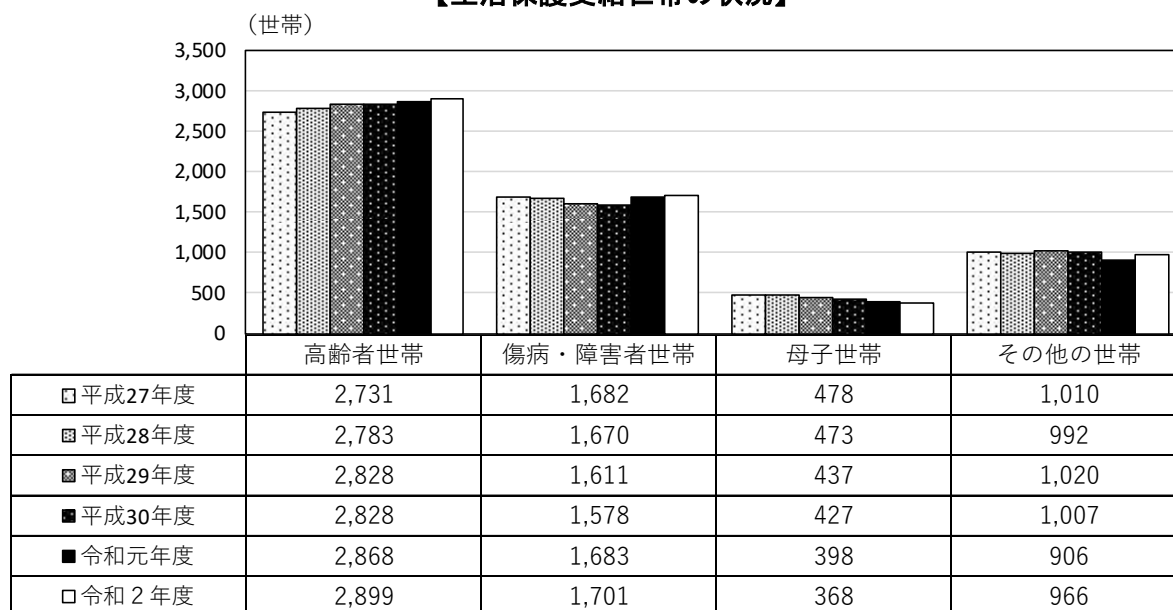
【生活保護受給世帯数と実人員の推移】



資料：「西宮の福祉」(各年度末現在)

生活保護の受給世帯の状況を見ると、高齢者世帯が増加し、母子世帯が減少しています。全世帯に占める割合としては、平成27年度以降は高齢者世帯が最も高くなっており、令和2年度末時点では2,899世帯で48.9%となっています。

【生活保護受給世帯の状況】



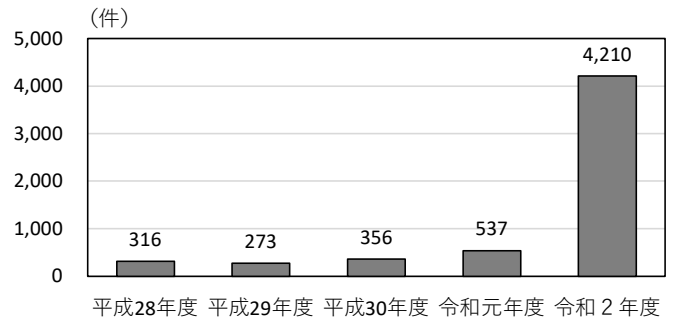
※保護停止中の世帯を除く。

資料：「西宮の福祉」(各年度末現在)

②生活困窮者に関する状況

生活困窮に関する相談件数の推移をみると、令和2年度で4,210件となっており、令和元年度から大きく増加しています。

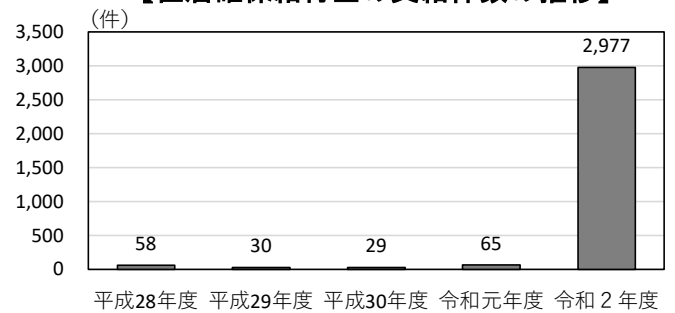
【生活困窮に関する相談件数の推移】



資料：厚生課（各年度末現在）

住居確保給付金の支給件数の推移をみると、令和元年度から令和2年度にかけて著しく増加しています。

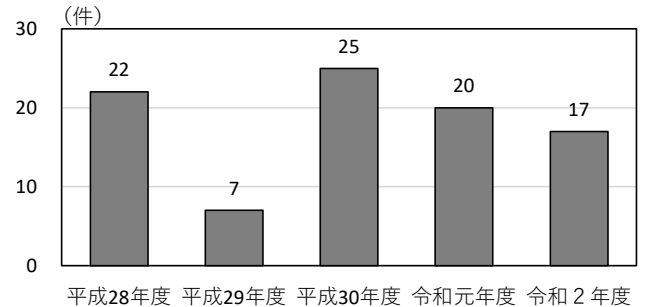
【住居確保給付金の支給件数の推移】



資料：厚生課（各年度末現在）

就労準備支援事業のプラン作成件数の推移をみると、平成30年度以降、減少傾向で推移しています。

【就労準備支援事業のプラン作成件数の推移】



資料：厚生課（各年度末現在）

令和2年より流行している新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への特例の貸付については、令和2年度末時点で、緊急小口資金が3,803人、総合支援基金が3,296人となっています。

【新型コロナウイルス特例貸付の利用状況】

| | |
|--------|--------|
| 緊急小口資金 | 3,803人 |
| 総合支援基金 | 3,296人 |

資料：西宮市社会福祉協議会（令和2年度末現在）

③子供の貧困に関する状況

子育て世帯の経済状況と生活の実態を把握し、経済的貧困や生活困難の状況が子供の生活にどのように影響しているのかを分析することで、支援のあり方の検討や効果的な施策につなげることを目的に、平成28年度に子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査を実施しました。

調査結果では、相対的貧困世帯は全国平均（16.3%：国民生活基礎調査）より少ないですが、本市においても子供の貧困に関する課題が存在していることが推測されます。

■西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査

| | |
|------|--|
| 調査対象 | 平成28年8月現在、西宮市に住んでいる小学5年生2,500人とその保護者及び中学2年生2,500人とその保護者の計10,000人 |
| 調査方法 | 無作為抽出、調査票による本人記入方式、郵送による配布・回収 |
| 調査期間 | 平成28（2016）年9月12日～10月26日 |

■調査結果

| 調査対象 | 調査対象者数 (配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|------|-----------------------|------------|-------|
| 小学生 | 子供：2,500 保護者：2,500 | 子供：1,463 | 58.5% |
| | | 保護者：1,465 | 58.6% |
| | | 親子ペア：1,463 | 58.5% |
| 中学生 | 子供：2,500 保護者：2,500 | 子供：1,334 | 53.4% |
| | | 保護者：1,340 | 53.6% |
| | | 親子ペア：1,334 | 53.4% |
| 合計 | 子供：5,000 保護者：5,000 | 子供：2,797 | 55.9% |
| | | 保護者：2,805 | 56.1% |
| | | 親子ペア：2,797 | 55.9% |

※親子ペアで回収されたもののみを有効回答として分析対象としています。

■分析の視点

●相対的貧困世帯

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準とする国民生活基礎調査の定義に基づき、世帯収入が相対的貧困水準以下の世帯。

●生活困難世帯

①生活必需品の非所有、②ライフライン関連費用の支払困難経験、③生活必需品の購入困難経験のいずれかに該当する相対的貧困世帯以外の世帯。

●生活困難ではない世帯

相対的貧困世帯及び生活困難世帯の定義に関わる質問の全てに回答し、かついずれの定義にも当てはまらない世帯。

| 世帯類型 | 小学生世帯 | 中学生世帯 |
|------------|----------------|--------------|
| 相対的貧困世帯 | 101世帯（6.9%） | 89世帯（6.7%） |
| 生活困難世帯 | 181世帯（12.4%） | 159世帯（11.9%） |
| 生活困難ではない世帯 | 1,046世帯（71.5%） | 921世帯（69.0%） |
| その他世帯* | 135世帯（9.2%） | 165世帯（12.4%） |

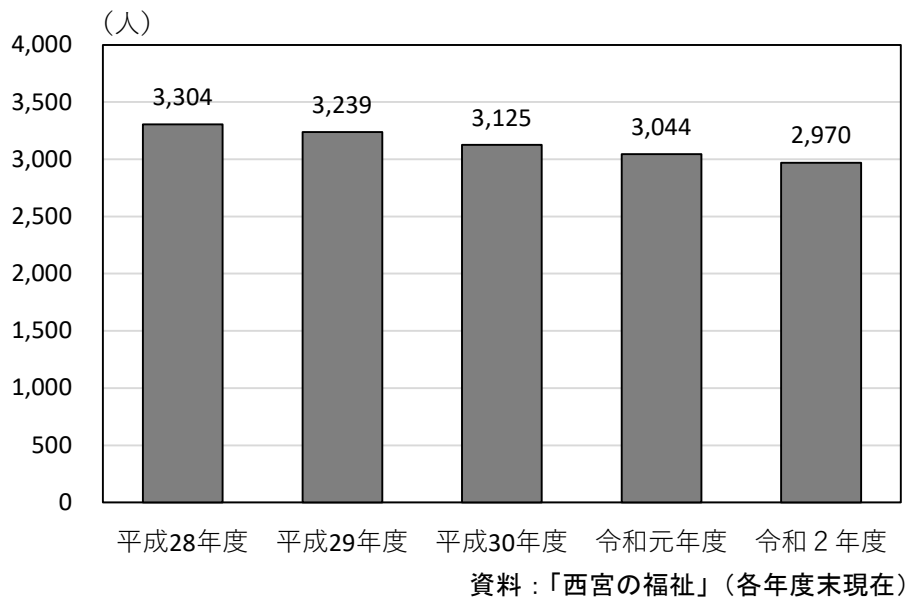
※相対的貧困世帯及び生活困難世帯の定義に関する質問のいずれかに無回答があった世帯を指します。

(5) 各種手当・貸付制度等の利用状況

①児童扶養手当の状況

児童扶養手当の受給資格者数は減少傾向で推移しており、令和2年度末時点で2,970人となっています。

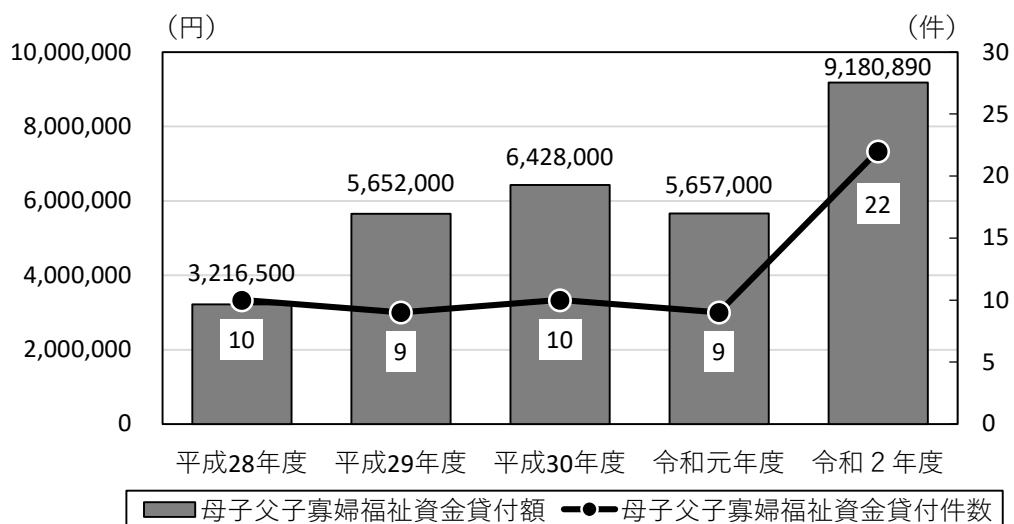
【児童扶養手当の受給資格者数の推移】



②母子父子寡婦福祉資金の状況

令和元年度から令和2年度にかけて、母子父子寡婦福祉資金の貸付件数と貸付額が大きく増加しています。

【母子父子寡婦福祉資金の貸付件数と貸付額の推移】



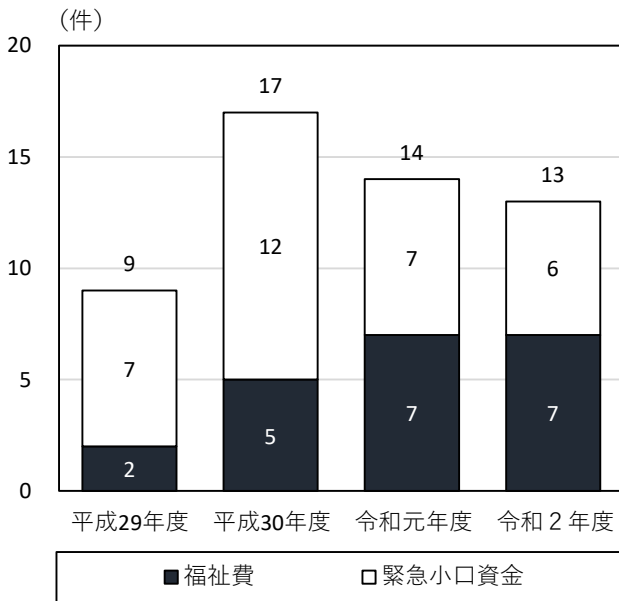
③福祉資金等の利用状況

福祉資金等の利用状況について、福祉資金の推移をみると、福祉費の利用は増加しており、緊急小口資金は平成30年度まで増加した後、減少しています。

教育支援資金の推移は、就学支度費と教育支援費の借受人の人数を示しており、平成30年度以降は55件前後で推移しています。

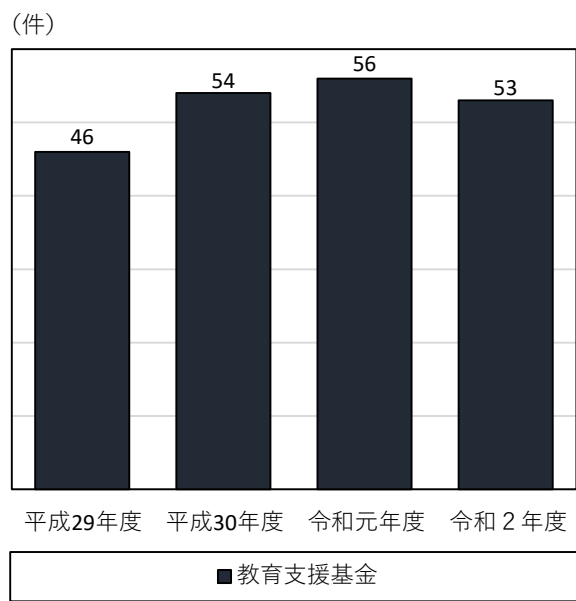
なお、総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活支援費）については、平成29年以降、利用者がいません。

【福祉資金の推移】



資料：西宮市社会福祉協議会（各年度末現在）

【教育支援資金の推移】

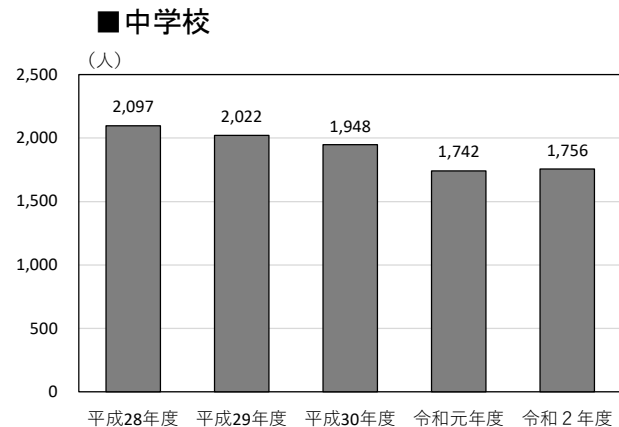
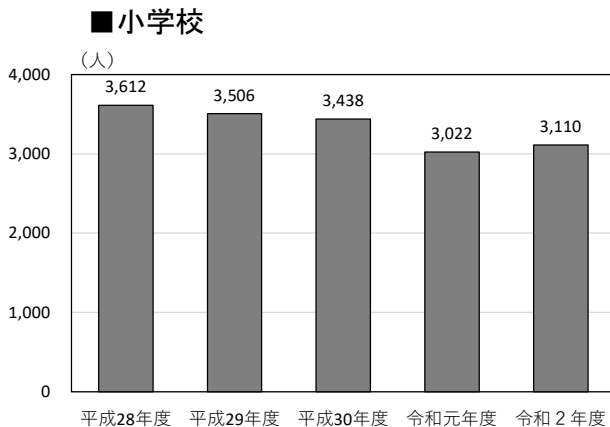


資料：西宮市社会福祉協議会（各年度末現在）

④就学奨励金に関する状況

就学奨励金支給者数の推移をみると、小学校、中学校共に概ね減少傾向で推移しています。令和2年度末時点では、小学校で3,110人、中学校で1,756人となっています。

【就学奨励金支給者数の推移】

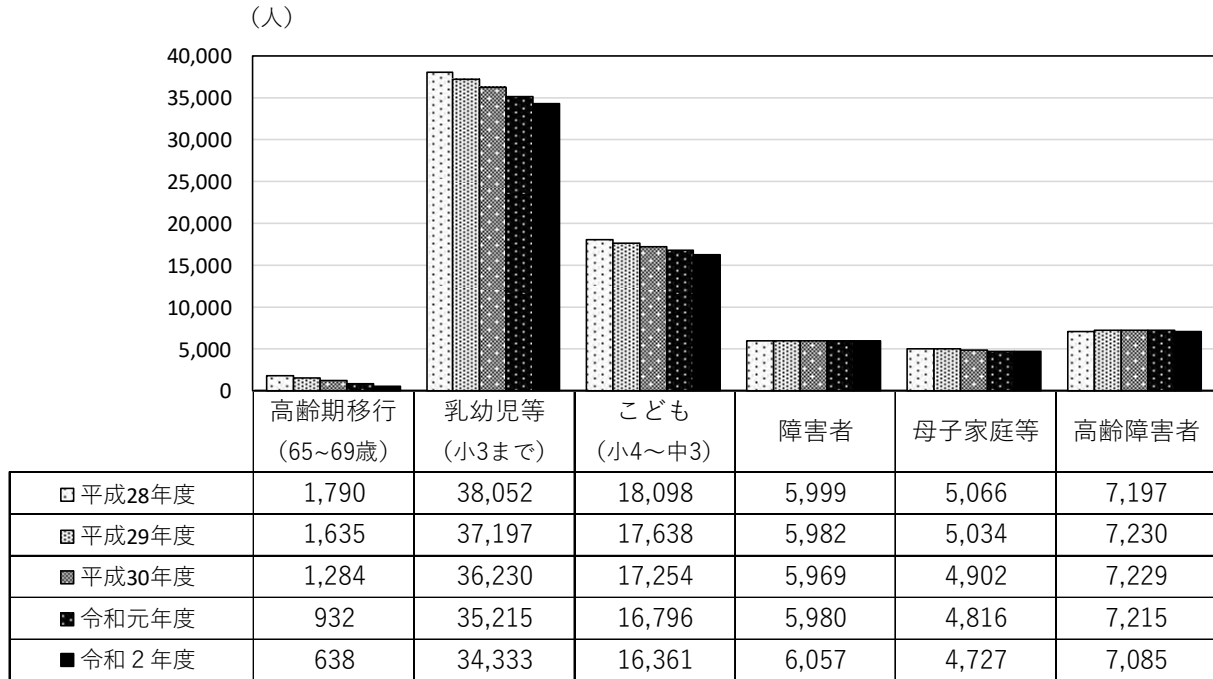


資料：教育委員会 学事課（各年度末現在）

⑤福祉医療費助成制度の受給者数

福祉医療費助成制度の受給者数の推移をみると、ほとんどの項目が減少もしくは横ばいで推移しています。

【福祉医療費助成制度の受給者数の推移】

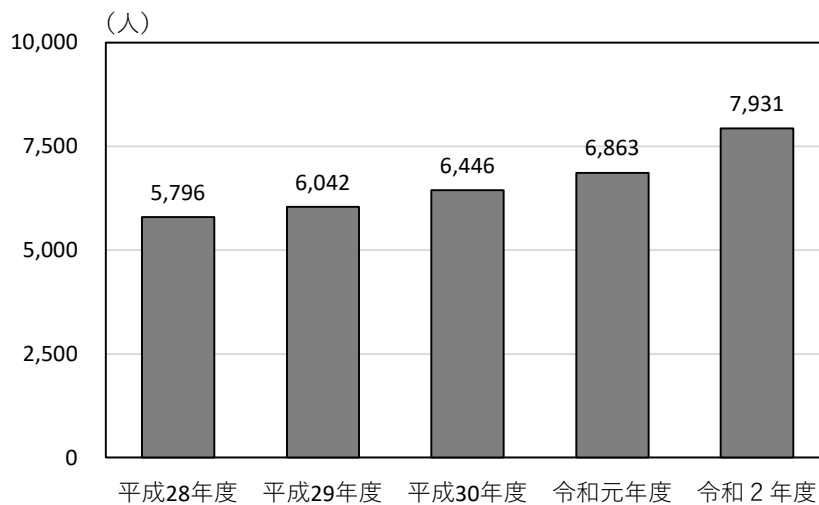


資料：「西宮の福祉」

⑥自立支援医療制度（精神通院）の利用状況

自立支援医療制度（精神通院）の利用者数は増加傾向で推移しています。

【自立支援医療制度（精神通院）の利用者数の推移】

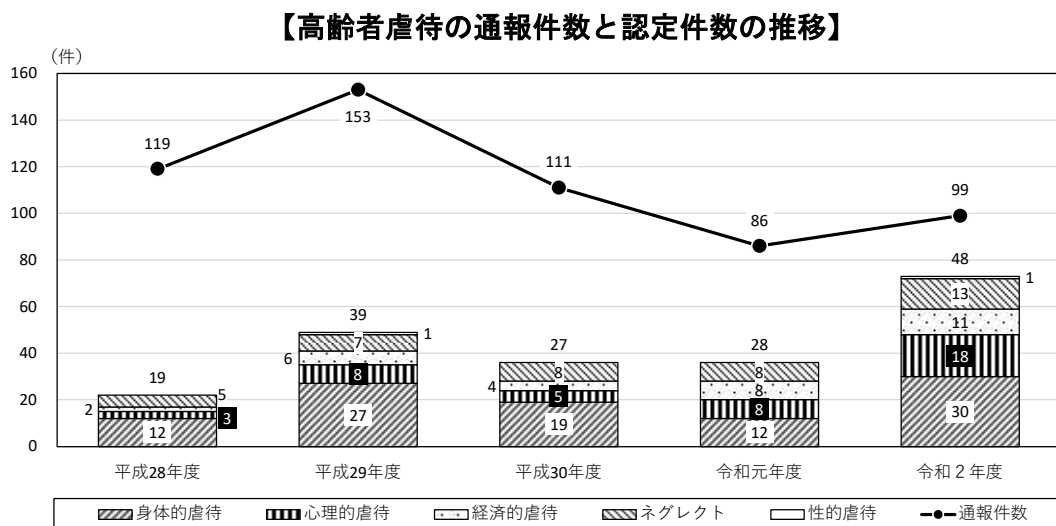


資料：「西宮の福祉」

(6) 権利擁護等に関する状況

① 高齢者虐待の状況

高齢者虐待の通報件数と認定件数の推移をみると、通報件数は平成 29 年度から令和元年度にかけて減少した後、増加に転じ、令和 2 年度末時点で 99 件となっています。認定件数は令和元年度から令和 2 年度にかけて大きく増加し、令和 2 年度末時点で 48 件となっています。内訳をみると、身体的虐待が最も高くなっています。

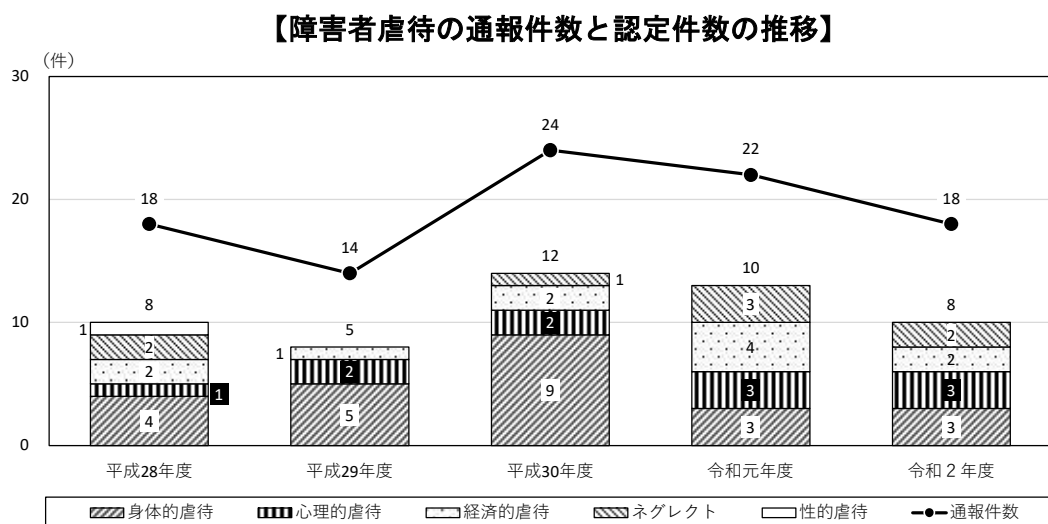


資料：生活支援課（各年度末現在）

※棒グラフの上部の数値は虐待の認定件数です。1つの事案で複数の種類の虐待が認定される場合があるため、各種虐待件数の合計と一致しません。

② 障害者虐待の状況

障害者虐待の通報件数と認定件数の推移をみると、通報件数、認定件数共に平成 30 年度にピークを迎えた後、減少傾向で推移しています。



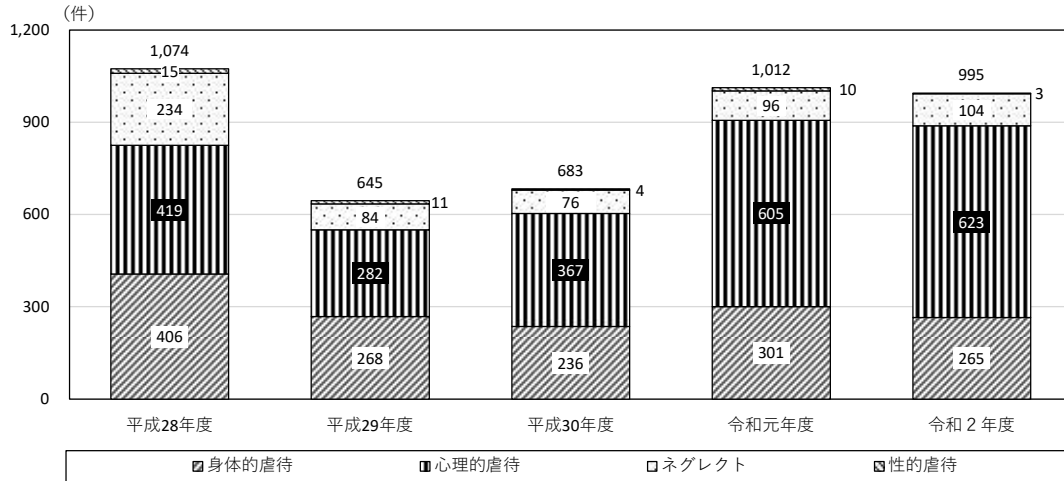
資料：生活支援課（各年度末現在）

※棒グラフの上部の数値は虐待の認定件数です。1つの事案で複数の種類の虐待が認定される場合があるため、各種虐待件数の合計と一致しません。

③児童虐待の状況

児童虐待の相談件数の推移をみると、平成29年度以降、概ね増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で995件となっています。相談の内容をみると、心理的虐待が最も多くなっています。

【児童虐待の相談件数の推移】

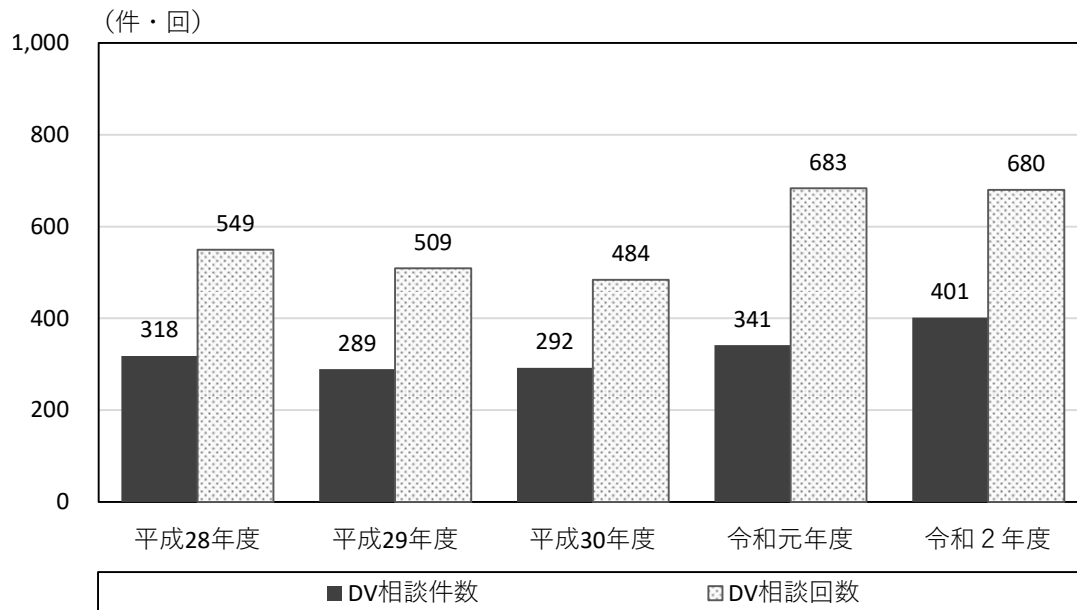


資料：子供家庭支援課（各年度末現在）

④DVの相談状況

DVの相談件数、相談回数共に、平成30年度から令和元年度にかけて大きく増加し、令和2年度末時点では、相談件数が401件、相談回数が680回となっています。

【DV相談件数等の推移】



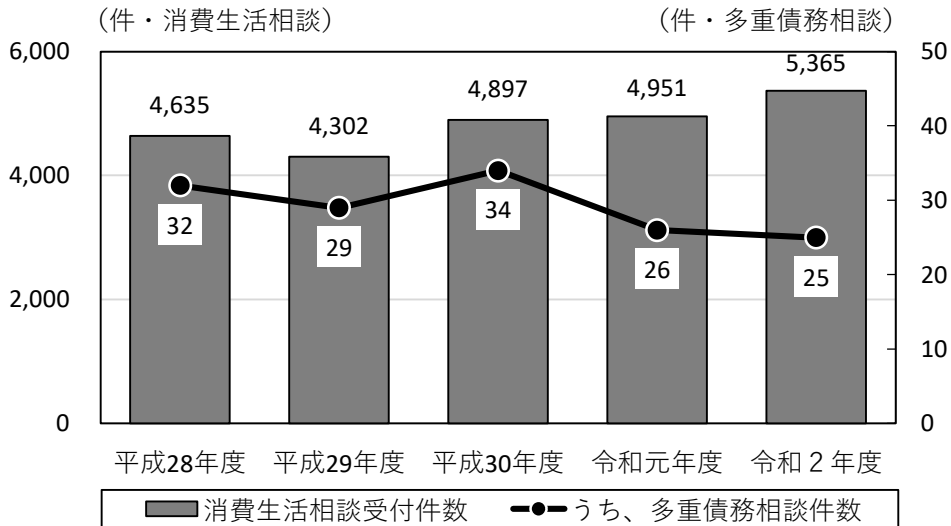
資料：子供家庭支援課（各年度末現在）

⑤消費者被害の状況

消費生活相談受付件数は、平成28年度以降増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で5,365件となっています。

そのうち、多重債務相談件数は、平成30年度以降減少傾向で推移しており、令和2年度末時点で25件となっています。

【消費生活相談・多重債務相談件数の推移】

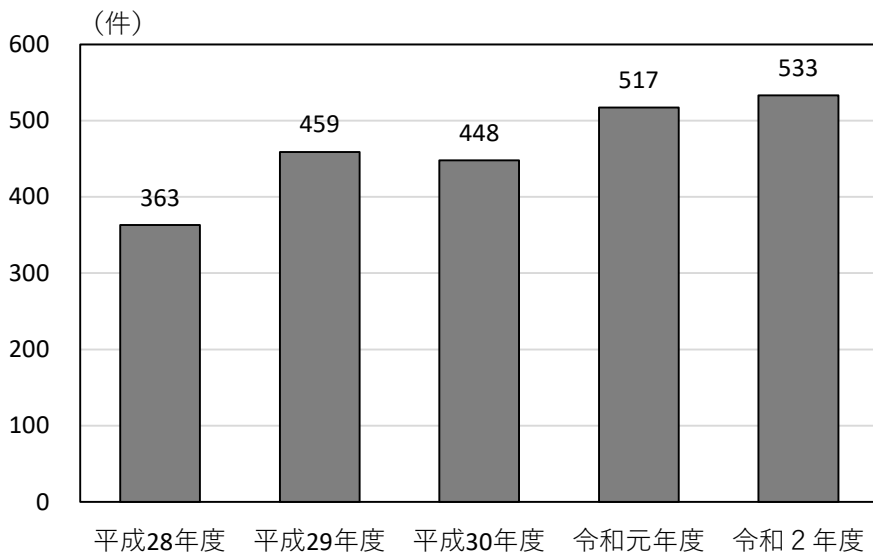


資料：西宮市消費生活センター（各年度末現在）

⑥権利擁護支援センターの状況

権利擁護支援センターの新規相談件数は、概ね増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で533件となっています。

【権利擁護支援センターの新規相談件数の推移】

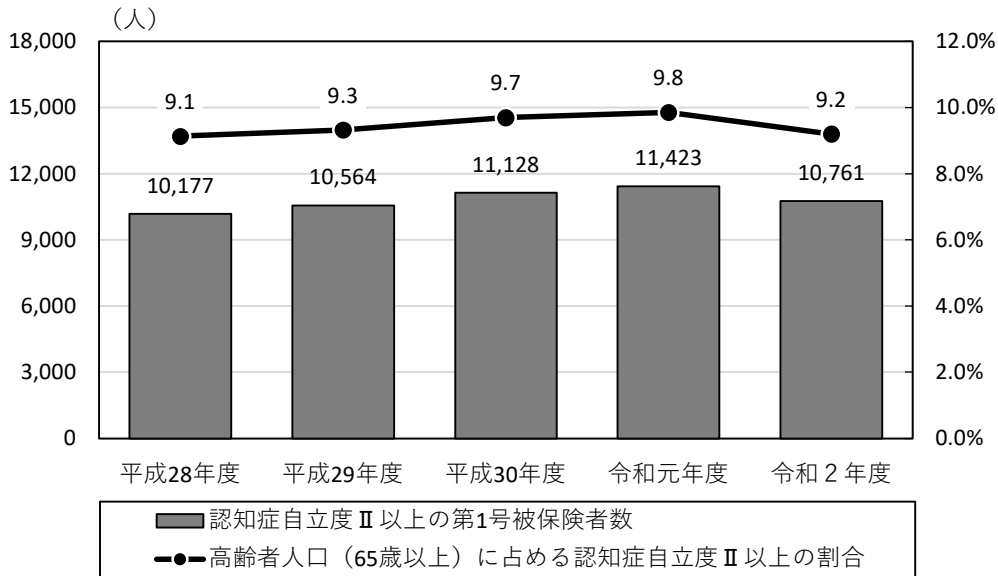


資料：地域共生推進課（各年度末現在）

⑦認知症高齢者の状況

平成28年度以降、本市の「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数と高齢者人口に占める割合はおよそ10人に1人の割合で推移しています。

【「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移】



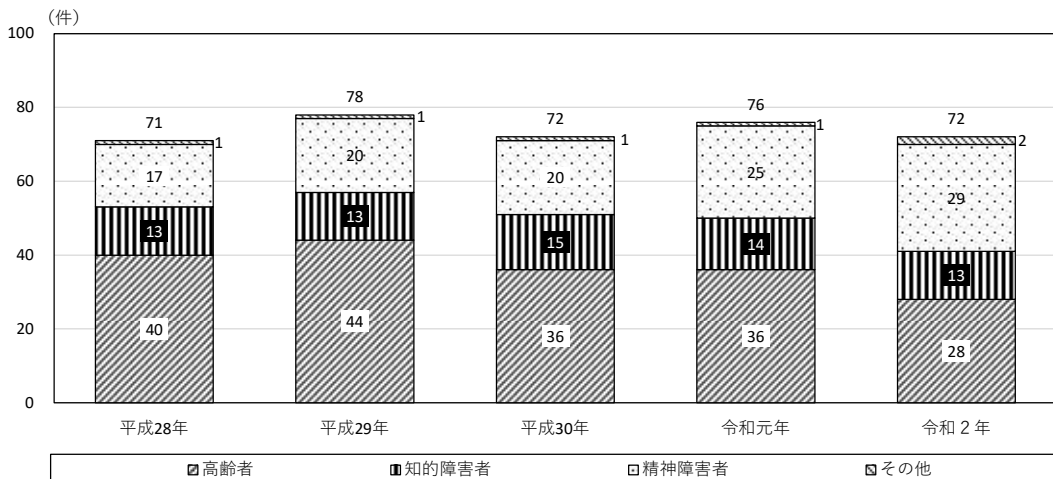
資料：認知症自立度Ⅱ以上の第1号被保険者数は高齢福祉課（各年度末現在）
 高齢者人口は住民基本台帳（各年12月31日現在）

※認知症自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態を指します。

⑧日常生活自立支援事業の状況

日常生活自立支援事業の利用者数は、増減を繰り返しながら75人前後で推移しています。利用者の内訳をみると、令和元年度までは高齢者の利用が最も多く推移していましたが、令和2年時点では精神障害者の利用が29人と最も多くなっています。

【日常生活自立支援事業の利用者数の推移】



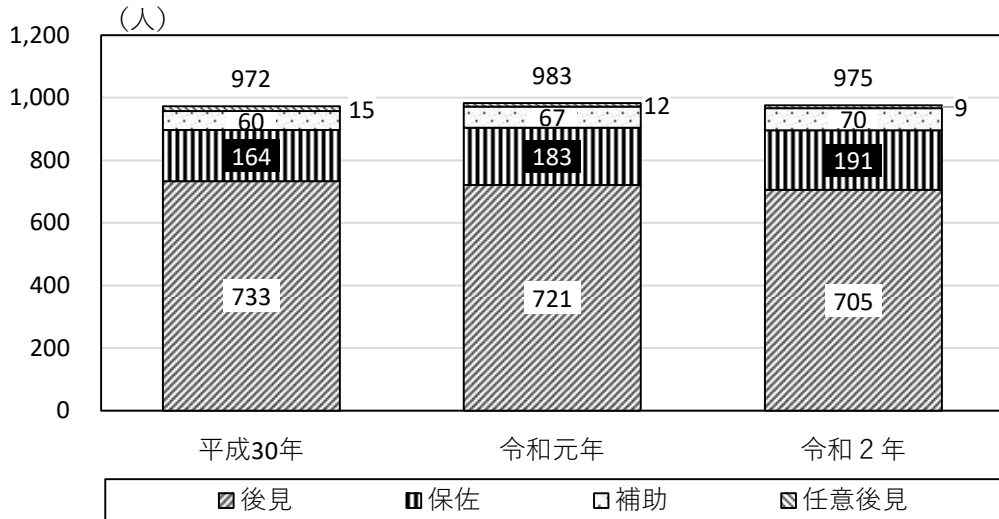
資料：西宮市社会福祉協議会

⑨成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者の推移をみると、後見と任意後見は減少傾向、保佐と補助は増加傾向で推移しており、利用者の総数は概ね横ばいで推移しています。

また、成年後見制度の利用率と類型割合の推移と比較をみると、西宮市の利用率は国や県よりも利用率がやや高く推移しています。類型別では、各年とも70%以上で後見類型での利用となっています。

【成年後見制度の利用者の推移】



資料：神戸家庭裁判所（各年7月末現在）

【成年後見制度の利用率と類型割合の推移と比較】

| 年 | 項目 | 西宮市 | 兵庫県 | 全国 | |
|-------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 平成30年 | 利用率 (利用者/人口) | 0.20% | 0.17% | 0.17% | |
| | 類型割合 (類型別利用者/全利用者) | 後見 | 75.4% | 72.6% | 77.7% |
| | | 保佐 | 16.9% | 19.3% | 16.4% |
| | | 補助 | 6.2% | 6.6% | 4.6% |
| | 任意後見 | 1.5% | 1.5% | 1.2% | |
| 令和元年 | 利用率 (利用者/人口) | 0.20% | 0.18% | 0.18% | |
| | 類型割合 (類型別利用者/全利用者) | 後見 | 73.3% | 71.3% | 76.6% |
| | | 保佐 | 18.6% | 20.8% | 17.4% |
| | | 補助 | 6.8% | 6.5% | 4.9% |
| | 任意後見 | 1.2% | 1.4% | 1.2% | |
| 令和2年 | 利用率 (利用者/人口) | 0.20% | 0.18% | 0.18% | |
| | 類型割合 (類型別利用者/全利用者) | 後見 | 72.3% | 68.9% | 75.2% |
| | | 保佐 | 19.6% | 22.5% | 18.3% |
| | | 補助 | 7.2% | 7.3% | 5.3% |
| | 任意後見 | 0.9% | 1.3% | 1.1% | |

資料：【利用者数】全国…「成年後見関係事件の概況」（各年12月末現在）

兵庫県・西宮市…神戸家庭裁判所（各年7月末現在）

【人口】 全国…総務省統計局（各年1月1日現在）

兵庫県・西宮市…神戸家庭裁判所（各年1月1日現在）

⑩社会的孤立等の地域生活課題を抱えている可能性のある人たちの状況

社会的孤立（家族や社会との関係が希薄で、他者との交流や接触がほとんどない状態）等、日々の暮らしの中で生きづらさや悩みを抱えている人たちについて、本市の現状を推測するための参考となるデータを整理しました。

これらの項目に該当する人・世帯が全て地域生活課題を抱えている人・世帯ではありませんが、行政、関係機関、地域が連携し、様々な事情により地域生活課題を抱えている人々の実態の把握に努め、包括的な支援を実施していく必要があります。

【地域生活課題を抱えている可能性のある人たちを推測するための参考データ】

| No. | 項目 | 過去の 数値 | 直近の 数値 | 資料 |
|-----|--------------------------------------|---------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 市税の滞納者 | (平成28年度) 12,305人 | (令和2年度) 8,765人 | 納税課 |
| 2 | 国民健康保険料滞納世帯 | (平成28年度) 7,330世帯 | (令和2年度) 5,044世帯 | 国保収納課 |
| 3 | 後期高齢者医療保険料滞納者 | (平成28年度) 520人 | (令和2年度) 381人 | 高齢者医療保険課 |
| 4 | 介護保険料滞納者 | (平成28年度) 2,386人 | (令和2年度) 1,375人 | 介護保険課 |
| 5 | 上下水道の使用料滞納者 | (平成28年度) 2,115人 | (令和2年度) 1,294人 | 上下水道局業務課 |
| 6 | 市営住宅家賃滞納者 | (平成28年度) 119人 | (令和2年度) 79人 | 住宅入居・家賃課 |
| 7 | 刑法犯罪検挙・送致人員数 | (平成28年度) 922人 | (令和元年度) 849人 | 兵庫県警察本部 |
| 8 | 犯罪少年検挙人員数 | (平成28年度) 137人 | (令和元年度) 127人 | 兵庫県警察本部 |
| 9 | 触法少年補導人員数 | (平成28年度) 32人 | (令和元年度) 21人 | 兵庫県警察本部 |
| 10 | 自殺者数 | (平成28年度) 65人 | (令和元年度) 62人 | 人口動態調査 |
| 11 | ヤングケアラー（推計）※ | | (令和2年度) 中学2年生：264人 高校2年生：166人 | 厚生労働省、文部科学省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」を参考に推計 |
| 12 | 40～64歳のひきこもりの人数 (8050問題に関する推計) ※※ | | (平成30年度) 約2,500人 | 内閣府「生活状況に関する調査（平成30年度）」を参考に推計 |

※厚生労働省、文部科学省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」をもとに、世話をしている家族がいる中学2年生5.7%、全日制高校2年生4.1%を、令和2年時点の本市の中学2年生と高校2年生の人数に乗じて算出しています。

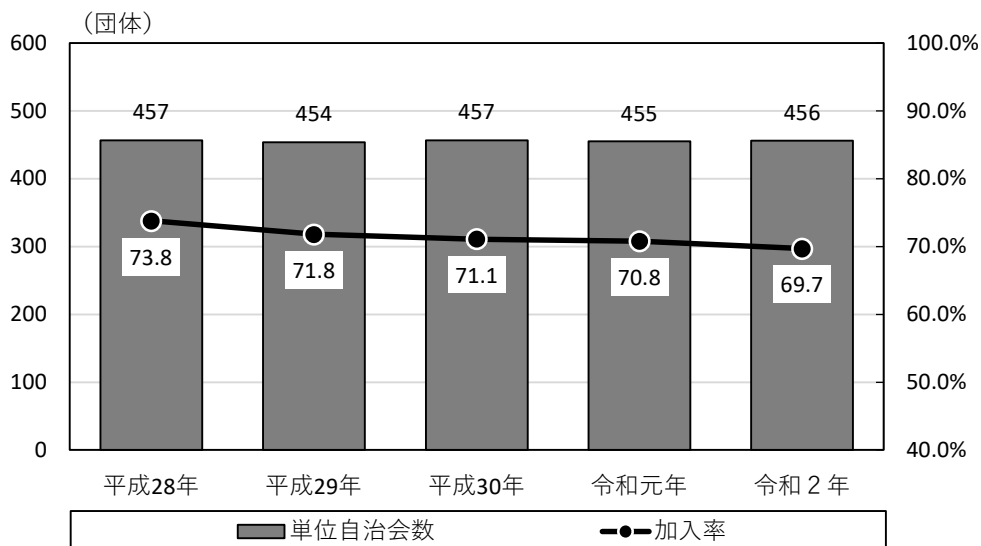
※※内閣府「生活状況に関する調査（平成30年度）」をもとに、40～64歳のひきこもりの割合1.45%を、平成30年時点の本市の40～64歳人口に乗じて算出しています。

(7) 地域の団体・活動等に関する状況

①自治会等の状況

単位自治会数は、平成28年以降ほとんど横ばいで推移しており、令和2年時点で456団体となっています。また、自治会等の加入率は、減少傾向にあり、令和2年時点で69.7%となっています。

【単位自治会数と加入率の推移】

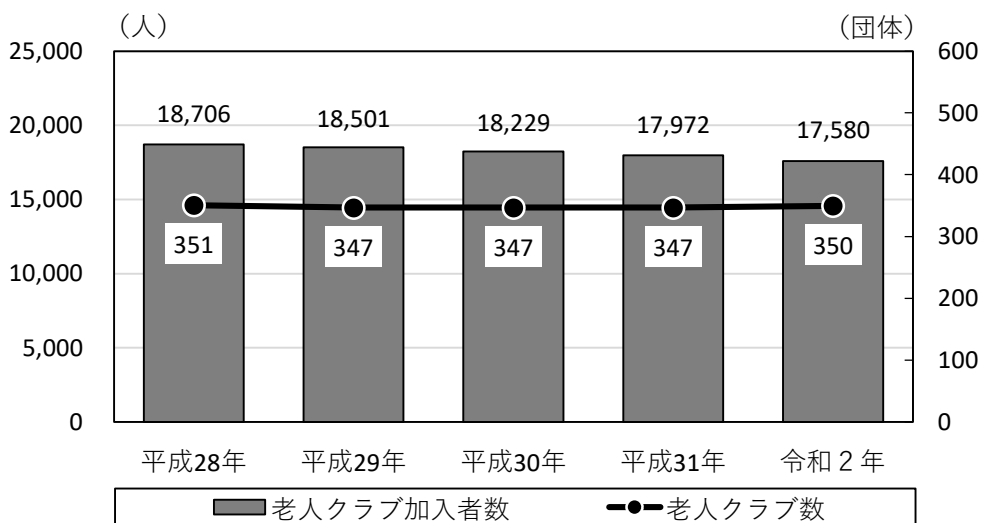


資料：地域コミュニティ推進課統計（各年7月1日現在）

②老人クラブの状況

老人クラブ数は、平成28年以降ほとんど横ばいで推移しており、令和2年時点で350団体となっています。また、老人クラブ加入者数は緩やかに減少しており、令和2年時点で17,580人となっています。

【老人クラブ加入者数と老人クラブ数の推移】

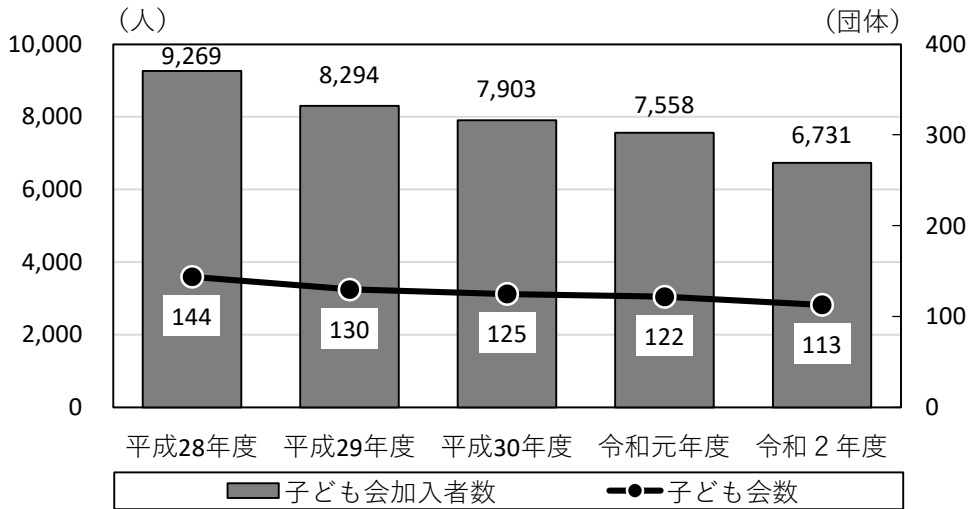


資料：「西宮の福祉」（各年4月1日現在）

③子ども会の状況

子ども会数及び加入者数は減少しており、令和2年度末時点で子ども会が113団体、加入者数は6,731人となっています。

【子ども会加入者数と子ども会数の推移】

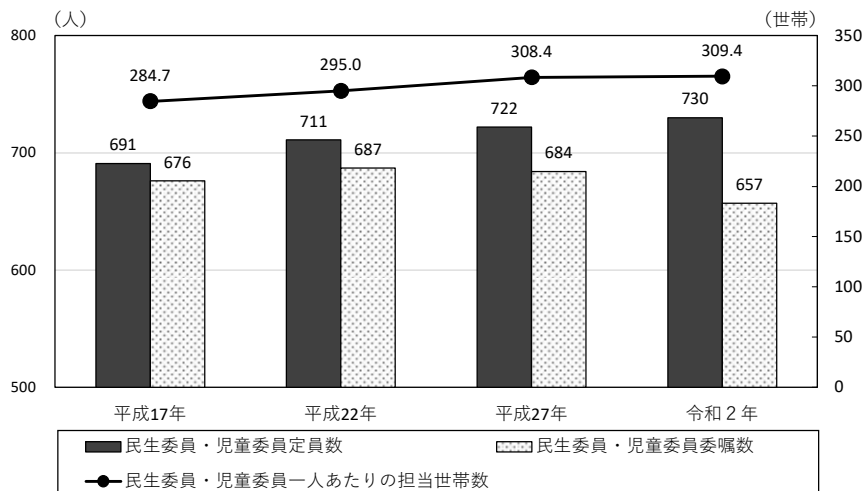


資料：西宮市子ども会協議会統計資料（各年度末現在）

④民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の定数は世帯数増加の影響で、令和2年時点で730人まで増加していますが、欠員数も増加しており、令和2年時点で73人となっています。

【民生委員・児童委員の人数と一人あたり担当世帯数の推移】

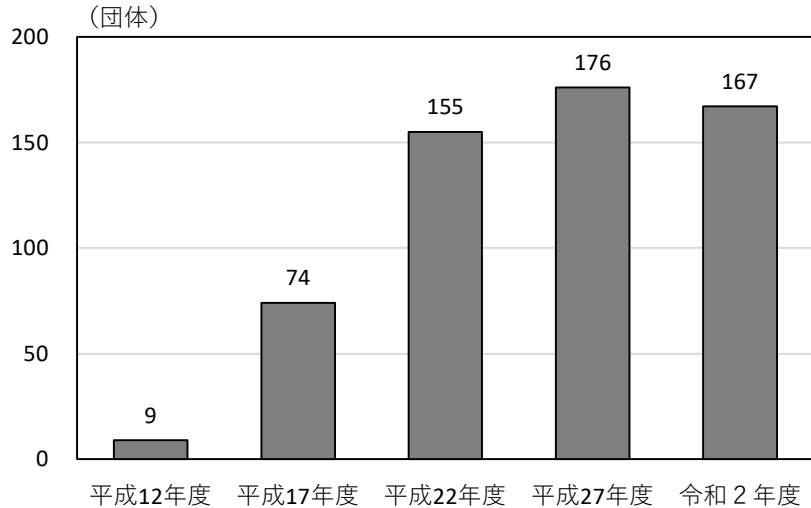


資料：民生委員・児童委員の定数と欠員数は西宮市地域共生推進課統計（各年4月1日現在）
世帯数は国勢調査（各年10月1日現在）

⑤ NPO 法人の状況

平成 12 年度から平成 27 年度にかけて NPO 法人数が大きく増加しています。しかし、近年では NPO 法人数が緩やかに減少しています。

【NPO 法人数の推移】



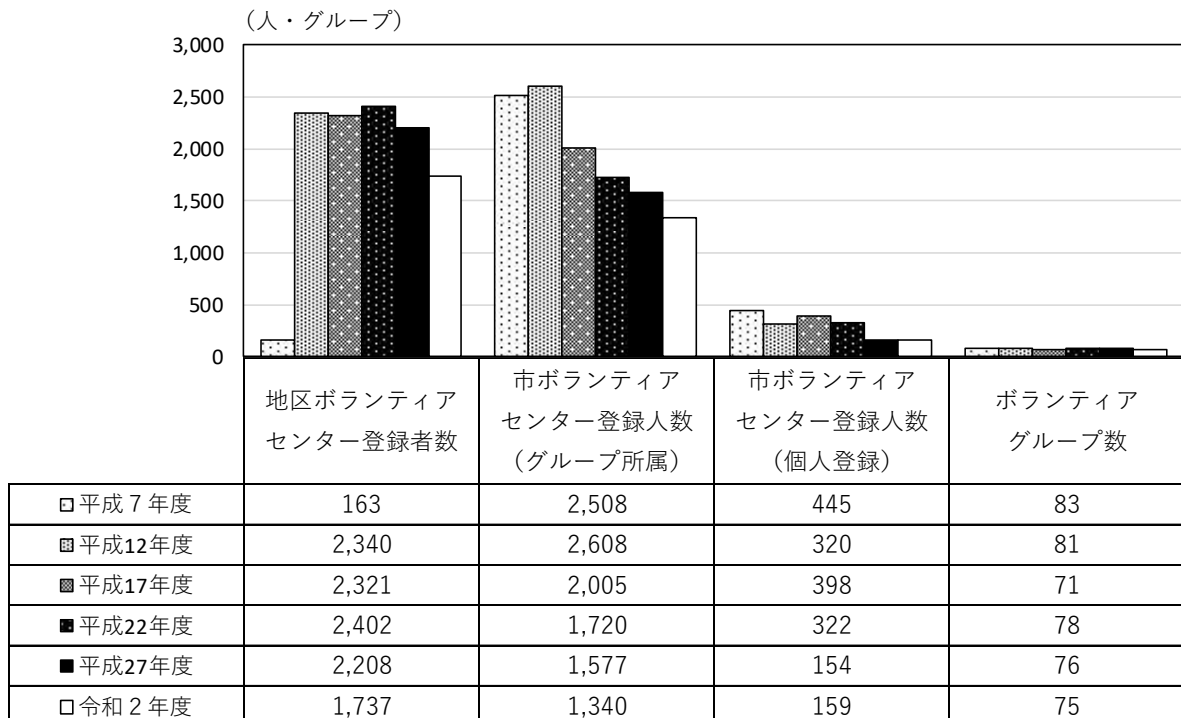
資料：市民協働推進課（各年度末現在）

⑥ ボランティア活動者の状況

平成 7 年度から平成 12 年度にかけて地区ボランティアセンターの登録者数が大きく増加しています。

しかし、近年では、地区ボランティアセンターや市ボランティアセンターに登録している人数、ボランティアグループ数が概ね減少しています。

【ボランティアの登録者数・グループ数の推移】

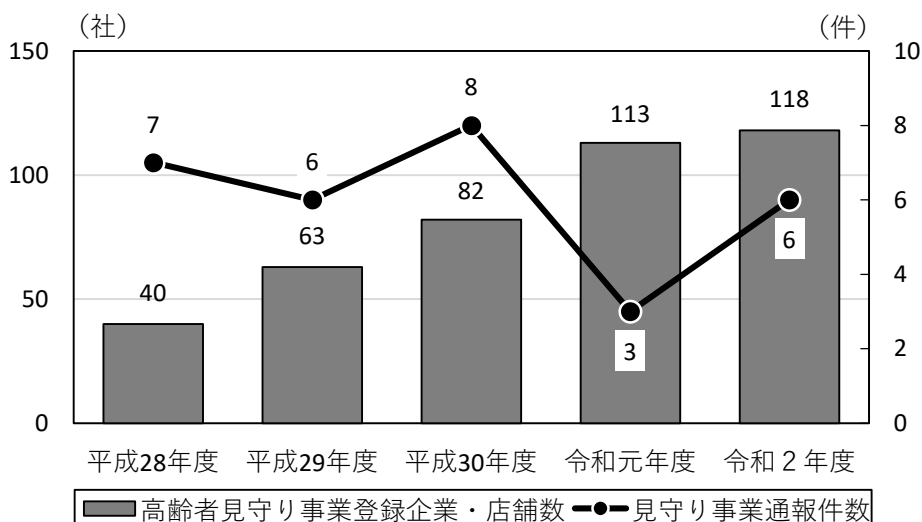


資料：西宮市社会福祉協議会統計（各年度末現在）

⑦高齢者の見守りに携わる企業の状況

高齢者の見守り事業に登録している企業・店舗数は増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で118社となっています。見守り事業の通報件数は増減を繰り返しながら、10件未満で推移しています。

【高齢者の見守り事業登録企業数・見守り事業通報件数の推移】

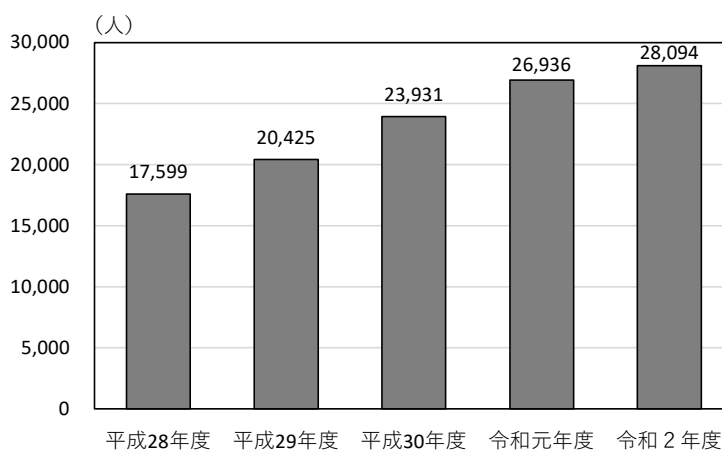


資料：地域共生推進課（各年度末現在）

⑧認知症サポーターの状況

認知症サポーター養成講座の延べ受講者数は、令和2年度末時点で28,094人となっています。

【認知症サポーター養成講座の延べ受講者数の推移】



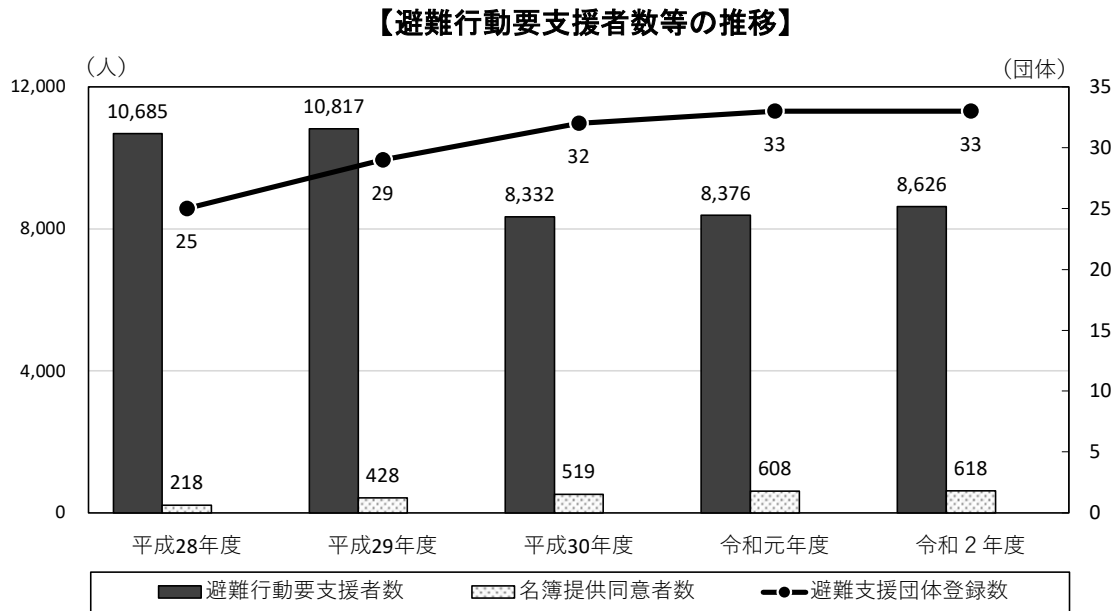
資料：地域共生推進課（各年度末現在）

⑨地域避難支援制度の状況

避難行動要支援者数は、平成30年度以降増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で8,626人となっています。

名簿提供同意者数は増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で618人となっています。

避難支援団体登録数は平成28年度から令和元年度まで増加傾向で推移した後、横ばいで推移しています。



資料：地域防災支援課（各年度末現在）

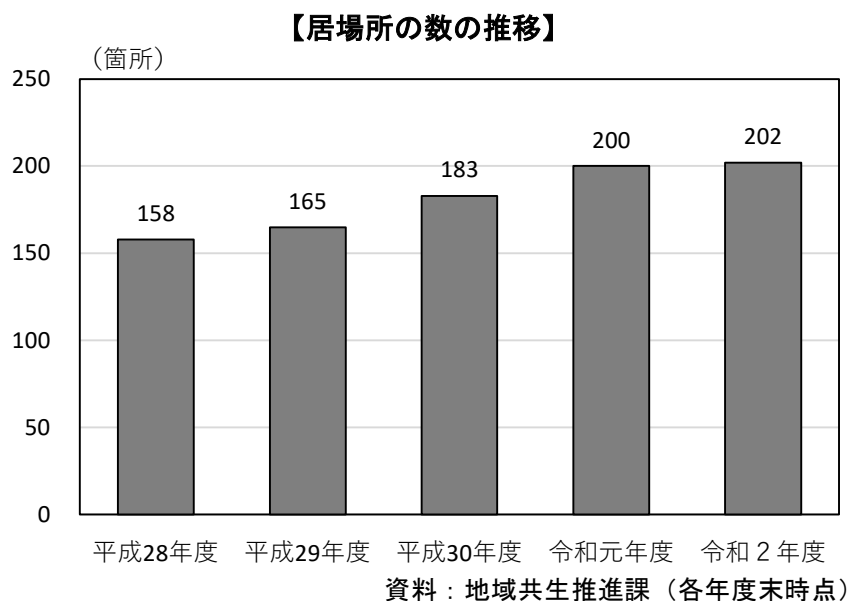
※避難行動要支援者数は、平成30年度より施設入所者を除いた数値となっています。

(8) 通いの場や社会参加等に関する状況

①居場所の状況

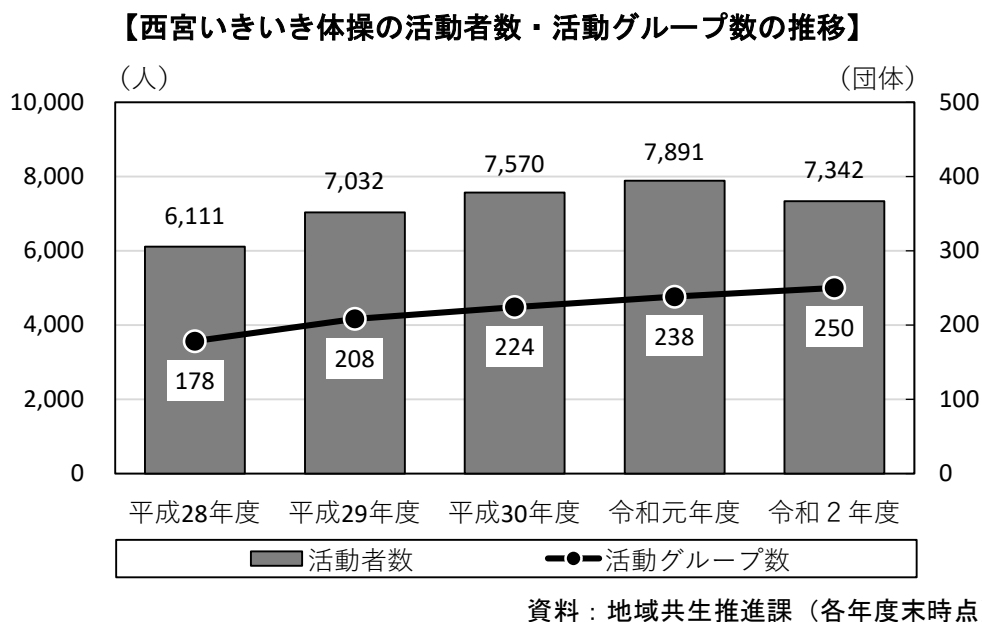
本市で推進している主な居場所の取り組みは、つどい場、ふれあい・いきいきサロン、認知症カフェ、共生型地域交流拠点、子育て地域サロン、子育てひろば等があります。

これらの居場所の数は、平成28年度以降増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で202箇所となっています。



②西宮いきいき体操の実施状況

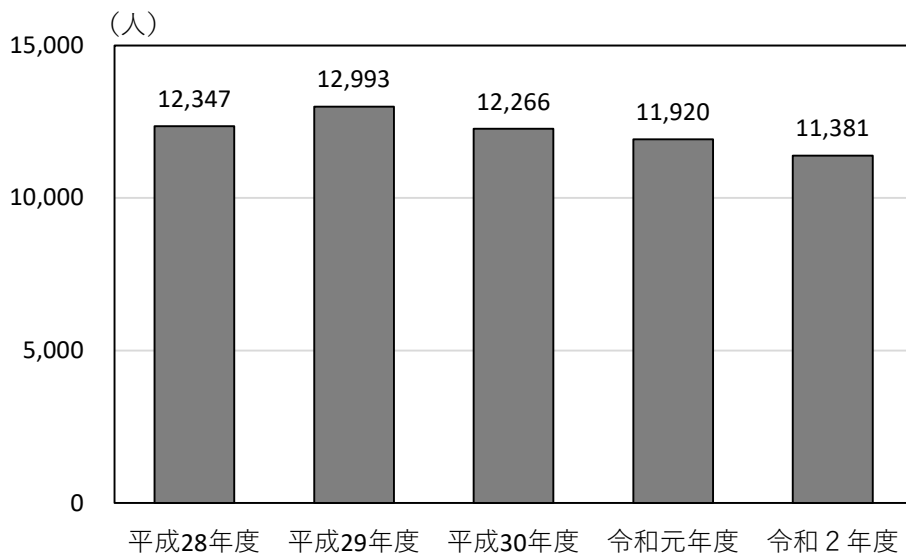
西宮いきいき体操の活動グループ数は増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で250団体となっています。活動者数については、令和2年度末時点で7,342人となっています。



③スポーツクラブ 21 の実施状況

スポーツクラブ 21 の会員数は、平成 29 年度以降減少傾向で推移しており、令和 2 年度末時点で 11,381 人となっています。

【スポーツクラブ 21 の会員数の推移】

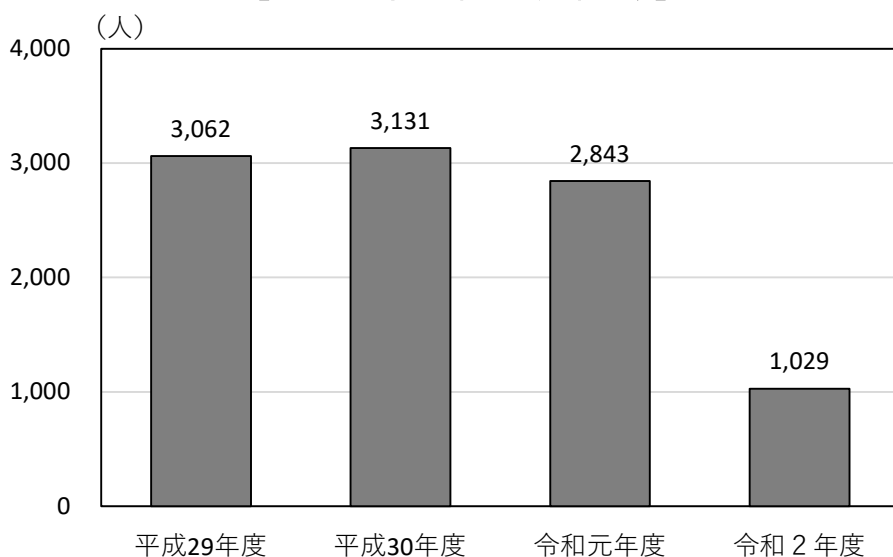


資料：スポーツ推進課（各年度末時点）

④宮水学園の受講状況

宮水学園関連講座の受講者数は、令和元年度まで 3,000 人程度で推移しています。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの講座が中止となったため、1,029 人となっています。

【宮水学園関連講座の受講者数】



資料：地域学習推進課（各年度末時点）

2 アンケート調査結果等の詳細

(1) アンケート調査の概要

地域福祉に対する住民の考え方、日常生活や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

■地域福祉計画改定のためのアンケート調査（市民）

| | |
|-------|----------------------|
| 調査対象 | 西宮市在住の18歳以上の住民 |
| 調査方法 | 無作為抽出、郵送による配布・回収 |
| 調査期間 | 令和3（2021）年1月8日～1月29日 |
| 標本数 | 4,000人 |
| 有効回収数 | 1,955人 |
| 有効回答率 | 48.9% |

■地域福祉推進に向けたアンケート調査（市窓口・相談機関）

| | |
|-------|--|
| 調査対象 | 福祉に関する相談支援業務を担当する各分野（高齢・障害・児童・生活困窮・その他）の市窓口・相談機関 |
| 調査方法 | 郵送・メールによる配布・回収 |
| 調査期間 | 令和3（2021）年1月26日～2月5日 |
| 標本数 | 市窓口：23件 相談支援機関：23件 |
| 有効回収数 | 市窓口：23件 相談支援機関：23件 |
| 有効回答率 | 100.0% |

■令和3年度第1回市政モニター調査『コロナ禍での日常生活の変化について』

| | |
|-------|--|
| 調査対象 | 西宮市に住居登録のある18歳以上の市民で（外国人住民を含む）、市政モニター登録を行っている者 |
| 調査方法 | インターネットでのアンケート回答 |
| 調査期間 | 令和3（2021）年7月21日～8月2日 |
| 標本数 | 399件 |
| 有効回収数 | 367件 |
| 有効回答率 | 92.0% |

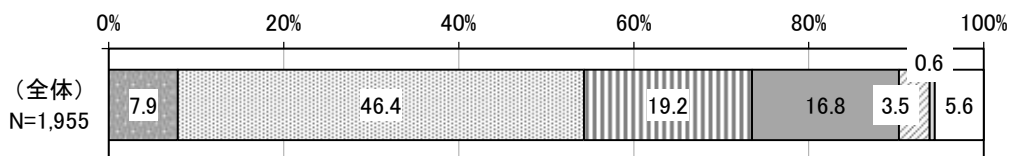
(2) - 1 アンケート調査の結果概要 (市民)

①理想とするつながりについて

「なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困った時に相談し、助けあえる関係」は46.4%、「立ち入った助けあいや相談事はしないが、世間話をする関係」は19.2%、「世間話等はしないが、挨拶をする程度の関係」は16.8%となっています。

【隣近所との理想とするつながり】

- 何かで困った時には、何でも相談し助けあえる関係
- なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困った時に相談し、助けあえる関係
- 立ち入った助けあいや相談事はしないが、世間話をする関係
- 世間話等はしないが、挨拶をする程度の関係
- 交流は特に必要ない
- その他
- 無回答



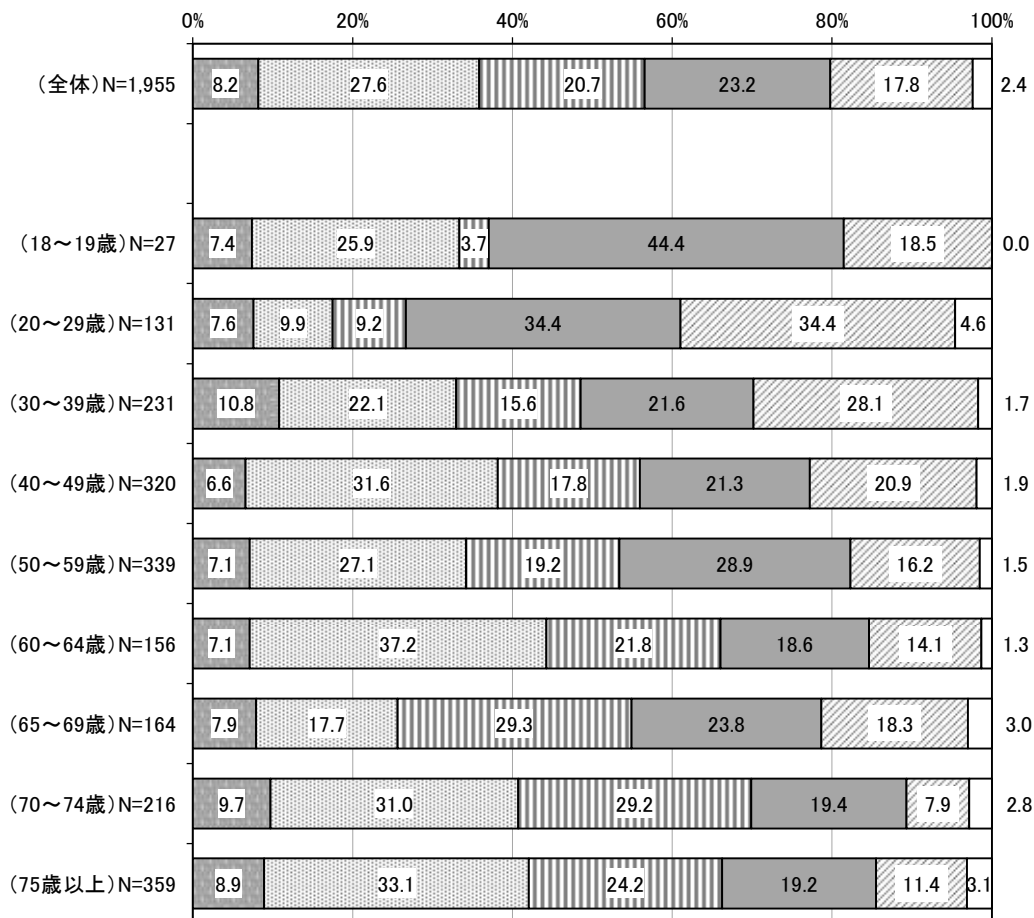
②近所づきあいについて

「なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困った時に相談し、助けあえる人がいる」人は 27.6%、「世間話等はしないが、挨拶をする程度の人はいらる」人は 23.2%、「助けあいや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいらる」人は 20.7%となっています。

年齢別でみると、他に比べ、60～64 歳で「なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困った時に相談し、助けあえる人がいる」の割合が高くなっています。また、他に比べ、65～69 歳、70～74 歳で「助けあいや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいらる」の割合が高くなっています。また、年齢が低くなるほど、「世間話等はしないが、挨拶をする程度の人はいらる」「ほとんど近所づきあいはない」の割合が高くなる傾向がみられます。

【近所づきあいの状況】

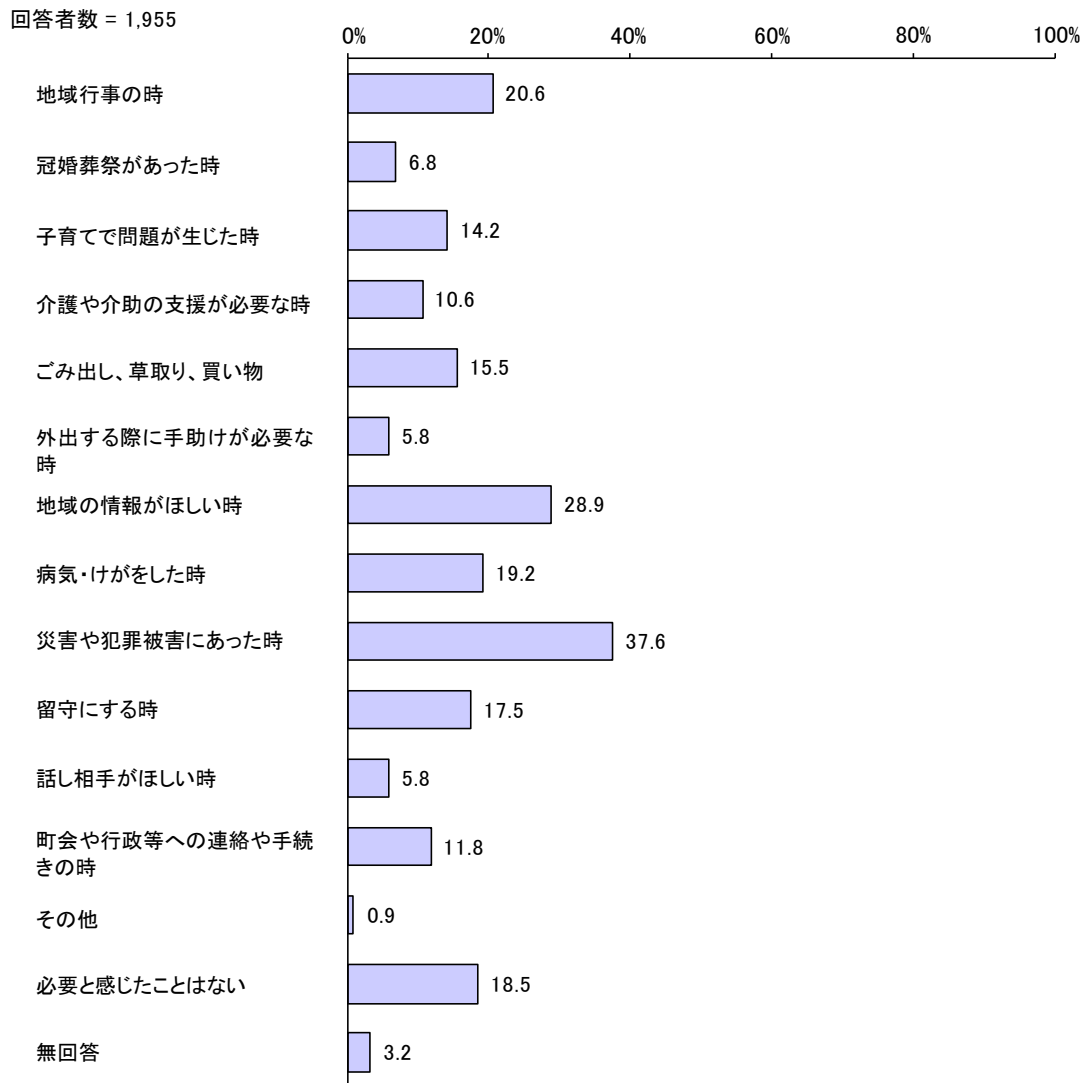
- 何かで困った時には、何でも相談し助けあえる人がいる
- なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助けあえる人がいる
- 助けあいや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいらる
- 世間話等はしないが、挨拶をする程度の人はいらる
- ほとんど近所づきあいはない
- 無回答



③隣近所に助けあえる人が必要だと感じた時について

「災害や犯罪被害にあった時」の割合が37.6%と最も高く、次いで「地域の情報がほしい時」の割合が28.9%、「地域の行事の時」の割合が20.6%となっています。

【どのような時に、隣近所に助けあえる人がいればよかった・隣近所の助けが必要と感じたか】

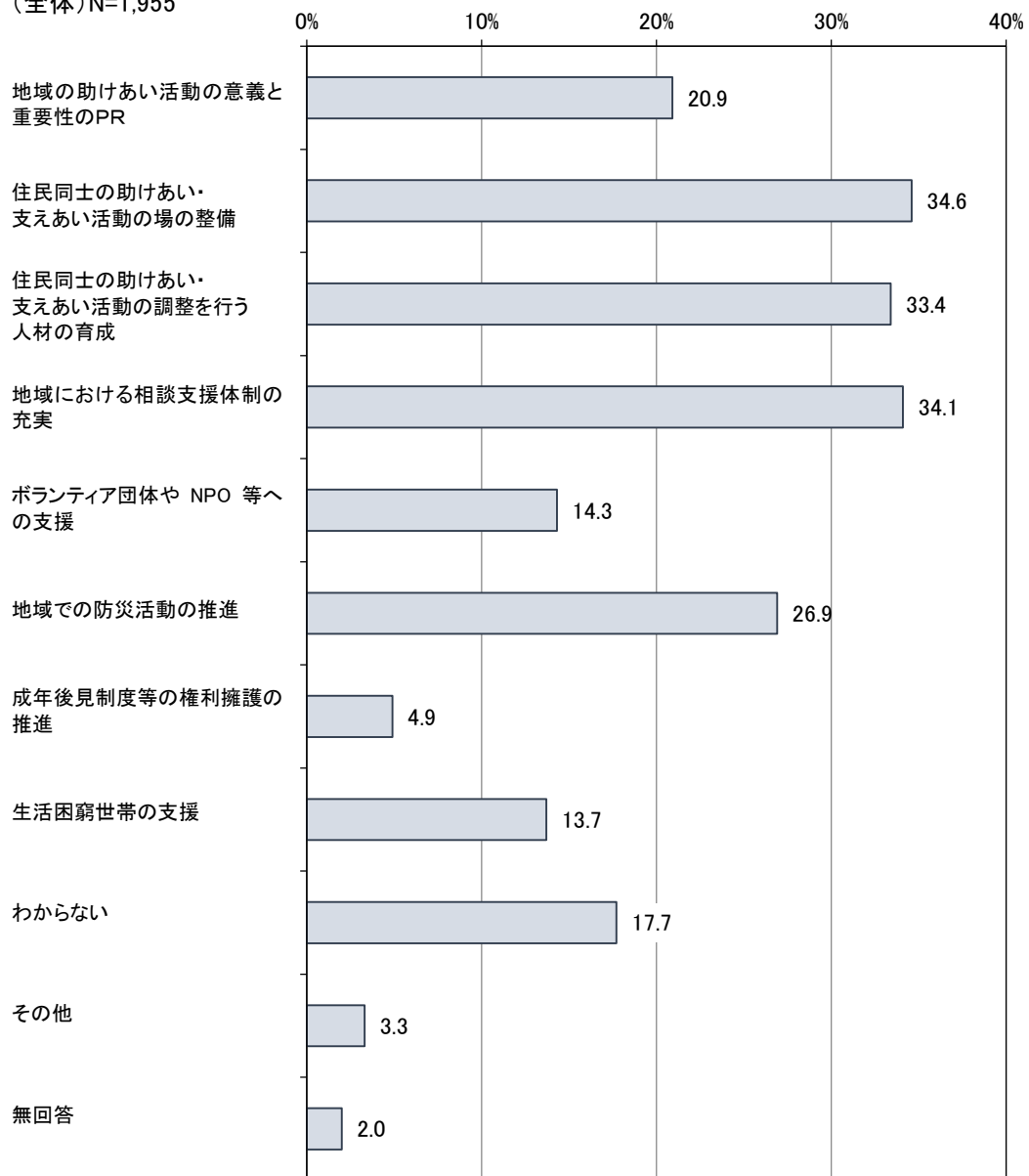


④住民同士による助けあい・支えあいについて

「住民同士の助けあい・支えあい活動の場の整備」が34.6%と最も高く、次いで「地域における相談支援体制の充実」が34.1%、「住民同士の助けあい・支えあい活動の調整を行う人材の育成」が33.4%となっています。

【住民同士による助けあい・支えあいを推進するために必要な取り組み】

(全体)N=1,955

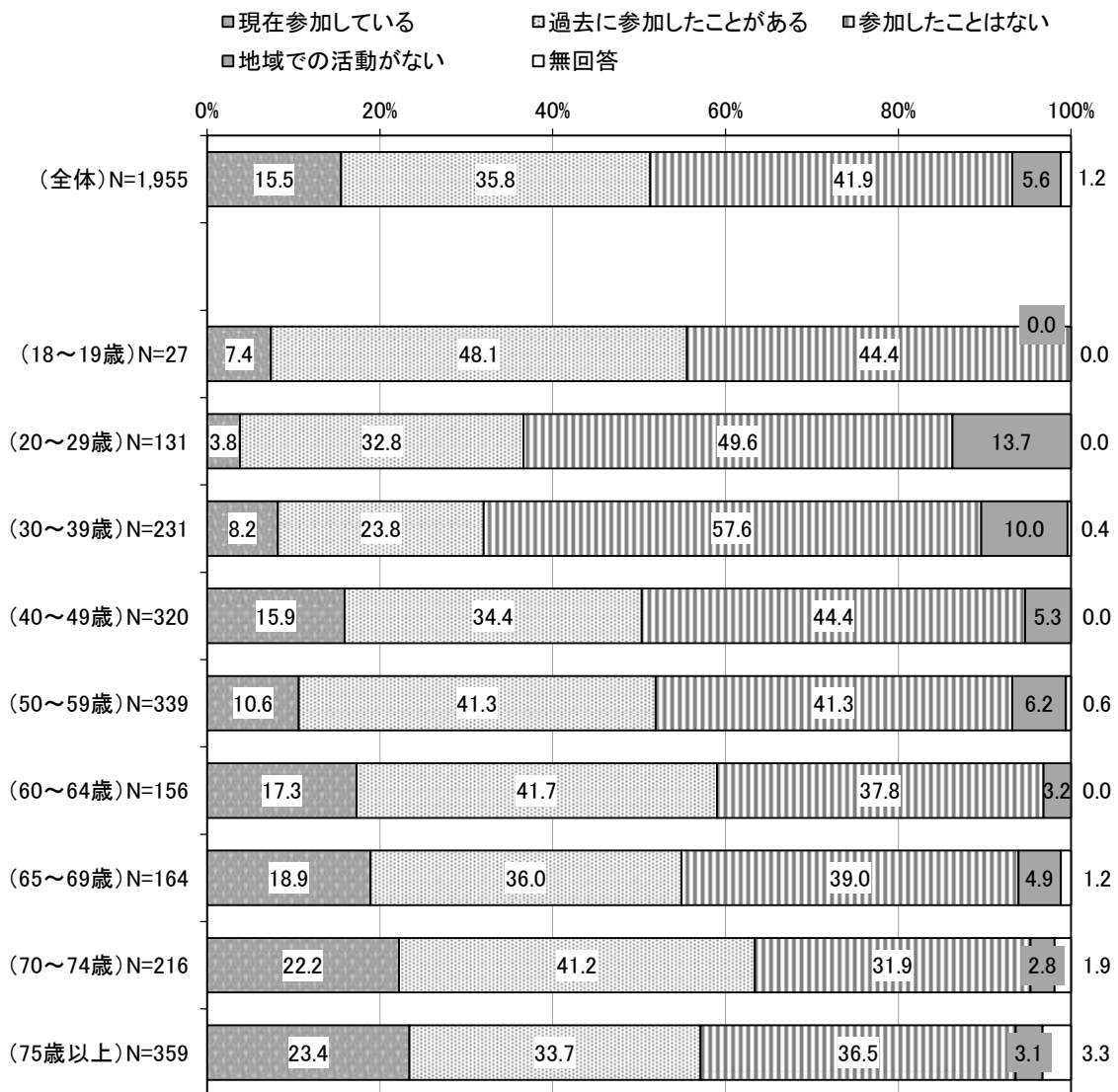


⑤地域活動やボランティアについて

「参加したことはない」の割合が41.9%と最も高く、次いで「過去に参加したことがある」の割合が35.8%、「現在参加している」の割合が15.5%となっています。

年齢別でみると、年齢が高くなるにつれて「現在参加している」の割合が高くなる傾向がみられます。一方、年齢が低くなるほど「参加したことはない」「地域での活動がない」の割合が高くなる傾向がみられます。また、他に比べ、18～19歳で「過去に参加したことがある」の割合が高くなっています。

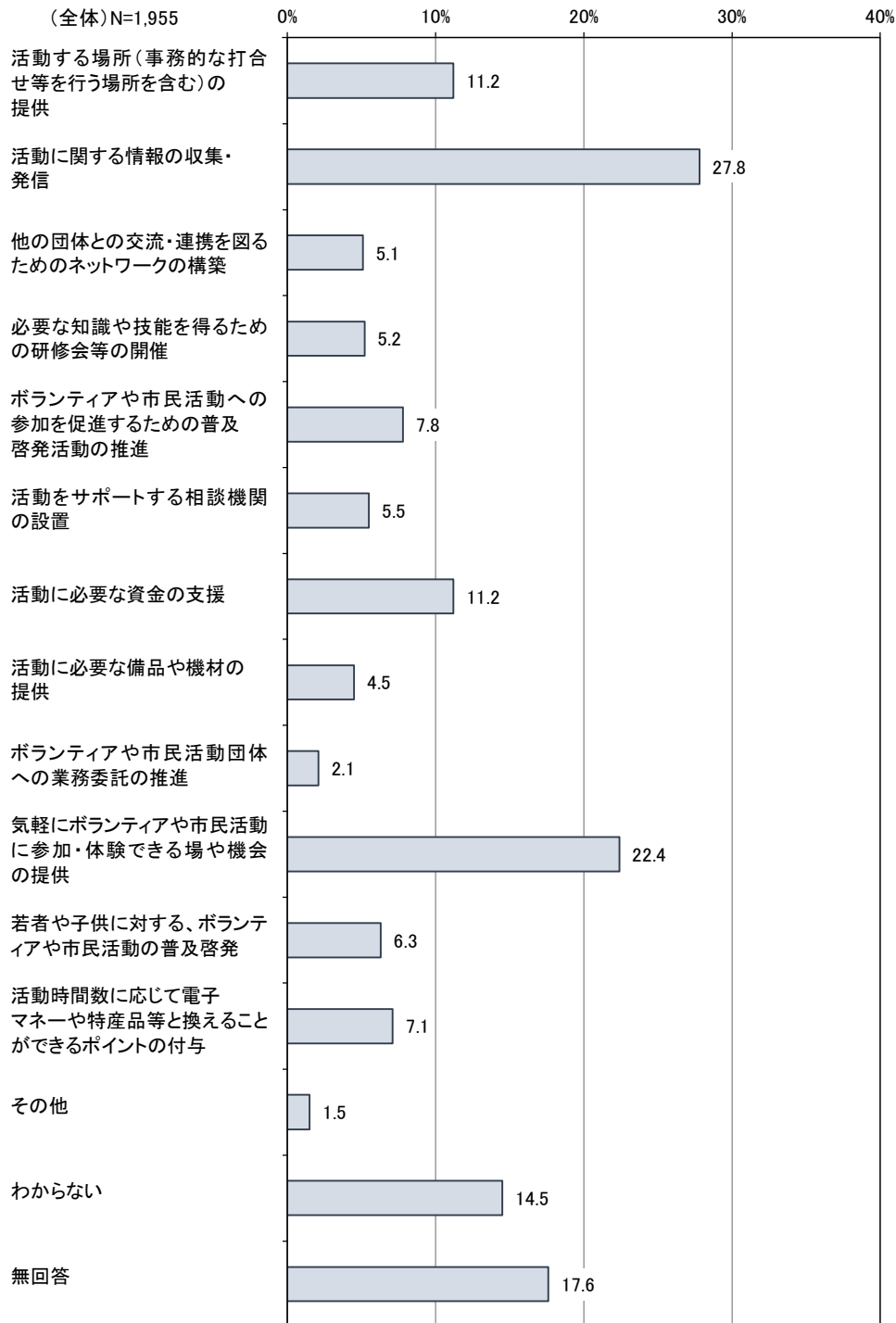
【地域活動やボランティアへの参加状況】



⑥活動の活性化について

「活動に関する情報の収集・発信」の割合が27.8%と最も高く、次いで「気軽にボランティアや市民活動に参加・体験できる場や機会の提供」の割合が22.4%、「わからない」の割合が14.5%となっています。

【地域活動やボランティアを推進するために必要な取り組み】

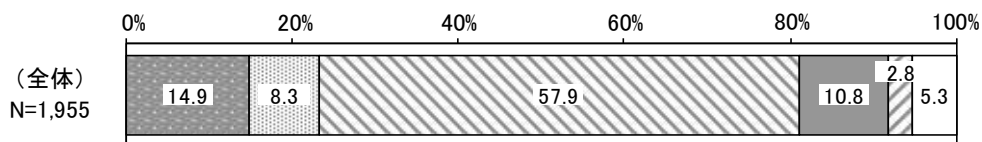


⑦地域課題の解決方法について

「行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい」の割合が 57.9%と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」の割合が 14.9%、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」の割合が 10.8%となっています。

【今後、地域課題を解決していく上でよいと思う方法】

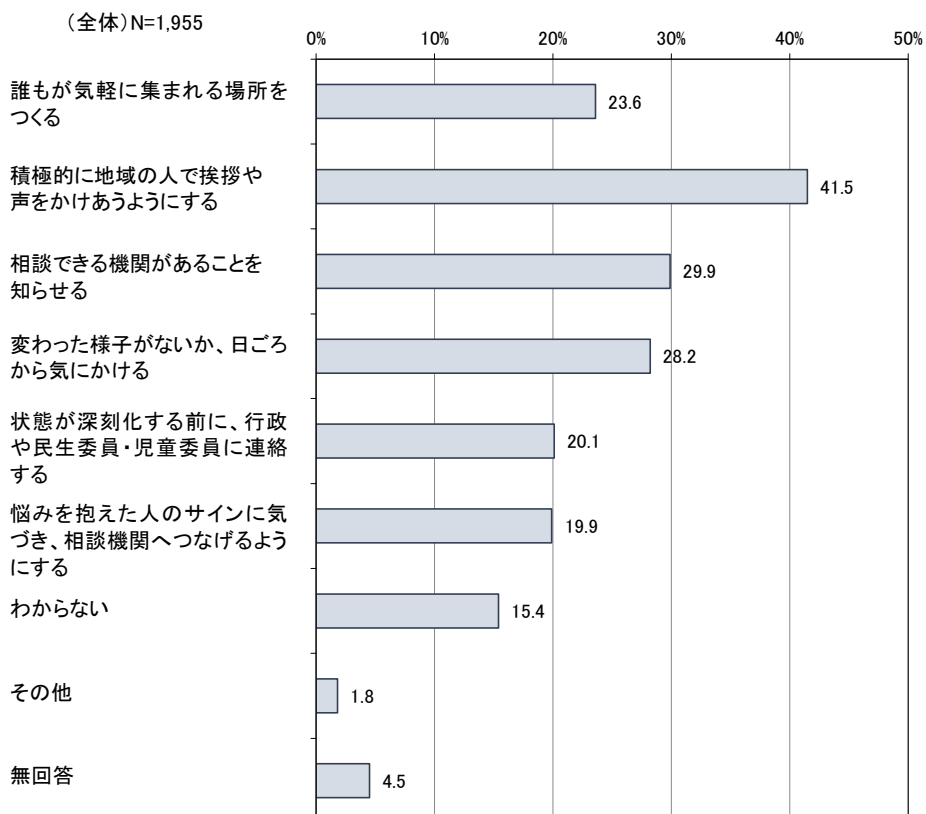
- 自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい
- ▨ 地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい
- ▧ 行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい
- 行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい
- ▨ その他
- 無回答



⑧社会的孤立について

「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」の割合が 41.5%と最も高く、次いで「相談できる機関があることを知らせる」の割合が 29.9%、「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」の割合が 28.2%となっています。

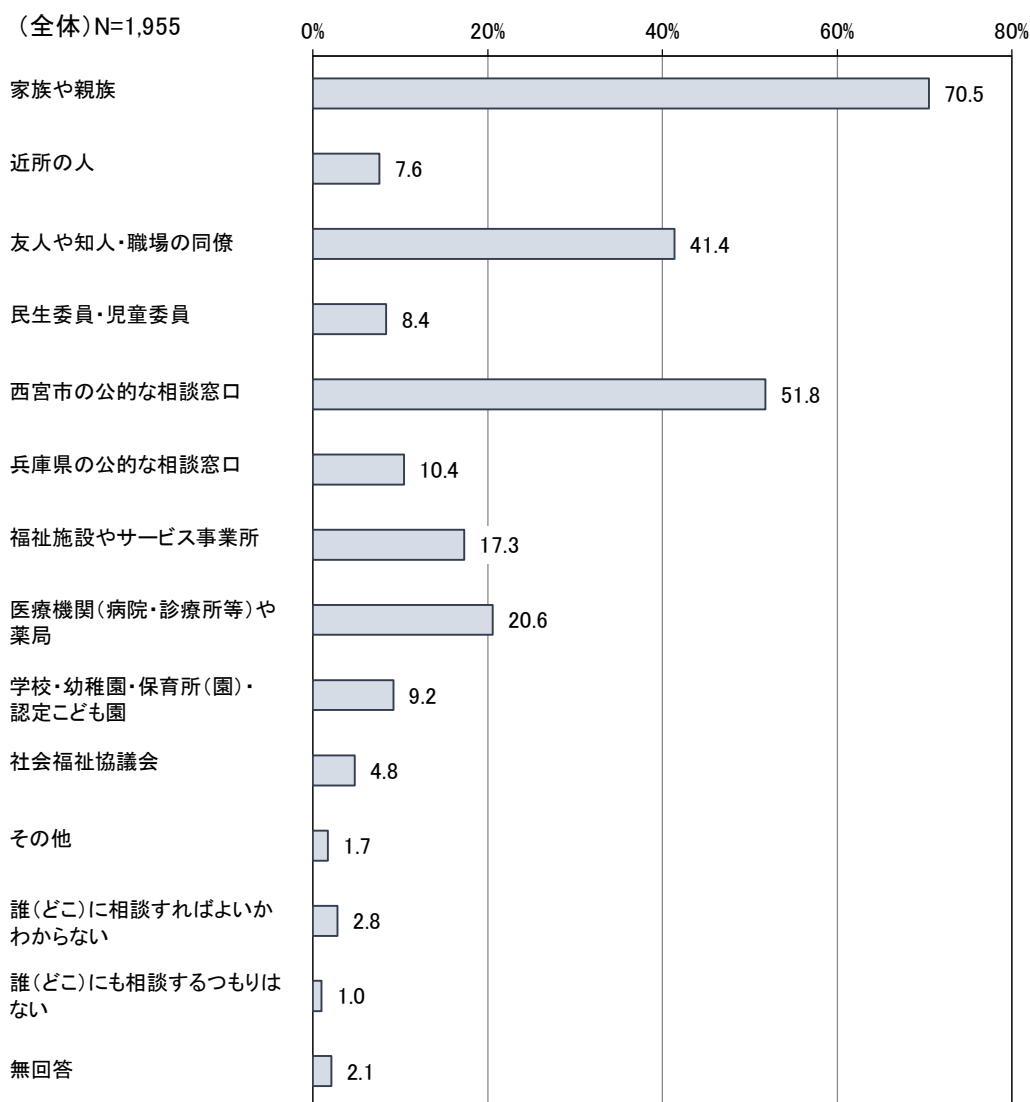
【社会的に孤立している人に対してできる取り組み】



⑨悩みごとや福祉に関する相談先について

「家族や親族」の割合が70.5%と最も高く、次いで「西宮市の公的な相談窓口」の割合が51.8%、「友人や知人・職場の同僚」の割合が41.4%となっています。

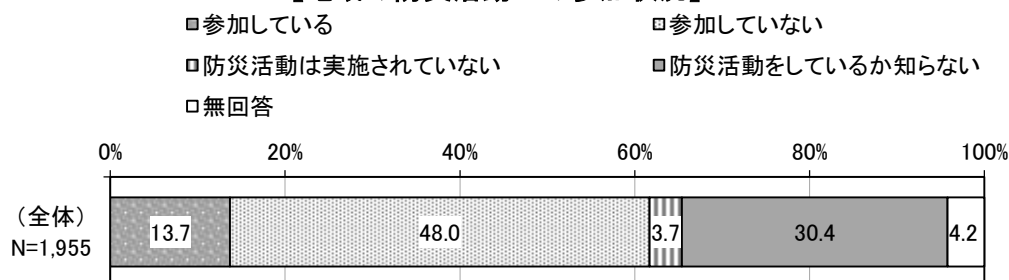
【福祉、介護、子育て等に関して困った時の相談相手】



⑩防災について

「参加していない」の割合が48.0%と最も高く、次いで「防災活動をしているか知らない」の割合が30.4%、「参加している」の割合が13.7%となっています。

【地域の防災活動への参加状況】

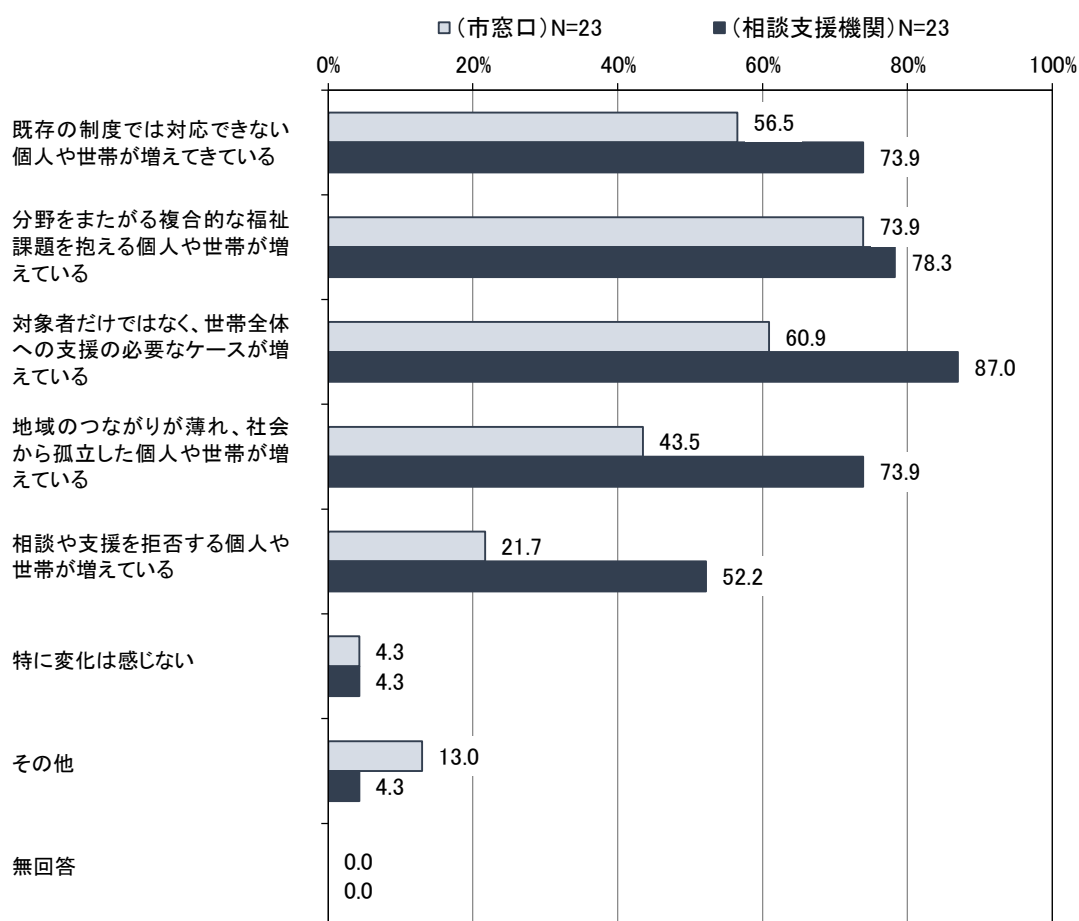


(2) - 2 アンケート調査の結果概要（市窓口・相談機関）

①最近の相談内容や支援対象者の傾向について

市窓口と相談支援機関とを比較してみると、「特に変化は感じない」「その他」を除く全ての項目で、市窓口の方が相談支援機関より低くなっています。

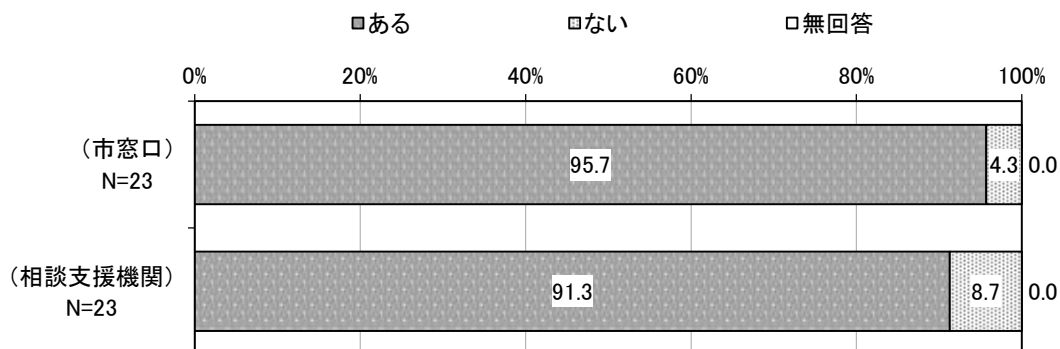
【最近の相談内容や支援対象者の傾向について感じていること】



②「制度の狭間」や「複合多問題」の相談について

市窓口と相談支援機関のどちらも、「制度の狭間」や「複合多問題」といった福祉相談に関する相談を受けたという回答が90%を超えています。

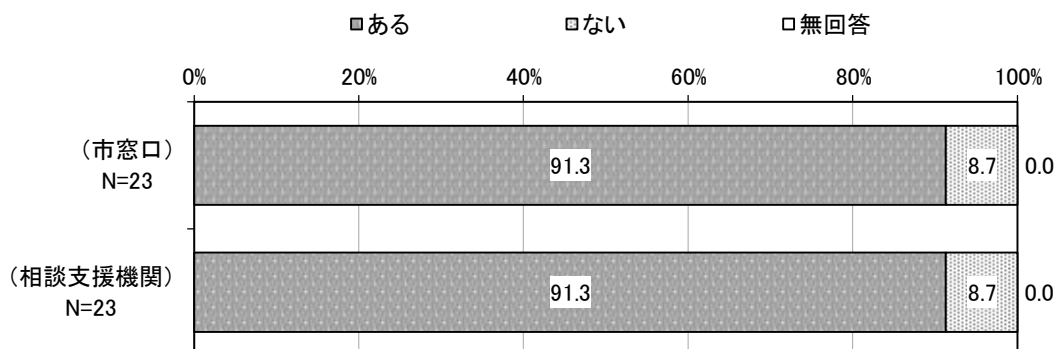
【「制度の狭間」や「複合多問題」といった福祉課題に関する相談を受けたことがあるか】



③業務範囲以外の福祉課題を抱えた人について

市窓口と相談支援機関とを比較してみると、「ある」「ない」共に同じ割合となっています。

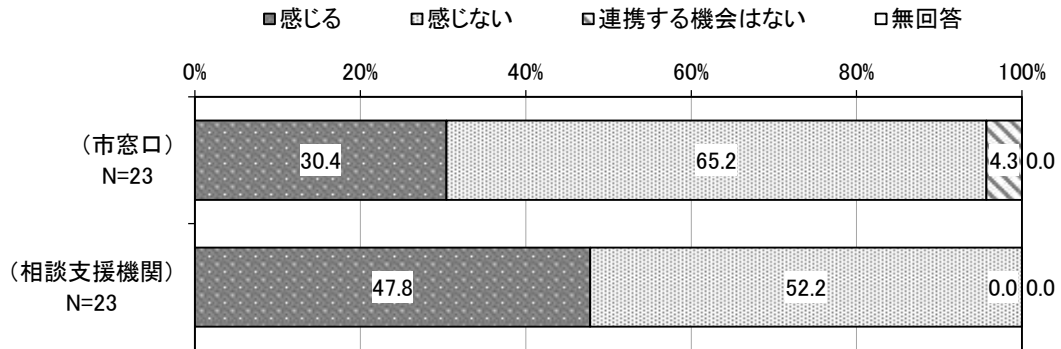
【普段の業務の中で、通常関わる業務範囲外の福祉課題を抱えた人に気づくことがあるか】



④他の課や相談支援機関・施設との連携について

市窓口と相談支援機関とを比較してみると、市窓口の方が相談支援機関より「感じる」で17.4ポイント低く、「感じない」で13.0ポイント高くなっています。

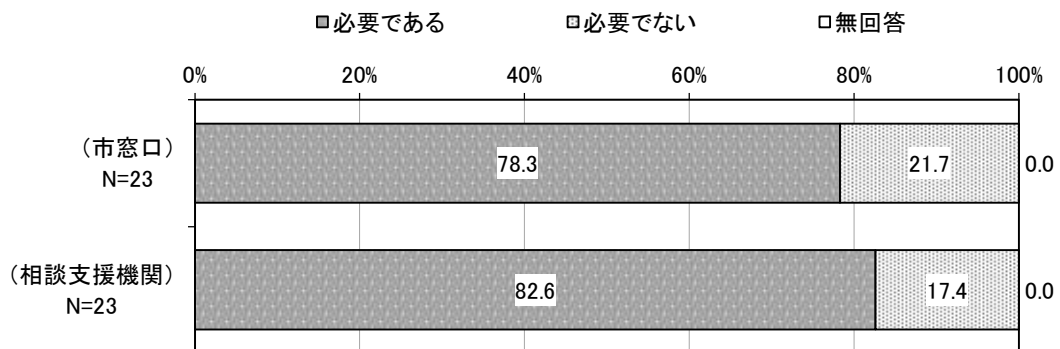
【相談者へ支援する際、他の課や相談支援機関等とスムーズに連携できていると感じるか】



⑤複数の関係部署・機関のコーディネートについて

市窓口と相談支援機関のどちらも、複数の関係部署・機関をコーディネートする部署等が必要だという回答が約80%となっています。

【「制度の狭間」や「複合多問題」に対し、複数の関係部署・機関をコーディネートする部署等が必要だと感じるか】

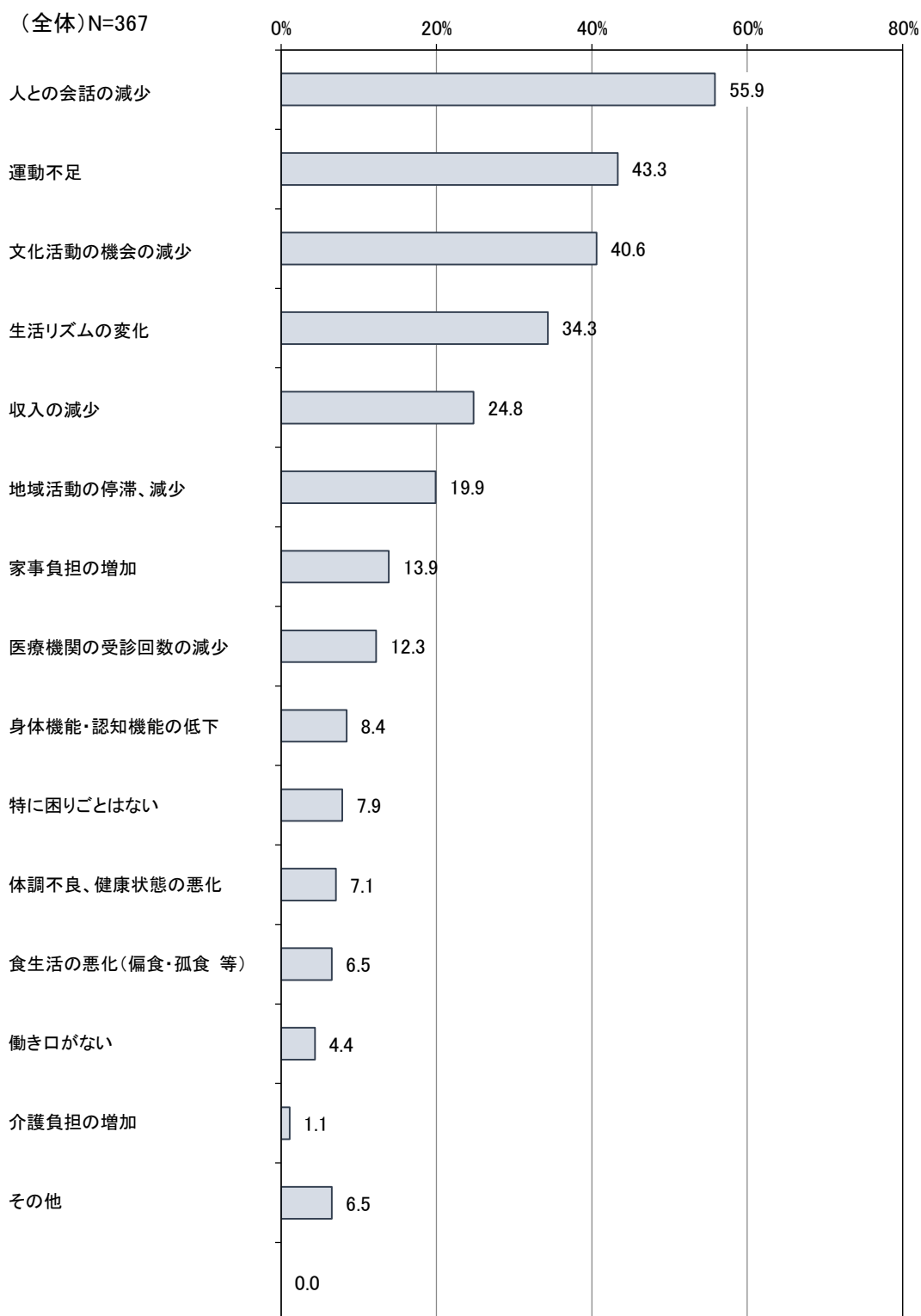


(2) - 3 アンケート調査の結果概要 (市政モニター調査)

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大による日常生活での困りごとについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による日常生活での困りごとは、「人との会話の減少」が 55.9%と最も高く、次いで「運動不足」が 43.3%、「文化活動の機会の減少」が 40.6%となっています。

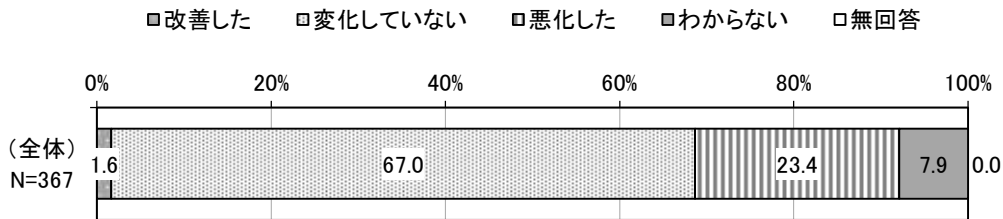
【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による日常生活での困りごと】



②コロナ禍における収入の変化について

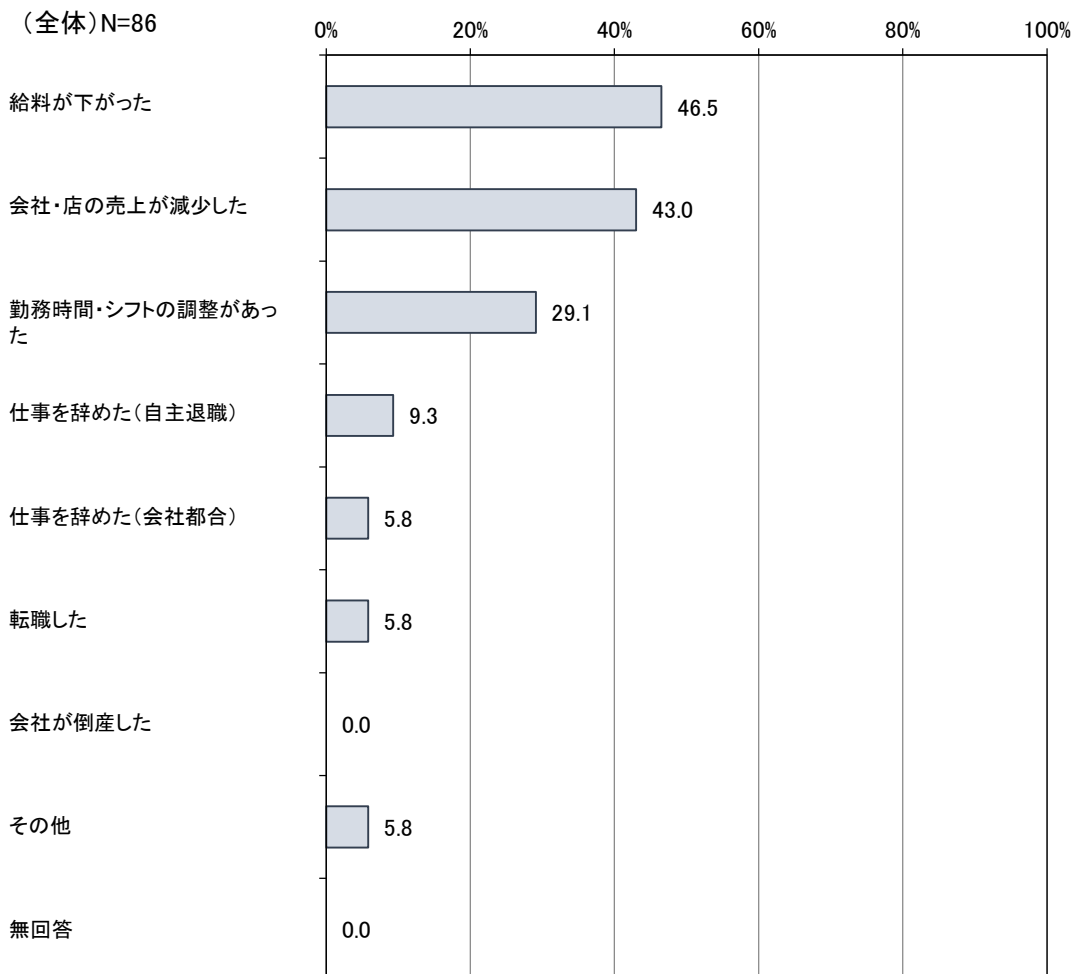
世帯収入の変化についてみると、「変化していない」が67.0%と最も高く、次いで「悪化した」が23.4%、「わからない」が7.9%となっています。

【新型コロナウイルス感染症の世帯収入への影響】



収入が悪化した具体的な理由についてみると、「給料が下がった」が46.5%と最も高く、次いで「会社・店の売上が減少した」が43.0%、「勤務時間・シフトの調整があった」が29.1%となっています。

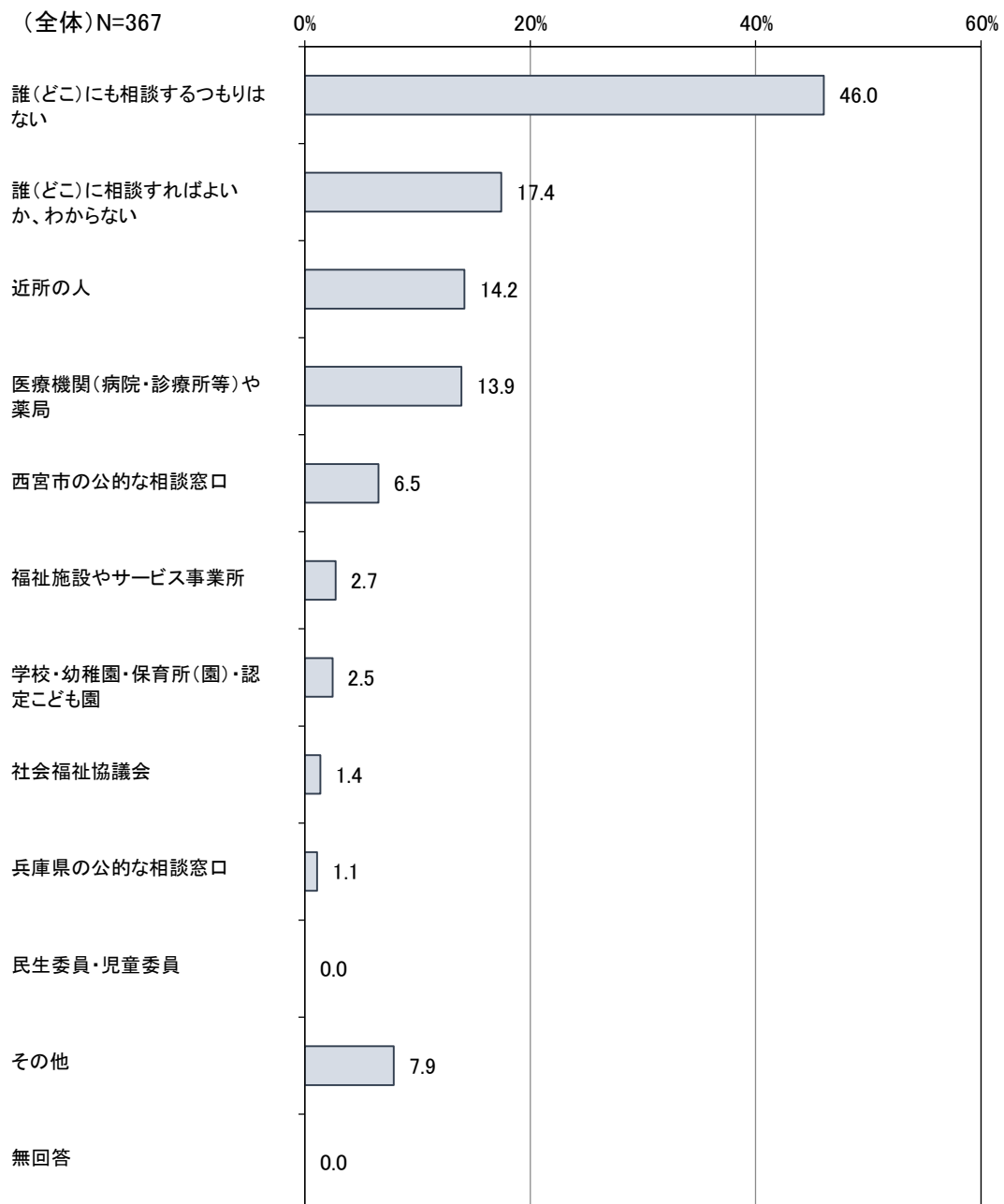
【世帯収入が悪化した要因】



③コロナ禍の悩みごとの相談相手について

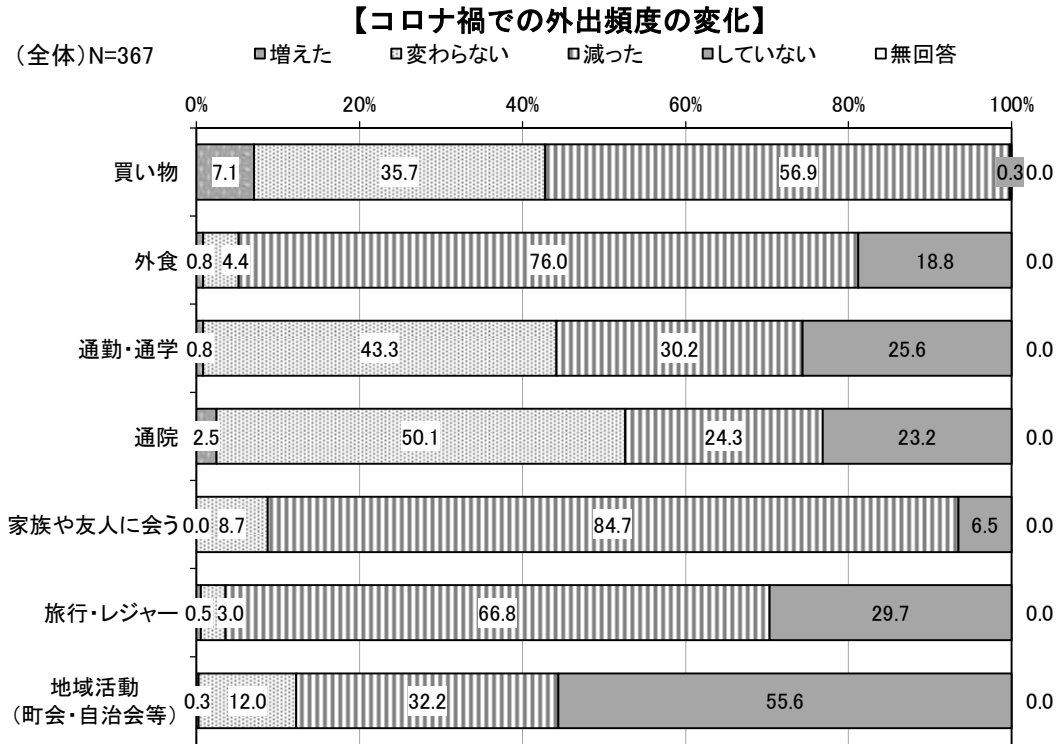
コロナ禍の悩みごとの相談相手は、「誰（どこ）にも相談するつもりはない」が 46.0%と最も高く、次いで「誰（どこ）に相談すればよいか、わからない」が 17.4%となっています。

【コロナ禍の悩みごとの相談相手】



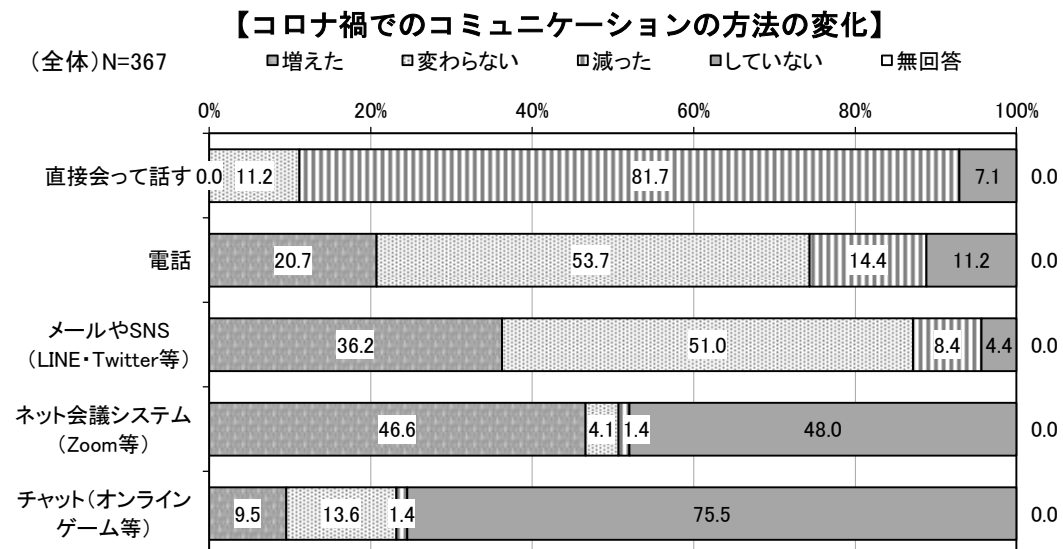
④コロナ禍での外出頻度の変化

コロナ禍での外出頻度の変化は、『買い物』『外食』『家族や友人に会う』『旅行・レジャー』で「減った」、『通勤・通学』『通院』で「変わらない」、『地域活動（町会・自治会等）』で「していない」が最も高くなっています。一方、他の項目と比べ『買い物』で「増えた」が7.1%と高くなっています。



⑤コロナ禍でのコミュニケーションの方法の変化

コロナ禍でのコミュニケーションの方法の変化は、『直接会って話す』で「減った」、『電話』『メールやSNS（LINE・Twitter等）』『ネット会議システム（Zoom等）』『チャット（オンラインゲーム等）』で「変わらない」、『ネット会議システム（Zoom等）』で「増えた」が46.6%と高くなっています。一方、他の項目と比べ『ネット会議システム（Zoom等）』で「減った」が4.1%と高くなっています。



(3) ヒアリング調査の結果概要

相談窓口・相談機関調査の結果をもとに、現場の意識、連携の土壌づくりに向けた課題を把握するため、市窓口と相談支援機関を対象にヒアリング調査を実施しました。

①活動の中で取り組んでいることについて

| 相談支援等の取り組み方について |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○専門外の相談であっても、まずは話を聴き、一緒に考えたり提案したりしている。○地域に出て、市民とつながる中で、自分たちの機関・団体について普及できている。○相談者の背景やその人が置かれている状況等、ケース全体を聴きながら対応を進めるため、複合多問題や制度の狭間の問題に気づきやすい。○連携する明確な理由があれば、他の専門機関と連携し、役割を分担しながら、支援に取り組むことができている。○連携する際に、素っ気ない反応をされても粘り強く関わり、行政や他の機関を巻き込みながら取り組みを進めている。○一人で抱えることなく、他の人を巻き込みながら進めるようにしている。○相談者の了承を得た上で、他の機関に連絡を取り、情報共有を行っている。○コロナ禍のため以前のようにサロン等に出られないが、民生委員・児童委員の集まりに参加して、顔を覚えてもらえるように努めている。コロナ禍以降に新しく民生委員・児童委員になった人とは、まだ十分なつながりができていない。 |

②活動の中で感じられる課題や問題点について

| 相談者の情報について |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○行政や他機関からの紹介で相談者が訪ねてきた際、事前に相談者に関する情報提供があると、より適切な相談や対応ができたと思うケースがある。○守秘義務等の関係上、複数の窓口や関係機関をわたって相談に来る方に何度も同じ話をしてもらう必要があり、相談者の負担となっている。○相談者から同意を得ることができないこともあり、関係機関に伝えたいのに伝えられない、聞きたいのに聞けないというジレンマがある。○つないでくれた地域の人や近所の人には、内容によっては個人情報の関係で、その後どうなったかということが報告できない。 |

| 複合問題について |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○複合問題を抱えている世帯は地域とつながっていないことがほとんど。大事になってから表面化するケースが多い。○本人が支援を望まなければ、情報提供で終わってしまう。○本人か家族が精神疾患を抱えているケースが増加している。診療を受けていないなど、精神疾患が明確でない場合は支援が難しい。○介護・障害といった異なるアプローチで同じ対象・世帯を別々に支援する場合、他の分野や機関の動きがわかりづらい。情報共有のあり方が課題。○課題によっては他分野との連携が難しい場合がある。○相談者個人の問題ではなく、世帯の問題として掘り下げて相談に応じる必要がある。掘り下げることができなければ、問題の表面だけの把握で終わってしまう。 |

行政との連携や求める役割について

- 制度の制約が強い部局もあり、連携しづらいとすることがある。
- 日頃からつながりのある部署とは連携しやすいが、つながりのない部署との連携は難しく感じることもある。
- 報告した結果のフィードバックがなく、その後どうなったかがわからない時がある。
- 行政内で横のつながりを強くしていくことが重要。自分の部局・担当だけの問題という考え方を変える必要がある。自分の分野を超えてどこまで取り組むかということを考えることが重要。
- ケースワークに関わらない部局の職員であっても、業務で市民に接する際に異変に気づき、関係機関につなぐ力を強化することが必要。
- 孤立をしている人等、相談を必要とする人は相談に来ないため、実際に外に出る必要がある。相談機関や地域とつながっていない人をどう掘り起こしていくかが課題であり、アウトリーチに取り組んでほしい。
- 連携や対応がうまくいっているケースを分析し、フィードバックすることが必要。

③今後取り組みたいこと

自分たちの役割について

- 相談者に何かをしてあげるのではなく、相談者の力を引き出す手伝いを継続する。
- 相談に来ている人、世帯が悩んでいる背景を広く伝えていく。
- コロナ禍で地域に出でいける機会が限られているため、インターネットやSNS等を用いた取り組みを通じ、市民とつながるきっかけづくりを継続する。
- 行政や他の機関と連携しながら、チームとして家庭の支援をどうやって進めるか考えて取り組みたい。
- 会社の研修で相談機関を知り、相談に来た人もいるため、企業へのPRに力を入れたい。

(4) 社会福祉法人の地域公益活動について

西宮市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット西宮）の加盟法人に対して、社会福祉法人による地域貢献活動の実施状況や、活動における課題、必要とする支援等の内容について、アンケート調査を実施しました。

| |
|---|
| 地域貢献活動の取り組み内容 |
| ○地域活動や行事への参加及び活動支援に取り組んだ。 ○地域住民向けの講座を実施した。 ○地域内の関係者会議へ出席した。 ○施設利用者と地域住民との交流の場の構築に取り組んだ。 ○ボランティアや実習生の受け入れに取り組んだ。 |
| 地域貢献活動を実施した効果 |
| ○会議への参加を通じて地域課題やニーズの共有をできる体制が構築された。 ○地域住民より、困りごとの相談を受けるようになった。 ○地域住民と協働した取り組みができるようになった。 |
| 地域貢献活動を実施する際の課題 |
| ○コロナ禍のため、施設の場所の提供が困難となっている。また、従来実施していた活動に関しても中止せざるを得ない状況となっている。 ○施設での感染症対策に対して地域の理解を得られるのかが不明。 ○一法人、一施設だけでは、人手を確保し活動を推進していくことが難しい。 ○地域住民や団体との関係性の構築が課題。 ○新たな当事者活動の検討を行っているが、個人情報や安全面の確保が課題。 |
| 地域貢献活動を実施する際に希望する支援 |
| ○他の施設や事業者との連携や協働ができる体制の構築。 ○法人と地域の諸団体（自治会・民生委員等）との関係構築のための仲介支援。 ○地域課題と社会福祉法人が提供できる資源の整理及びマッチング。 ○財政的な支援。 ○感染対策グッズの支援。 |
| 今後実施したいと考える地域貢献活動 |
| ○地域、企業、学校等での各種講座の開催。 ○近隣の社会福祉法人と連携した地域貢献活動の実施。 ○地域、大学等と連携した地域の見守り活動。 ○商業施設や公民館等への移動支援。 |

3 計画の策定経過

| 実施日 | 主な内容 |
|-------------------------|--|
| 令和2年11月16日 | 令和2年度第1回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶第4期計画の策定に向けて |
| 令和3年1月8日 ～令和3年1月29日 | 地域福祉計画改定のためのアンケート調査（市民） …地域福祉について、日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見等の調査 |
| 令和3年1月26日 ～令和3年2月5日 | 地域福祉推進に向けたアンケート調査（市窓口・相談機関） …相談内容・支援対象者の傾向及び支援における多機関連携について調査 |
| 令和3年2月16日 | 令和2年度第2回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶西宮市地域福祉計画改定に係る市民アンケートについて ▶市窓口・各相談支援機関へのアンケート調査について |
| 令和3年5月28日 | 令和3年度第1回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶西宮市地域福祉計画（第4期）の策定について ▶市民アンケート調査の結果について ▶市窓口・相談支援機関へのアンケート調査の結果について |
| 令和3年7月21日 ～令和3年8月2日 | 令和3年度第1回市政モニター調査 …コロナ禍での日常生活の変化について調査 |
| 令和3年7月8日 ～令和3年8月14日 | 相談支援機関等へのヒアリング …総合相談支援体制の構築に向けた現状把握と意見交換 |
| 令和3年8月16日 ～令和3年9月3日 | 西宮市社会福祉法人連絡協議会へのアンケート調査 …社会福祉法人の地域公益活動の現状・課題について調査 |
| 令和3年8月20日 | 令和3年度第2回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶西宮市地域福祉計画（第4期）の骨子案について |
| 令和3年10月19日 | 令和3年度第3回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶西宮市地域福祉計画（第4期）素案について |
| 令和3年12月6日 ～令和4年1月12日 | パブリックコメント（意見提出手続） …西宮市地域福祉計画（第4期）素案に対して意見募集 |
| 令和4年2月10日 | 令和3年度第4回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶西宮市地域福祉計画（第4期）案について |

4 西宮市地域福祉計画策定委員会

(1) 西宮市附属機関条例（抜粋）

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（略）

（西宮市地域福祉計画策定委員会の特例）

第14条 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市地域福祉計画策定委員会（以下この条において「委員会」という。）の委員の任期は、3年とする。

2 第2条第4項ただし書の規定は、委員会の委員には、適用しない。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

5 臨時委員を委嘱した場合の委員会における第3条第5項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（略）

（意見聴取等）

第48条 附属機関は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第49条 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（補則）

第50条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関等又は当該附属機関が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第4条及び別表市長の部
地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の款西宮市公共施設適正配
置審議会の項の規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定め
る日から施行する。〔平成25年規則第13号により、平成25年8月30日から施行〕

(略)

(西宮市地域福祉計画策定委員会の委員の任期に係る特例)

第17条 施行日から平成28年7月31日までの間、西宮市地域福祉計画策定委員会の委員
に委嘱された者の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

別表（第1条、第2条関係）

| 附属機関の 属する執行機関等 | 根拠規定 | 附属機関 | 担当事務 | 委員総数の 上限 | 構成 |
|-------------------|--|------------------------|--|-------------|----------------------|
| 市長 | 地方自治法 （昭和22年 法律第67号） 第138条の4 第3項 | 西宮市地域 福祉計画策 定委員会 | 社会福祉法 （昭和26年 法律第45号） 第107条に規 定する市町 村地域福祉 計画の策定 に関して必 要な事項の 調査及び審 議 | 20人 | 地域福祉の 推進に関わ る者 |

(2) 策定委員会運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）に規定する西宮市地域福祉計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 西宮市附属機関条例の別表の担当事務の欄にある「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画の策定に関して必要な事項の調査及び審議」として、次の事務を所掌する。

(1) 計画の進行管理及び次期計画策定のための課題分析に関すること。

(2) 次期計画の策定にあたって、基礎資料の点検、助言を行うこと及び計画の具体的内容を検討し、市長に意見を具申すること。

(3) 前項の検討にあたっては、国、県の計画やサービス等に関する基準を参酌するほか、西宮市総合計画をはじめ諸計画と整合することに留意しなければならない。

(運営)

第3条 前第2号の検討にあたっては、特別の事項に関する調査審議として、策定委員会に臨時委員を置くことができる。

2 策定委員会は、地域福祉推進の中核的な組織としての役割を担っている西宮市社会福祉協議会の意見または説明を聴くことができるほか、オブザーバーとして参加を求めることができる。

(事務局)

第4条 策定委員会の事務局は別表に掲げる者とし、その庶務は健康福祉局福祉総括室地域共生推進課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は市長又は策定委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表

西宮市地域福祉計画策定委員会事務局職員名簿

| 役 職 名 | 備 考 |
|----------------|-----|
| 西宮市健康福祉局長 | |
| 西宮市こども支援局長 | |
| 西宮市健康福祉局福祉総括室長 | |
| 西宮市健康福祉局福祉部長 | |

| 役職名 | 備考 |
|-------------------|----|
| 西宮市健康福祉局生活支援部長 | |
| 西宮市健康福祉局保健所長 | |
| 西宮市健康福祉局保健所副所長 | |
| 西宮市こども支援局子供支援総括室長 | |
| 西宮市こども支援局子育て支援部長 | |
| 西宮市こども支援局こども未来部長 | |

(3) 西宮市地域福祉計画策定委員会委員名簿

| 地域福祉の推進に携わる者 | 役職等 | 所属団体等 | 氏名 | 備考 |
|--------------|------|--------------------------------|--------|------------|
| | 会長 | 関西学院大学人間福祉学部 教授 | 藤井 博志 | |
| | 副会長 | 兵庫県立大学環境人間学部 准教授 | 竹端 寛 | |
| | 委員 | 西宮市民生委員・児童委員会 会長 | 安東 裕子 | |
| | 委員 | 瓦木地域包括支援センター センター長 | 何森 道子 | |
| | 委員 | 平木地区青少年愛護協議会 会長 | 内田 宏美 | |
| | 委員 | 認知症介護者の会さくら会 会長 | 加藤 由美子 | |
| | 委員 | 西宮医療連盟 理事 | 北垣 幸央 | |
| | 委員 | 兵庫県老人福祉事業協会阪神ブロック 顧問 | 北嶋 勇志 | |
| | 委員 | 一般社団法人老人クラブ連合会 理事長 | 古結 公司 | |
| | 委員 | NPO法人なごみ 事務局長 | 田村 幸大 | |
| | 委員 | 兵庫県西宮こども家庭センター 所長 | 谷口 稔彦 | |
| | 委員 | 生活協同組合コープこうべ第2地区本部 本部長 | 新島 進 | ~令和3年7月31日 |
| | | | 冬頭 佐智子 | 令和3年8月1日~ |
| | 委員 | 社会福祉法人みかり会小規模保育園 森のこどもたち 園長 | 林 真咲 | |
| | 委員 | 西宮市地域自立支援協議会 副会長 | 増田 真樹子 | |
| | 委員 | NPO法人つどい場さくらちゃん 理事長 | 丸尾 多重子 | |
| | 委員 | 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 理事長 | 水田 宗人 | |
| | 委員 | 西宮コミュニティ協会 副理事長 | 森 康子 | |
| | 臨時委員 | 公募市民 | 大和 陽子 | 令和3年4月1日~ |

5 西宮市地域福祉推進検討会議

(1) 西宮市地域福祉推進検討会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市地域福祉計画（以下、「計画」という。）における施策・事業に関して、西宮市社会福祉協議会が策定した地域福祉推進計画（以下、「市社協計画」という。）における取り組みと連携して推進を図るために「西宮市地域福祉推進検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画における重点的な取り組みの推進に関する事項
- (2) 市社協計画との連携・協働に関する事項
- (3) その他、計画における施策・事業の推進に関する事項

(構成等)

第3条 検討会議は別表に掲げる部署の長をもって構成する。

2 検討会議にリーダーを置き、リーダーには健康福祉局福祉総括室地域共生推進課長を持って充てる。

(会議)

第4条 検討会議はリーダーが招集し、別表に掲げる部署の長のうち、検討事項に関連する部署の長が出席する。

2 リーダーは必要に応じて、別表に掲げる部署の施策・事業の担当者を検討会議へ加えることができる。

3 リーダーは必要に応じて、別表に掲げる部署以外の地域福祉推進のための重点的な取り組みに関連する部署及び支援機関等の職員を検討会議に加えることができる。

(事務局)

第5条 検討会議の庶務は、健康福祉局福祉総括室地域共生推進課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関して必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 29 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

(別表 1)

| 部 署 | 課 名 |
|---------------|--------------------|
| 健康福祉局福祉総括室 | 地域共生推進課 |
| 健康福祉局福祉総括室 | 福祉のまちづくり課 |
| 健康福祉局福祉部 | 高齢福祉課 |
| 健康福祉局福祉部 | 障害福祉課 |
| 健康福祉局生活支援部 | 生活支援課 |
| 健康福祉局生活支援部 | 厚生課 |
| 健康福祉局保健所 | 地域保健課 |
| 健康福祉局保健所 | 健康増進課 |
| こども支援局子供支援総括室 | 子供支援総括室 参事(計画推進担当) |
| こども支援局子育て支援部 | 子供家庭支援課 |
| こども支援局こども未来部 | 地域・学校支援課 |
| こども支援局こども未来部 | 子育て総合センター |
| 市民局コミュニティ推進部 | 市民協働推進課 |
| 市民局コミュニティ推進部 | 地域コミュニティ推進課 |
| 市民局コミュニティ推進部 | 地域防犯課 |
| 都市局都市総括室 | すまいづくり推進課 |
| 教育委員会学校教育部 | 学校教育課 |
| 西宮市社会福祉協議会 | 地域福祉課 |
| 西宮市社会福祉協議会 | 共生のまちづくり課 |
| 西宮市社会福祉協議会 | 総合相談支援課 |

6 用語解説

あ行

■ I C T

情報通信技術（Information & Communication Technology）の略です。「I T」（Information Technology）もほぼ同義として用いられていますが、国際的にはI C Tの方が広く使われています。

■アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、届いていなかったり自ら申し出をしない人たちに対して、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指す取り組みのことをいいます。

■運営推進会議

地域密着型サービス事業者が開催する会議で、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等により構成され、地域に開かれたサービス、サービスの質の確保を図るものです。

■ S N S

「Social Networking Service」の略です。インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのことをいいます。

か行

■介護相談員

介護施設等の介護サービスの提供の場を訪ね、サービスの利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う人をいいます。活動を行うために必要な一定水準の研修を受けています。

■協働

市民、企業、行政等の立場の異なる組織や人同士が対等な関係のもと、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組みのことをいいます。

■権利擁護支援システム推進委員会

高齢者、障害者等の虐待その他の権利侵害の防止策、高齢者、障害者等の権利を守るための支援策並びに西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能等を含めた地域における権利擁護支援システムの推進及び検討についての調査及び審議並びに西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例の規定によりその権限に属された事項の処理をするための審議会です。

■権利擁護支援者人材バンク

西宮市における多様な権利擁護支援ニーズに対応する一定の研修を修了した市民が、社会貢献の精神に基づく権利擁護支援活動を行い、また、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が地域の権利擁護支援活動に協力を行うための仕組みのことをいいます。

■権利擁護推進員

高齢者・障害者権利擁護支援センター等が行う権利擁護に関する普及・啓発等に協力する人のことをいいます。

■後見活動支援員

高齢者・障害者権利擁護支援センターが行う法人後見活動に協力する人のことをいいます。

■合理的配慮

障害のある人が、障害のない人と同様に権利が確保され、教育、就労、その他の社会生活に平等に参加できるように、障害の状況や程度に応じて必要かつ適切な配慮（変更や調整）を、過度の負担にならない範囲で行うことをいいます。平成 28 年度より施行された障害者差別解消法では、合理的配慮を提供しないことも差別に当たると規定しています。

■高齢者あんしん窓口

地域包括支援センターの西宮市における呼称です。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、どのような支援が必要か状況の把握を行い、日常生活に必要な課題を整理するとともに、介護保険制度外のサービス、関係機関、必要な制度の利用等につなげて支援を行う機関で、15 の日常生活圏域ごとに設置しています。

■高齢者・障害者権利擁護支援センター

介護や福祉のサービスを選ぶことや契約することが難しい認知症高齢者や、知的・精神に障害のある人等に対して、成年後見制度利用等の権利擁護に関する相談や支援を実施することを目的に西宮市が設置している機関です。

■子育て地域サロン

地区社会福祉協議会等が主体となり、子育て中の親が子供と一緒に気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決したり、情報交換ができる身近な場として開設しているサロンのことをいいます。

■子育てひろば

子育て家庭（特に0歳～2歳の子供や保護者）が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる常設の場を開設する地域子育て支援拠点事業のことです。西宮市では、「子育てひろば」として、子育て総合センター、児童館・児童センター、大学、保育所、幼稚園等で実施しています。

さ行

■市民後見人

成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人（補助人・保佐人を含む）のことです。地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神を持った市民のことをいいます。

■社会福祉協議会

地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されており、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

■障害者総合相談支援センターにしのみや

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、情報提供や様々な支援を行う、西宮市における基幹相談支援センターです。

■小地域福祉活動

身近な小地域（小学校圏域等）を単位として、近隣の人々が行う見守り活動や支援活動等、福祉活動の総称です。

■情報バリアフリー

高齢者や障害のある人を含め、誰もがICT（情報通信技術）を利活用し、その恩恵を享受できるようにすることをいいます。

■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことをいいます。

■生活支援員

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）において、利用者のサービス利用や金銭管理に関する支援を行う人のことをいいます。

■生活支援コーディネーター

住民同士による生活支援を行う担い手の発掘・養成等を行うとともに、地域資源の開発や地域の多様な主体のネットワーク構築に向け、そのコーディネート機能を担うために配置される職員のことです。

■制度の狭間

ゴミ屋敷、ひきこもり、不登校、ホームレス、近隣住民とのトラブル等、対応できる制度がない、もしくはあっても不十分な課題のことをいいます。従来の福祉制度に当てはめる支援では解決が難しく、全国的な問題となっています。

■成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等の理由により判断能力が不十分なために自分自身の権利を守るのが困難な人を支援する制度です。その人の意思を尊重した財産管理やサービス利用のための契約等をサポートします。

た行

■地域子育て支援拠点事業

「子育てひろば」をご参照ください。

■地域自立支援協議会

障害のある人の生活を支えるため、地域の福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として市町村が設置運営するものです。西宮市においては、障害当事者や障害者団体、相談支援事業所等のサービス事業者、関係機関等の参加により組織されており、「障害のある人もない人も 地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指して活動しています。

■地域生活課題

社会的孤立や経済的困窮等によって地域住民に拡大している生活課題の広がりとともに、その中でさらに深刻化している福祉課題を一体的に捉える言葉として「地域生活課題」と定義しています。

■地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活への支援が包括的に確保される体制と定義されています。市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要となります。

■地域包括支援センター

「高齢者あんしん窓口」をご参照ください。

■地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として、その市町の被保険者のみが利用できるサービスのことをいいます。

■地区ボランティアセンター

地区社会福祉協議会活動の1つで、「相談・情報提供」、「ボランティア活動の普及推進」、「ボランティアによる生活支援や地区ボランティアセンターの拠点機能を活用した支援」、「個人や各種地域団体及び専門機関とのコーディネート」の4つの機能を有する機関です。地区によって、開設曜日・時間が異なります。

■つどい場

個人の家や空き家等を活用し、住民同士がより身近に、気軽に集まれる場のことをいいます。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者のみならず、恋人等、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子供を利用した暴力が含まれます。

■当事者組織

共通した経験や境遇・困難を持つ人（本人）やその家族等が、お互いの悩み・課題を共有し、それらの対応・解決のために学び、情報を交換し、支えあっていく組織のことをいいます。

な行

■西宮いきいき体操

地域住民がグループで、身近な場所において行う高齢者向けの筋力向上を目的とした体操です。手首や足首におもりをつけ、DVDの映像に合わせて行います。おもりの量を調整したり、座って体操することによって、体力に自信がない方も一緒に参加することができます。

■西宮市地域福祉推進検討会議

西宮市地域福祉計画における施策・事業に関して、西宮市社会福祉協議会が策定した西宮市社会福祉協議会地域福祉推進計画における取り組みと連携して推進を図るために設置した検討会議で、計画における重点的な取り組みや市社協計画との連携・協働について検討を進めます。

■日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症や知的・精神障害のある人等、判断能力が不十分な状態にある人に対して、福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理の支援を行う事業のことです。

■認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集える場のことをいいます。

は行

■8050 問題

80 代の親が 50 代の子供の生活を支えるという問題のことをいいます。背景には子供のひきこもりがあると考えられています。

■ピアサポート／ピアサポーター

障害のある人自身が、他の障害のある人に対し、自らの体験に基づき、相談に対応したり、社会参加や地域での交流・問題の解決等を支援する活動のことをいいます。そのサポートを行い相談に応じる人のことをピアサポーターといいます。

■福祉避難所

一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮を要する障害のある人や高齢者等の災害時要援護者を受け入れる避難所のことをいいます。

■ふれあい・いきいきサロン

地区社会福祉協議会における交流活動の1つで、住民同士が気軽に集い、自由に交流することで、孤立感の解消や仲間づくりを図ることを目的に開設しているサロンのことをいいます。

ま行

■民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。全ての民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねるため、民生委員・児童委員と呼ばれます。

■ヤングケアラー

法律上の明確な定義はありませんが、厚労省は、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている 18 歳未満の子供のことをヤングケアラーとしています。

■ユニバーサルデザイン

調整しなくても可能な限り全ての人が利用しやすい製品、サービス、環境等になるよう、当初から普遍的な機能を組み込んでおくという考え方のことをいいます。

西宮市地域福祉計画（第4期）

令和4年（2022年）3月

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 地域共生推進課

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

TEL : 0798-35-3187 FAX : 0798-26-2340